

北谷町一般廃棄物処理基本計画 (中間見直し)

令和5年3月

北 谷 町

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の法的根拠

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定めるものとして、市町村に策定が義務づけられている計画であることから、平成 29 年度に「北谷町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

前計画では、平成 30 年度を初年度とし、10 年後の令和 9 年度を目標年度としていますが、5 年後の令和 4 年度に見直しを行う予定となっていたことから、前計画の中間見直しを行いました。

なお、基本計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月、環境省）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 2 年 10 月、厚生省）に基づいて策定を行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、基本計画に関係する条項）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 一般廃棄物処理基本計画の概要

2-1 計画の適用範囲

(1) 対象地域

市町村は、当該市町村の区域内全域について、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされています。

(2) 対象となる廃棄物

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければなりません。

また、市町村は、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記する必要があります。

2-2 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

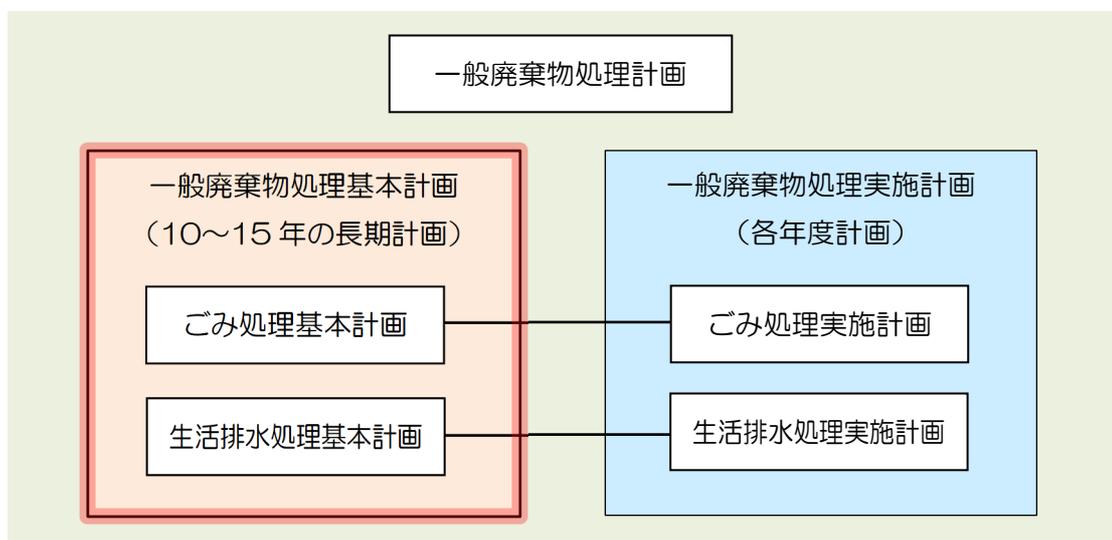


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

2-3 一般廃棄物処理計画策定の時期

(1) 基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切とされています。

(2) 実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定する必要があります。

2-4 廃棄物処理基本計画の位置づけ

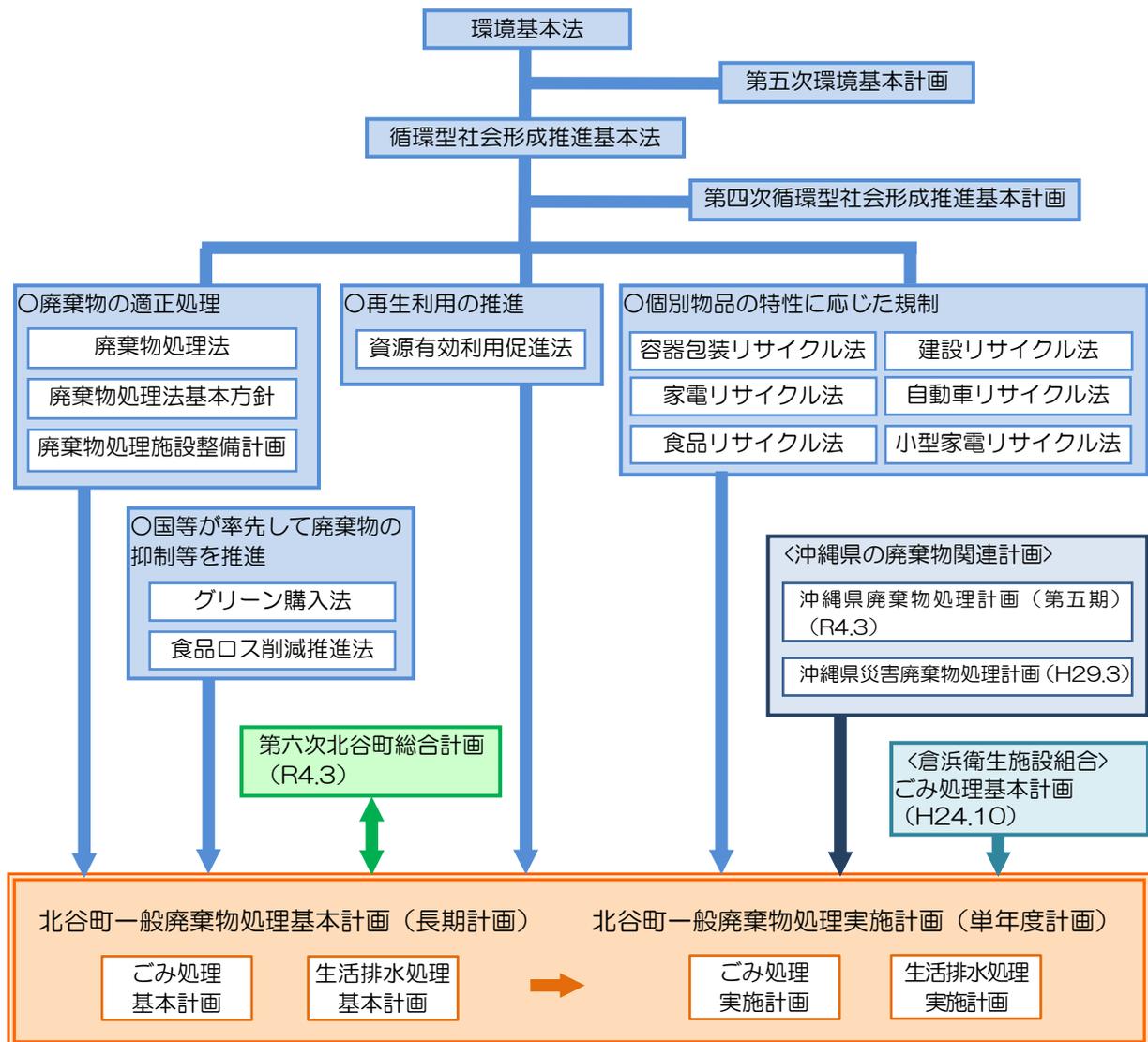


図 1-2 北谷町一般廃棄物処理基本計画の関係法令・計画との関係

2-5 計画の目標年度

本計画は平成 30 年度を初年度とし 10 年後の令和 9 年度を目標年度とします。

令和 9 年度における本町と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

なお、本計画は、計画期間において、おおむね 5 年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

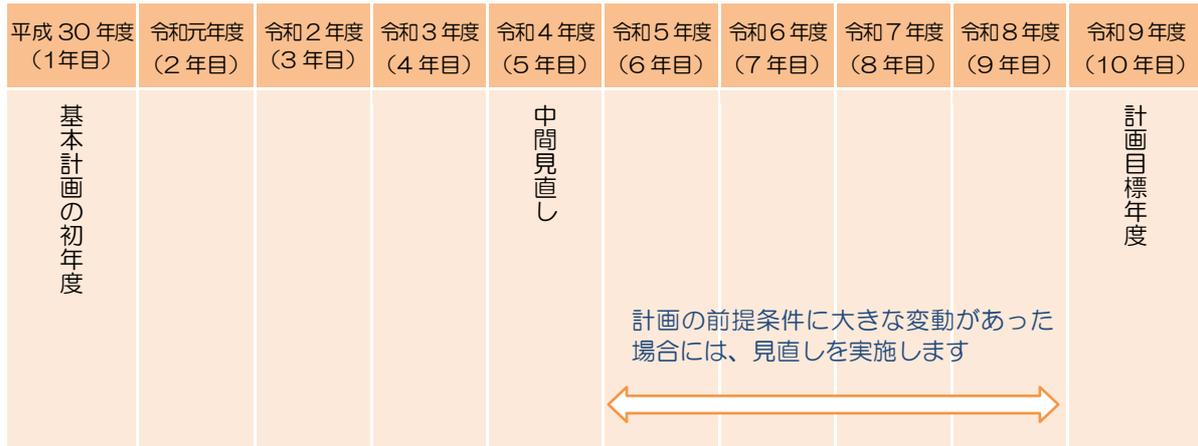


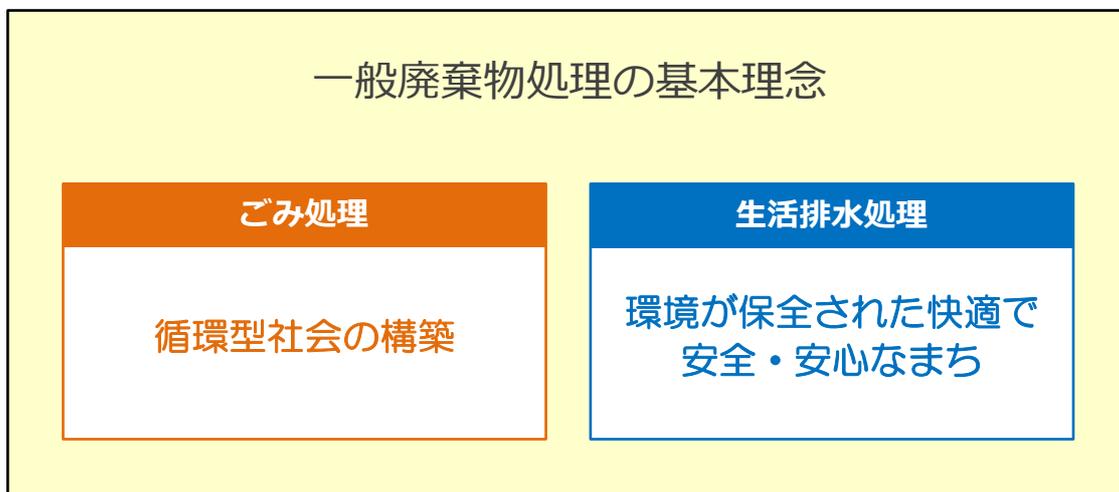
図 1-3 北谷町一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

3. 一般廃棄物処理の基本理念

本町の一般廃棄物処理に係る基本理念は、ごみ処理が、“循環型社会の構築”と設定し、生活排水処理が、“環境が保全された快適で安全・安心なまち”と設定します。

循環型社会とは、ごみをなるべく出さずに、ごみをできるだけ資源として有効利用し、どうしても利用が難しいものはきちんと処理・処分を行うことで、天然資源の消費を減らし、環境への負荷をできるだけ減らす社会のことです。本町では、このような社会の構築に向け取り組んでいきます。

生活排水処理については、良好な生活環境や自然環境保全を図るために、生活排水の適正処理に努め、人と自然が共生できる快適で安全・安心なまちづくりを行います。



4. 基本方針

4-1 ごみ処理の基本方針

本町では、ごみ処理の基本理念として、前項で示した“循環型社会の構築”を設定し、ごみ減量やリサイクルの推進、不法投棄の防止に取り組むものとします。

循環型社会の構築に向け、住民、事業者及び行政の3者の協働により、ごみとなるものは断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る4Rを推進します。

《ごみ処理の基本方針》

基本方針1 ごみの排出抑制の推進

住民・事業者・行政の3者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組みます。

基本方針2 ごみの資源化の推進

分別の徹底を呼びかけ、更なるリサイクルに努めます。

基本方針3 ごみの適正処理

循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行います。
また、不法投棄や野焼きなどのごみの不適正処理の防止に努めます。

基本方針4 ごみに関する普及・啓発

ごみ問題やリサイクルなどに関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄防止の徹底、環境美化などに関する普及・啓発を推進します。

基本方針5 関係市との連携

北谷町、沖縄市、宜野湾市は、倉浜衛生施設組合を設立し、ごみ処理・処分などに関する連携体制を確立しています。

また、倉浜衛生施設組合では平成24年10月に「ごみ処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の抑制目標や施策などが設定されています。

これらの目標や施策との整合を図り、関係市と連携し、効率的な処理体制の確立に努めます。

4-2 生活排水処理の基本方針

本町では、生活排水処理の基本理念として、前項で示した“環境が保全された快適で安全・安心なまち”を設定し、生活環境の向上と自然環境の保全を図るため、下水道施設の適切な維持管理に取り組み、衛生的なまちづくりを進めるものとします。

公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進し、下水道の整備が困難な地域（下水道処理区域外の地域）については、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽世帯に対しては、浄化槽を適正に管理して頂くように周知を図ります。

《生活排水処理の基本方針》

基本方針1 公共下水道への接続の推進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道の未整備地域については、各家庭への合併処理浄化槽の普及を促進します。

基本方針3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の状況

1-1 ごみ処理体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭より排出される生活系ごみについては委託業者により行われており、事業所やスーパーマーケットなどから排出される事業系ごみについては許可業者による収集となっています。

本町のごみの処理は、本町、沖縄市及び宜野湾市の3市町で構成されている倉浜衛生施設組合の廃棄物処理施設、並びに北谷町草木類資源化処理施設にて、中間処理、最終処分、資源化が行われています。

ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）において、燃やせるごみの熔融焼却処理を行い、熔融残渣などについては同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分を行っています。また、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、缶の選別・圧縮処理、びんの選別処理、ペットボトル及び古紙類の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルを行っています。

庭木の剪定などから発生する草木類については、北谷町草木類資源化処理施設において、チップ化による減量及び堆肥化を行っています。また、公園や街路樹の維持管理、行政区や学校での一斉清掃により発生した草木類についても、合わせて処理を行っています。

学校給食センターから発生する食品残渣については、飼料化も行っています。

収集・運搬の概要

収集区域：北谷町内全域（米軍施設内は除く）

収集業者：生活系ごみ …… 委託業者
事業系ごみ …… 許可業者

収集方式：各戸収集方式（生活系ごみ）

分別種類：生活系ごみ …… 燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（5種分別）

事業系ごみ …… 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ（3種分別）

※「資源ごみ」は、缶、びん、ペットボトル、古紙類、草木類（申込み制）に分類されます。

※基地外居住の軍人・軍属から排出される廃棄物については、「事業系ごみ」として許可業者による収集が行われています。

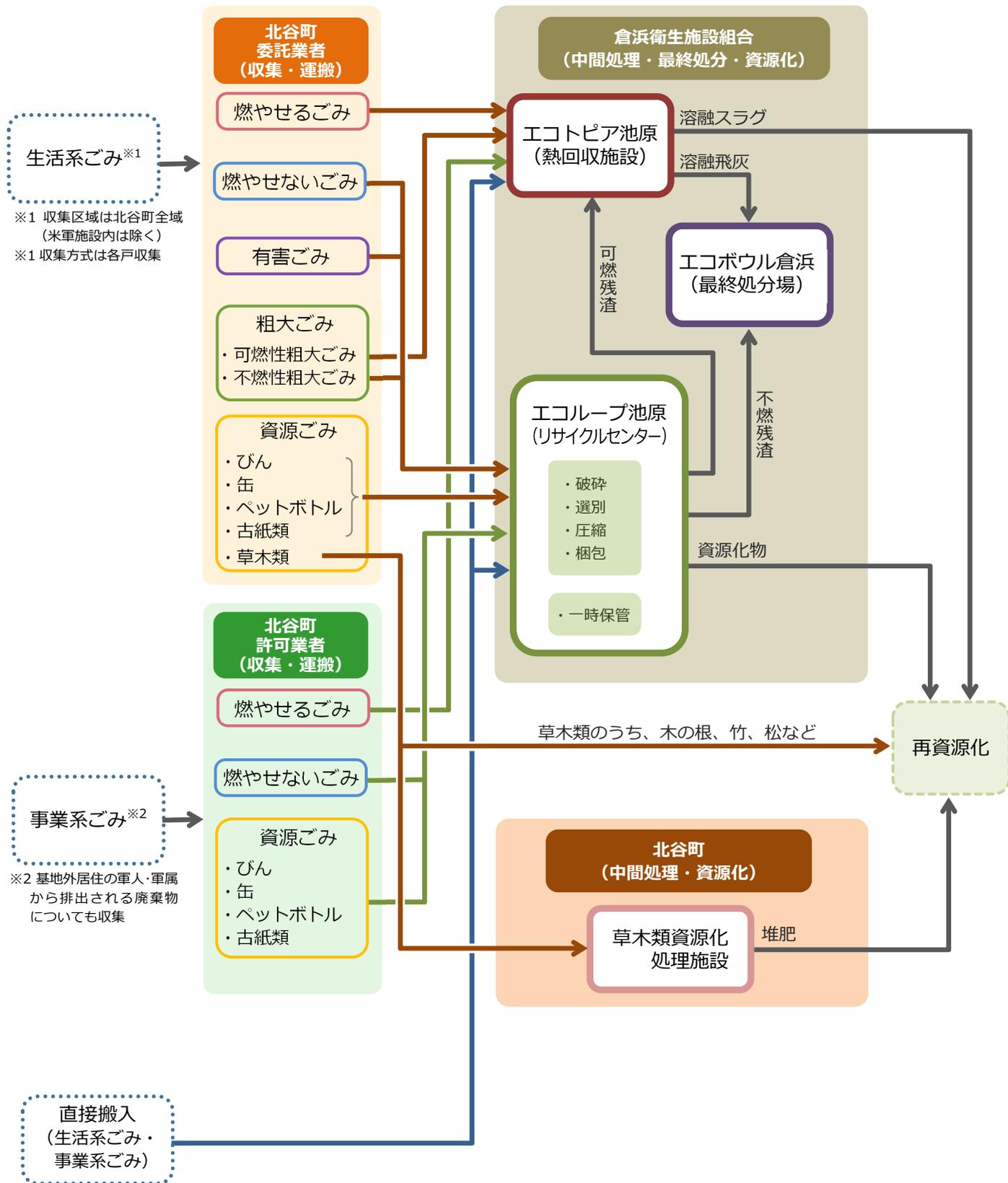


図 2-1 ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別種類

本町のごみの分別種類は、生活系ごみが燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの5種分別となっており、事業系ごみは燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみの3種分別となっています。

分別についてのお問い合わせ
TEL982-7033
FAX936-4440

家庭ごみの分け方・出し方

燃やせるごみ

●野菜・残飯等の生ごみ ●再生の効かない紙くず等
 ●プラスチック類、ビデオテープ、カセットテープ、CD等 ●靴・靴などの革・ゴム製品
※金属部分は取り外して燃やせないごみへ

●食用油
(凍結防止剤が入っているペットボトルなどに新聞紙を詰め、染み込ませてから)

●玩具類

※指定ごみ袋で出してください。

燃やせないごみ

●食器・ガラス類など ●傘・ハンガー・針金など
※木製・プラスチック製のハンガーは燃やせるごみです。

●小型の電化製品など ●珪藻土マット・LED電球

●鍋・フライパンなど ●割れ物・刃物類

※指定ごみ袋で出してください。

留意点
 刃物や割れたガラスなどは厚紙に包んでそれぞれ表示して出してください。

有害ごみ

●ライター(金属製もきむ) ●蛍光灯・体温計など(水銀を使用しているもの) ●電池(マンガン・アルカリのみ)
※白熱灯及びLED電球は「燃やせないごみ」 ※充電式電池やボタン型電池はリサイクル協力店に処分を依頼してください。

※必ず使い切ってから

留意点
 蛍光灯は購入した際の包み箱に入れて出しても構いません。ただし、購入時の包み箱がない場合は割れても散らばらないように厚紙等で包んでから透明な袋に入れて出してください。

粗大ごみ

●自転車 ●家具類(テーブル、イス、タンス) ●マットレスなど ●じゅうたん、たたみ ●布団類

●大型の電化製品

●申し込み方法・出し方

粗大ごみ処理券をスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの取扱店でお買い求めください。

電話で北谷地域振興センターか北谷衛生へ申し込んでください。(その際、ごみ処理券受付番号・収集日等をお知らせします。)

お求めになったごみ処理券を見やすいところに貼ってください。(その際、受付番号を記入してください。)

指定された収集日の朝8時30分までに出してください。

資源ごみ

●缶 ●びん ●ペットボトル ●草木類(申し込み制) ※木材等は除く

※スプレー缶・カセットボンベは使いきってから出してください。

※新聞紙:チラシ類、雑誌、ダンボール、雑誌に分けて捆などでそれぞれまとめてから出してください。

※キャップ・ラベルは燃やせるごみへ

※申し込み制です。北谷町シルバー人材センターへ申し込んでください。
TEL 921-7722 FAX 921-7723
※長さは1m程度に切り、直径50cm以内で束ねるが透明な袋に入れてください。袋は容量45ℓ程度の袋に入れて下さい。

町では収集しないごみ

●一度に多量に出されたごみ ●家電4品目(家電リサイクル法)
(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機 洗濯機 衣類乾燥機)

●適正な処理が困難な物

※後援で許可証をもらい、自分で廃棄工場に運んで下さい。

●処理にかかる費用は、排出者の負担になる場合があります。 ●事業所から出されるごみは収集いたしません。

わが家のごみ出し日 (記入してお役立てください)

ごみの種類	収集曜日
燃やせるごみ	
燃やせないごみ	
有害ごみ	
資源ごみ	
粗大ごみ	申し込み制
草木ごみ	申し込み制

●「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の収集については「北谷地域振興センター(TEL936-0077)」へお問い合わせください。

●「資源ごみ」の収集漏れについては「北谷町シルバー人材センター(TEL921-7722)」へお問い合わせください。

●その他お問い合わせは「北谷町 住民福祉部 保健衛生課 環境衛生係(TEL982-7033)」までお願いします。

北谷町住民福祉部保健衛生課 ●切り取ってお使いください

資料：「北谷町ごみ減量大作戦」2023年1月、北谷町住民福祉部保健衛生課

図 2-2 生活系ごみの分別ポスター

(2) 収集・運搬体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者によって行われ、事業所などから排出される事業系ごみは許可業者によって行われています。

①収集区域

本町には、自家処理区域はなく、町内全域（軍施設内は除く）が収集区域となっています。

②収集方式

生活系ごみの収集方式は、門口収集により行っています。

事業系ごみは、事業者と許可業者との契約により収集が行われるため、特に収集方式は定めていません。

(3) 中間処理体制

本町の中間処理は、本町、沖縄市及び宜野湾市の3市町で構成されている倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）、並びに本町の北谷町草木類資源化処理施設にて行われています。

以下に本町のごみ処理を行っている各施設の概要を示します。

①熱回収施設及びリサイクルセンター

倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）では、主に燃やせるごみの熔融焼却処理が行われています。

また、エコループ池原（リサイクルセンター）では、資源ごみの選別・圧縮処理を行い、再生資源化業者に引き渡すまでの間、一時保管を行います。

なお、本施設の耐用年数は、建物が50年間、設備が15年間となっています。



図 2-3 エコトピア池原及びエコループ池原の外観

表 2-1 エコトピア池原及びエコループ池原の概要

施設名称	エコトピア池原（熱回収施設）	施設名称	エコループ池原（リサイクルセンター）
所在地	沖縄市字池原 3394 番地	所在地	沖縄市字池原 3394 番地
施設規模	309 t/日（103t/24h×3 炉）	施設規模	82 t/日（5h）
熔融焼却設備	流動床式ガス化熔融炉	建築面積	3,195.33m ²
余熱利用設備	蒸気タービン発電機及び蒸気利用方式（最大出力 6,000kW）	延床面積	5,480.57m ²
建築面積	5,059.55m ²	構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地上4階
延床面積	9,425.85m ²	竣工	平成 22 年 3 月
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階		
竣工	平成 22 年 3 月		

資料：倉浜衛生施設組合ウェブサイト

②草木類資源化施設

本町内で発生した草木類については、本施設においてチップ化を行い、堆肥として資源化を行っています。



図 2-4 北谷町草木類資源化処理施設

表 2-2 北谷町草木類資源化処理施設の概要

施設名称	北谷町草木類資源化処理施設
所在地	北谷町字上勢頭 846 番地 2
施設規模 (敷地面積)	4,390m ²
処理方法	剪定枝葉・剪定木のチップ化処理、草については堆積処理
竣工	平成 16 年 4 月

(4) 最終処分体制

倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜（最終処分場）では、エコトピア池原（熱回収施設）から発生する溶融飛灰やエコループ池原から発生する資源化不適な処理残渣の埋立処分を行っています。

なお、本施設の令和3年3月31日における埋立残余容量は198,899m³となっています。



図 2-5 エコボウル倉浜（最終処分場）

表 2-3 エコボウル倉浜（最終処分場）の概要

施設名称	エコボウル倉浜（最終処分場）
所在地	沖縄市字倉敷 111 番地
施設規模	埋立処分場：埋立面積 38,000m ² 、埋立容量 400,000m ³ 浸出水処理施設：処理能力 140m ³ /日
処理方式	埋立処分場：準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設：接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
埋立残余容量	198,899m ³ （令和3年3月31日現在）
竣工	平成8年12月

資料：倉浜衛生施設組合ウェブサイト（最終処分場の維持管理状況）

1-2 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理状況

①ごみの総排出量

本町における令和3年度のごみ総排出量は12,735tであり、1人1日当たりの量に換算すると1,202gとなります。これは、令和2年度の全国平均値(901g)よりも約300g大きく、また、同年度の沖縄県平均値(881g)よりも約320g大きい値となっています。

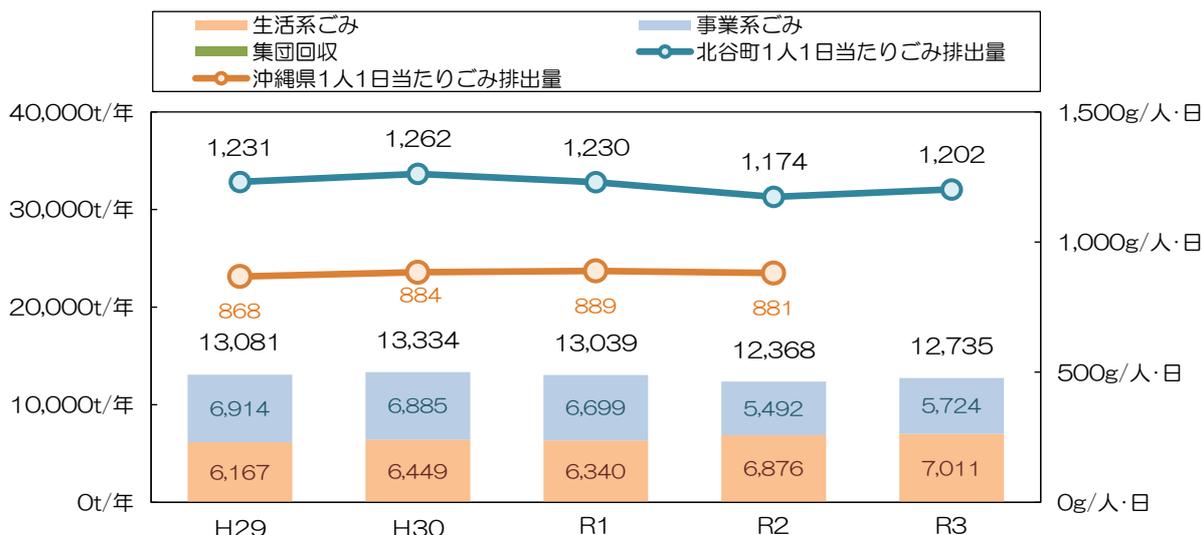


図 2-6 北谷町のごみ排出量の推移

表 2-4 北谷町のごみ排出量の推移

項目 年度	人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)				1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
		生活系	事業系	集団回収	総排出量	北谷町	沖縄県	全国平均
平成 29 年度	29,117	6,167 (47.1%)	6,914 (52.9%)	0 (0%)	13,081 (100%)	1,231	868	920
平成 30 年度	28,957	6,449 (48.4%)	6,885 (51.6%)	0 (0%)	13,334 (100%)	1,262	884	919
令和元年度	28,957	6,340 (48.6%)	6,699 (51.4%)	0 (0%)	13,039 (100%)	1,230	889	919
令和 2 年度	28,858	6,876 (55.6%)	5,492 (44.4%)	0 (0%)	12,368 (100%)	1,174	881	901
令和 3 年度	29,016	7,011 (55.1%)	5,724 (44.9%)	0 (0%)	12,735 (100%)	1,202	—	—

※1人1日当たりのごみ量(g/人・日)=ごみ総排出量(t/年)÷人口(人)÷365又は366日×1,000,000
 ※令和3年度の沖縄県及び全国平均の1人1日当たりごみ排出量は、令和5年3月現在公表されていないため「—」としています。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)、倉浜衛生施設組合資料

②ごみの種類別排出量

本町におけるごみの種類別排出量の推移を以下に示します。

ごみの種類別排出量では、燃やせるごみが最も多く、令和 3 年度においては全体の約 8 割を占めています。

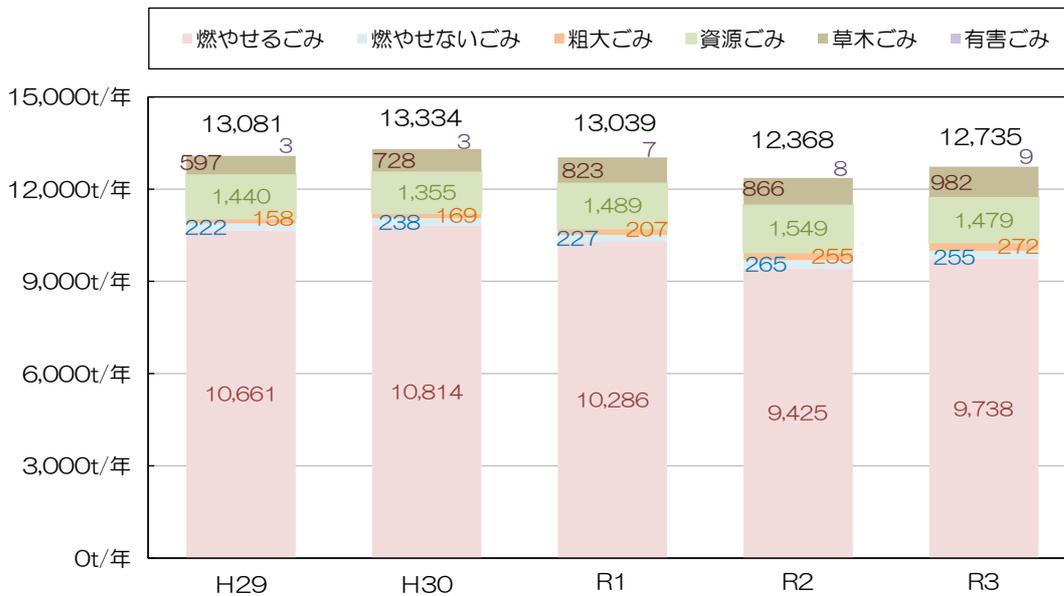


図 2-7 北谷町のごみの種類別排出量の推移

表 2-5 北谷町のごみの種類別排出量の推移

単位：t/年

年 度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	草木ごみ	有害ごみ	合 計
平成 29 年度	10,661 (81.5%)	222 (1.7%)	158 (1.2%)	1,440 (11.0%)	597 (4.6%)	3 (0.02%)	13,081 (100%)
平成 30 年度	10,814 (81.1%)	238 (1.8%)	196 (1.5%)	1,355 (10.2%)	728 (5.5%)	3 (0.02%)	13,334 (100%)
令和元年度	10,286 (78.9%)	227 (1.7%)	207 (1.6%)	1,489 (11.4%)	823 (6.3%)	7 (0.05%)	13,039 (100%)
令和 2 年度	9,425 (76.2%)	265 (2.1%)	255 (2.1%)	1,549 (12.5%)	866 (7.0%)	8 (0.06%)	12,368 (100%)
令和 3 年度	9,738 (76.5%)	255 (2.0%)	272 (2.1%)	1,479 (11.6%)	982 (7.7%)	9 (0.07%)	12,735 (100%)

※（ ）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）、倉浜衛生施設組合資料

③ごみの処理状況

本町におけるごみの処理状況の推移を以下に示します。

ごみの処理状況は、直接焼却量が最も多く、令和3年度においては全体の約8割を占めています。

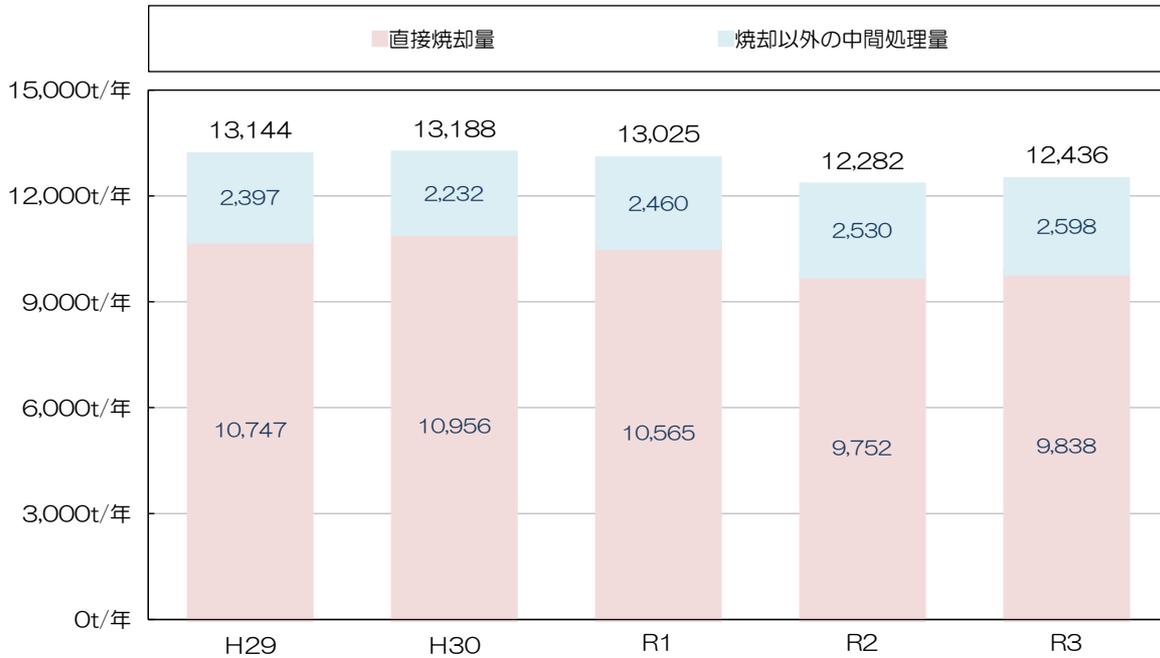


図 2-8 北谷町のごみ処理状況の推移

表 2-6 北谷町のごみの処理状況の推移

単位：t/年

年 度	直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	合 計
平成 29 年度	10,747 (81.8%)	2,397 (18.2%)	13,144 (100%)
平成 30 年度	10,956 (83.1%)	2,232 (16.9%)	13,188 (100%)
令和元年度	10,565 (81.1%)	2,460 (18.9%)	13,025 (100%)
令和 2 年度	9,752 (79.4%)	2,530 (20.6%)	12,282 (100%)
令和 3 年度	9,838 (79.1%)	2,598 (20.9%)	12,436 (100%)

資料：「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)、倉浜衛生施設組合資料

④資源化の状況

本町における資源化の状況の推移を以下に示します。

令和3年度における資源化量は、肥料が最も多く、以下、ガラス類、紙類、紙製容器包装等の順となっています。



図 2-9 北谷町のごみの資源化量の推移

表 2-7 北谷町の資源化量の推移

単位：t/年

年度	紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	肥料	熔融スラグ	その他	合計
平成29年度	101 (4.3%)	2 (0.1%)	121 (5.1%)	260 (11.0%)	441 (18.6%)	152 (6.4%)	460 (19.4%)	241 (10.2%)	595 (25.1%)	2,373 (100%)
平成30年度	151 (7.2%)	3 (0.1%)	169 (8.1%)	274 (13.1%)	452 (21.6%)	186 (8.9%)	697 (33.3%)	162 (7.7%)	2 (0.1%)	2,096 (100%)
令和元年度	200 (9.1%)	3 (0.1%)	227 (10.3%)	263 (12.0%)	413 (18.8%)	210 (9.6%)	791 (36.0%)	76 (3.5%)	14 (0.6%)	2,197 (100%)
令和2年度	356 (16.2%)	4 (0.2%)	338 (15.4%)	272 (12.4%)	389 (17.8%)	218 (9.9%)	476 (21.7%)	127 (5.8%)	11 (0.5%)	2,191 (100%)
令和3年度	355 (15.3%)	4 (0.2%)	351 (15.1%)	271 (11.7%)	381 (16.4%)	221 (9.5%)	506 (21.8%)	222 (9.6%)	12 (0.5%)	2,323 (100%)

※（ ）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）、倉浜衛生施設組合資料等

⑤可燃ごみの性状

本町のごみ処理を実施している倉浜衛生施設組合における可燃ごみのごみ質の推移を以下に示します。

令和 3 年度における可燃ごみの性状は、紙・布が最も多く、次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類、木・竹・わら類となつています。

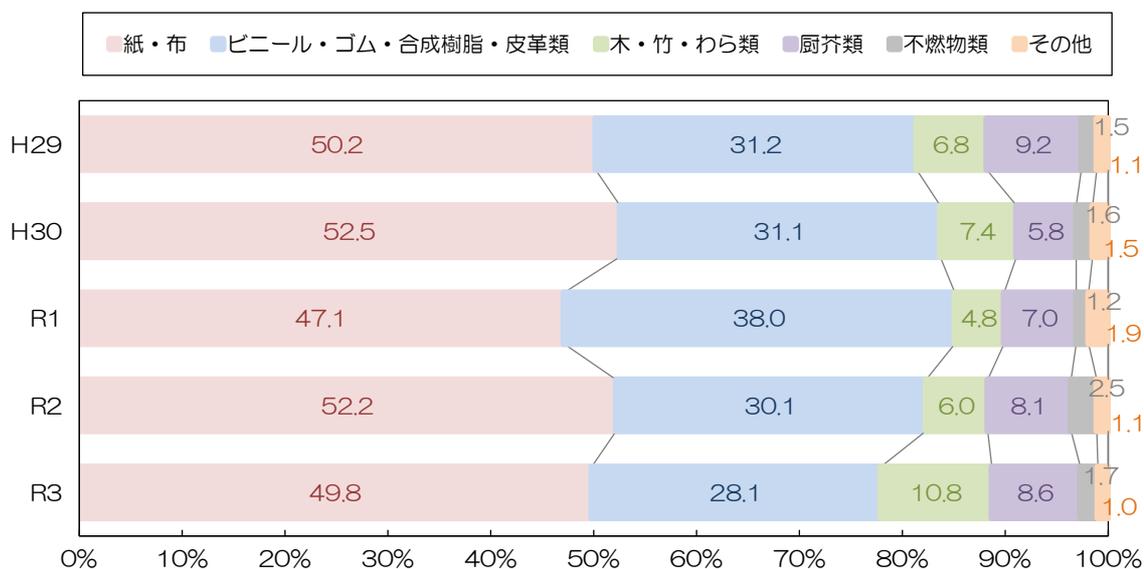


図 2-10 倉浜衛生施設組合における可燃ごみの性状

表 2-8 倉浜衛生施設組合における可燃ごみの性状

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
種類・組成	紙・布	50.2 %	52.5 %	47.1 %	52.2 %	49.8 %
	ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	31.2 %	31.1 %	38.0 %	30.1 %	28.1 %
	木・竹・わら類	6.8 %	7.4 %	4.8 %	6.0 %	10.8 %
	厨芥類	9.2 %	5.8 %	7.0 %	8.1 %	8.6 %
	不燃物類	1.5 %	1.6 %	1.2 %	2.5 %	1.7 %
	その他	1.1 %	1.5 %	1.9 %	1.1 %	1.0 %
	計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
三成分	水分	38.4 %	40.4 %	42.4 %	40.1 %	40.2 %
	灰分	6.3 %	6.5 %	6.2 %	6.6 %	5.8 %
	可燃分	55.3 %	53.1 %	51.4 %	53.3 %	54.0 %
	計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		11,857	9,966	9,861	10,378	11,100

資料：倉浜衛生施設組合資料

1-3 ごみ処理の評価

(1) 国・沖縄県・沖縄県内市町村の実績値との比較

令和 2 年度及び令和 3 年度における本町のごみ処理の実績値と国及び沖縄県の実績値との比較を表 2-9 に示します。

令和 2 年度における 1 人 1 日当たりのごみ量は、本町が 1,174g/人・日となっており、国（901g/人・日）及び沖縄県（881g/人・日）の値を上回っています。

リサイクル率（ごみ処理量に対する資源化量の割合）は、本町が 17.8%となっており、国（20.0%）の値は下回っていますが、沖縄県（16.6%）の値は上回っています。

最終処分率は、本町が 8.3%となっており、国（8.7%）の値は下回っていますが、沖縄県（5.9%）の値は上回っています。

表 2-9 国・沖縄県の実績値との比較

項目	国 (令和 2 年度)	沖縄県 (令和 2 年度)	北谷町	
			令和 2 年度	令和 3 年度
1 人 1 日当たりのごみ量	901 g/人・日	881 g/人・日	1,174 g/人・日	1,202 g/人・日
リサイクル率	20.0 %	16.6 %	17.8 %	18.7 %
最終処分率	8.7 %	5.9 %	8.3 %	6.6 %

※1 人 1 日当たりのごみ量 (g/人・日) = ごみ総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365 × 1,000,000

※リサイクル率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ [ごみ処理量 (t/年) + 集団回収量 (t/年)] × 100

※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）、倉浜衛生施設組合資料等

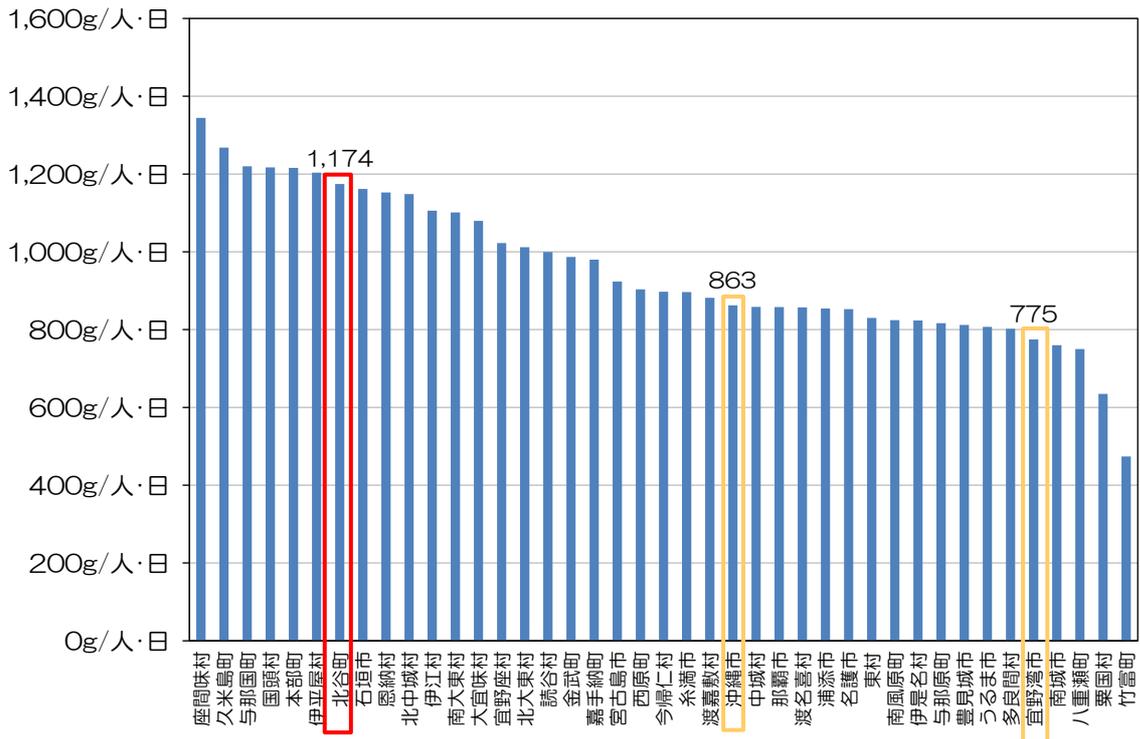
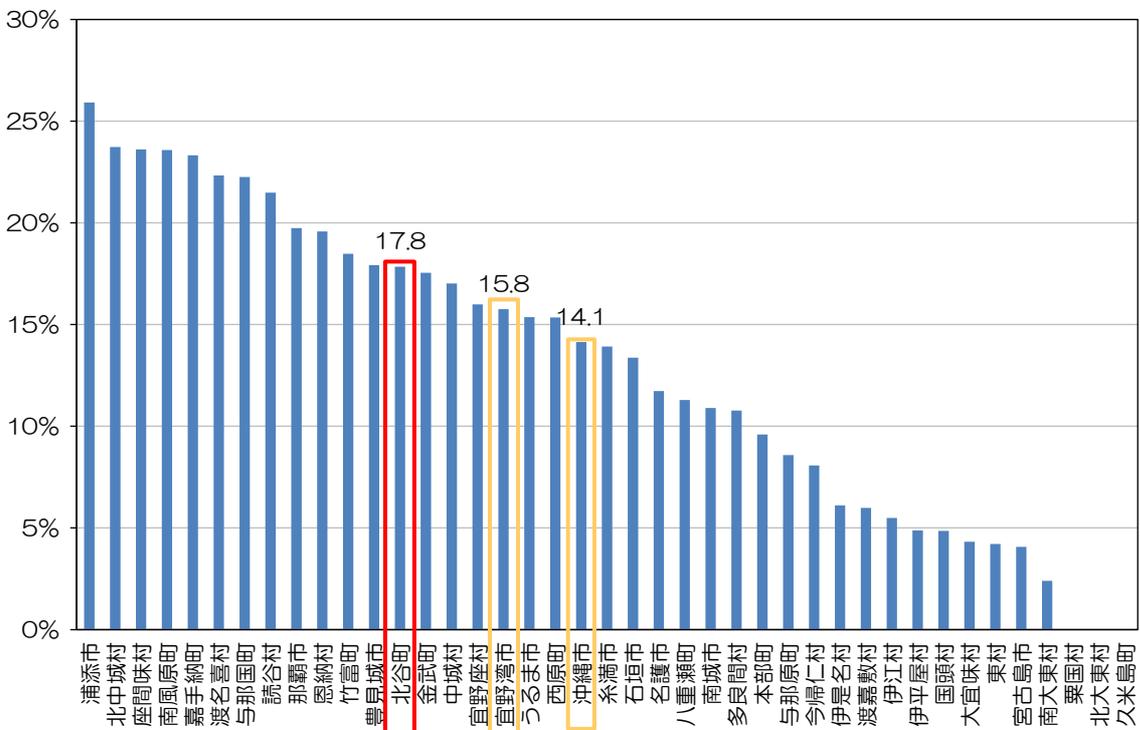
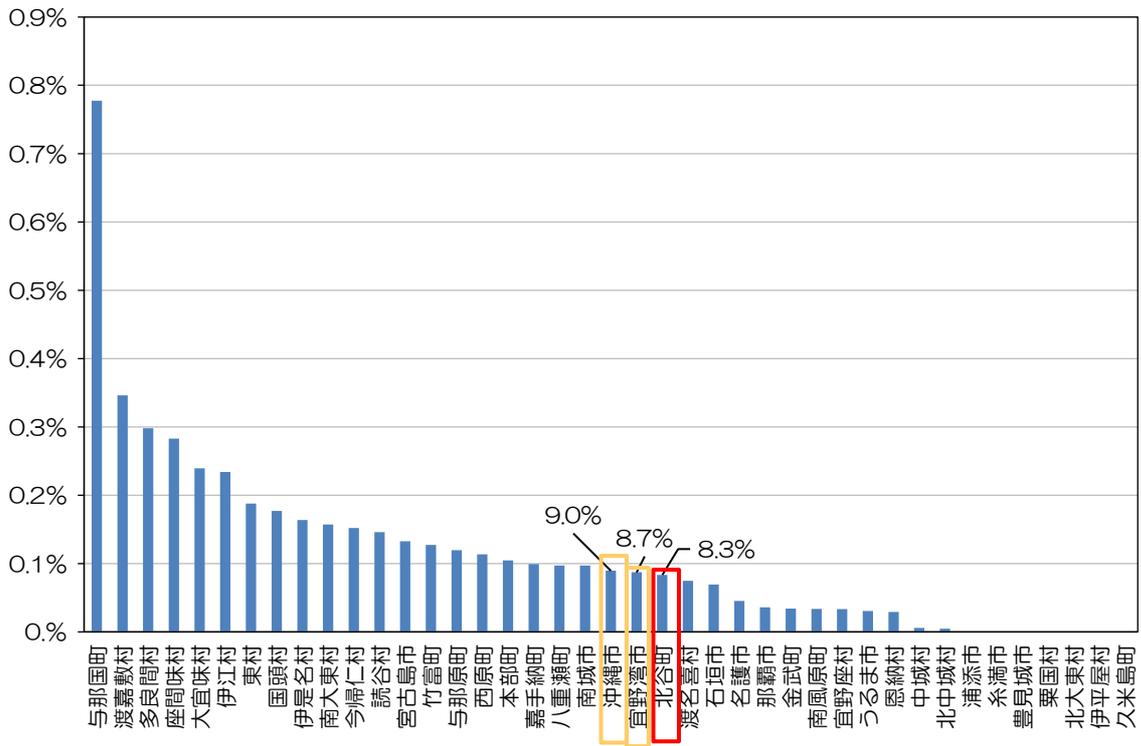


図 2-11 沖縄県内市町村の1人1日当たりのごみ量（令和2年度）



※リサイクル率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ [ごみ処理量 (t/年) + 集団回収量 (t/年)] × 100

図 2-12 沖縄県内市町村のリサイクル率（令和2年度）



※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

図 2-13 沖縄県内市町村の最終処分率 (令和 2 年度)

(2) 国・沖縄県の目標値との比較

国及び沖縄県のごみの減量化に係る目標値の概要を表 2-10 に示し、国及び沖縄県の目標値と本町の実績値（令和 2 年度）との比較を表 2-11 に示します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び再生利用量は、国、沖縄県の目標を達成していませんが、最終処分量は国の目標を達成しています。

表 2-10 国・沖縄県の目標値の概要

項目	国	沖縄県
目標年度	令和 2 年度	令和 2 年度
排出量	平成 24 年度に対し、 約 12%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 864 g/人・日)	平成 25 年度に対し、 2.5%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 809 g/人・日)
再生利用量 (再生利用率)	平成 24 年度の約 21%から、 約 27%に増加させる	排出量の 22%とする
最終処分量	平成 24 年度に対し、 約 14%削減する	排出量の 5%とする

※再生利用量の欄の割合は、ごみ総排出量に対する資源化量の割合（再生利用率）であり、前出のリサイクル率とは異なります（リサイクル率は“ごみ処理量”に対する資源化量の割合）。

資料：〈国〉 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示 34 号、平成 28 年 1 月改正）

〈沖縄県〉「沖縄県廃棄物処理計画（第四期）」（平成 28 年 3 月）

表 2-11 国・沖縄県の目標値との比較

項目	国の目標値 令和 2 年度	沖縄県の目標値 令和 2 年度	北谷町の実績値 令和 2 年度	国の目標値 に対する評価	沖縄県の目標値 に対する評価
1 人 1 日当たり ごみ排出量	864 g/人・日	809 g/人・日	1,174 g/人・日	×	×
再生利用量	約 27%	22%	17.7%	×	×
最終処分量	約 14%	5%	8.3%	○	×

(3) 平成 29 年度策定の北谷町一般廃棄物処理基本計画の目標との比較

「北谷町一般廃棄物処理基本計画」(平成 30 年 3 月)における目標値(令和 2 年度)と実績値(令和 2 年度)を以下に示します。

事業系ごみの排出量は目標を達成していますが、その他の項目については、目標を達成していません。

事業系ごみの排出量が目標を達成できた要因として、令和 2 年度には新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により緊急事態宣言が発表されるなど、経済活動などが制限されたため、事業所から排出されるごみ量が減少したと考えられます。

また、再生利用量については、古紙類や金属類の有価で取り引きされる資源ごみ(生活系ごみ)の無断持ち去りが行われており、再生利用量の伸びが鈍化していることも要因と考えられます。

表 2-12 「北谷町一般廃棄物処理基本計画」(平成 30 年 3 月)の目標値との比較

項目	北谷町目標値 (令和 2 年度) (北谷町一般廃棄物処理基本計画 (H30.3))	北谷町実績値 (令和 2 年度)	目標値に 対する評価
ごみ排出量	1,112g/人・日 (12,122 t/年)	1,174g/人・日 (12,368 t/年)	×
生活系ごみ	545g/人・日	653g/人・日	×
事業系ごみ	4.28 t/事業所・年	3.62 t/事業所・年	○
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	420g/人・日	480g/人・日	×
再生利用量 (排出量に対する割合)	排出量に対して約22%	17.7%	×
備考	令和2年度の排出源単位(生活系と事業系の合計)を平成20年度と同程度に抑制する。		

※1人1日当たりのごみ量(g/人・日) = 総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 365日 × 1,000,000

※令和2年度の1事業所当たり年間ごみ量については、「経済センサスー活動調査」の事業所数に基づき算出しています。

(4) 倉浜衛生施設組合構成市及び沖縄県との比較

令和2年度の本町のごみ排出量の内訳では、事業系ごみの割合が44.4%となっており、沖縄市、宜野湾市及び沖縄県平均と比較して、事業系ごみの割合が高くなっています。

表2-13 北谷町、沖縄市及び宜野湾市のごみ排出量の内訳

単位：t/年

年度	北谷町				沖縄市				宜野湾市			
	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
平成29年度	6,167 (47.1%)	6,914 (52.9%)	0 (0%)	13,081 (100%)	28,294 (65.9%)	14,630 (34.1%)	0 (0%)	42,924 (100%)	18,161 (66.4%)	8,760 (32.0%)	421 (1.5%)	27,342 (100%)
平成30年度	6,449 (48.4%)	6,885 (51.6%)	0 (0%)	13,334 (100%)	28,986 (66.0%)	14,960 (34.0%)	0 (0%)	43,946 (100%)	18,886 (67.9%)	8,913 (32.1%)	0 (0%)	27,799 (100%)
令和元年度	6,340 (48.6%)	6,699 (51.4%)	0 (0%)	13,039 (100%)	29,165 (66.8%)	14,500 (33.2%)	0 (0%)	43,665 (100%)	18,952 (67.5%)	8,727 (31.1%)	378 (1.3%)	28,057 (100%)
令和2年度	6,876 (55.6%)	5,492 (44.4%)	0 (0%)	12,368 (100%)	31,279 (69.6%)	13,647 (30.4%)	0 (0%)	44,926 (100%)	20,532 (72.4%)	7,814 (27.6%)	0 (0%)	28,346 (100%)
令和3年度	7,011 (55.1%)	5,724 (44.9%)	0 (0%)	12,735 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	—

※（ ）は、構成割合

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

表2-14 沖縄県のごみ排出量の内訳

単位：t/年

年度	沖縄県			
	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
平成29年度	295,043 (63.4%)	169,205 (36.4%)	931 (0.20%)	465,179 (100%)
平成30年度	301,747 (63.5%)	173,212 (36.4%)	535 (0.11%)	475,494 (100%)
令和元年度	306,501 (63.7%)	174,063 (36.2%)	790 (0.16%)	481,354 (100%)
令和2年度	327,558 (68.7%)	149,362 (31.3%)	143 (0.03%)	477,063 (100%)

※（ ）は、構成割合

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）



図2-14 令和2年度ごみ排出量の内訳

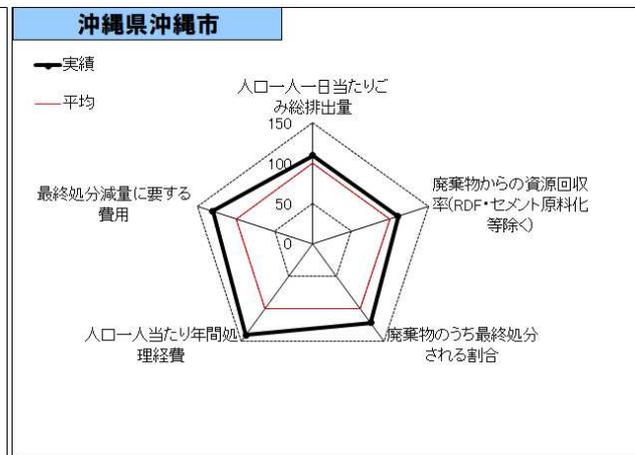
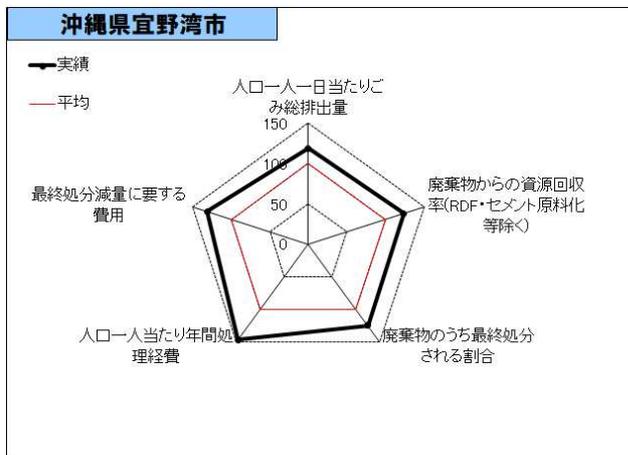
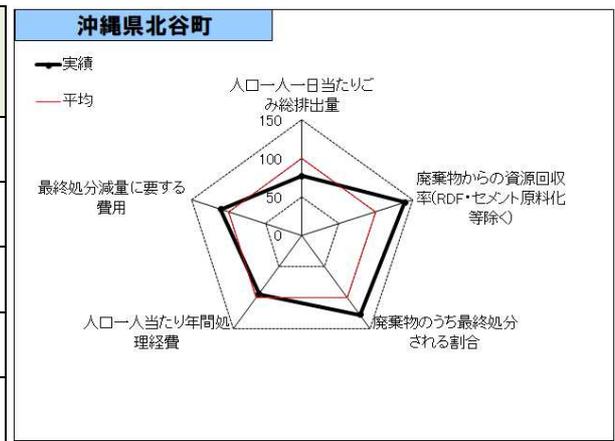
(5) 一般廃棄物処理に係る各種指標の比較分析表（レーダーチャート）

令和2年度における本町、沖縄市及び宜野湾市のごみ処理の各種指標の沖縄県内市町村の平均との比較を示したレーダーチャートを図2-15に示します。

レーダーチャートでは、沖縄県内市町村の平均を100として赤色の線で表し、本町、沖縄市及び宜野湾市の実績（指標値）を黒色の太い実線で示しています。

また、本町、沖縄市及び宜野湾市の指標値が100を上回る項目については、県内の市町村平均よりも良好な状態であることを示し、下回る項目は、県内平均よりも悪い状態であることを示しています。

準的な指標	北谷町 (指標値)	沖縄市 (指標値)	宜野湾市 (指標値)	沖縄県内 市町村平均
人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	1.174 (77.1)	0.863 (109.6)	0.775 (118.8)	0.955
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	0.178 (139.1)	0.141 (110.2)	0.158 (123.4)	0.128
廃棄物のうち最終処分 される割合 (t/t)	0.083 (127.8)	0.090 (121.7)	0.087 (124.3)	0.115
人口1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	19,023 (94.6)	10,740 (140.5)	9,600 (146.8)	18,040
最終処分減量に要する 費用 (円/t)	47,542 (110.1)	36,907 (130.2)	36,530 (130.9)	52,903



※最終処分減量に要する費用とは、ごみの中間処理（熔融焼却処理、破碎、選別等）により、最終処分量を減量するのに要した費用です。

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）のシステム評価支援ツール（令和2年実態調査結果）を使用して算出しました。

図2-15 北谷町、沖縄市及び宜野湾市のレーダーチャート（令和2年度）

1-4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に係る課題

本町においては、資源ごみの分別収集、生活系ごみの有料化、生ごみ処理器（機）などの購入助成など、様々な排出抑制施策を実施しています。

しかし、本町の1人1日当たりのごみ量は、令和3年度において1,202g（生活系・事業系の合計）であり、令和2年度の沖縄県平均の881g（生活系・事業系の合計）を上回る値となっています。

特に事業系ごみの1人1日当たりのごみ量については、令和2年度において沖縄県平均の276gに対し、本町は521gと約2倍の排出量となっており、沖縄県平均を大幅に上回っています。

本町は、他市町村と比較して事業系ごみが多くなっています。この事業系ごみが多くなっている一因としては、数千人といわれる町内に居住する米軍の軍人・軍属から排出されるごみの多くが事業系ごみとして収集されていることによると考えられています。

今後は、ごみの排出抑制に関する意識啓発や環境教育、事業系ごみの分別排出の徹底、近年関心が高まっている食品ロス（食べられるのに捨てられている食べ物）の削減対策などを推進し、ごみの排出抑制を図っていく必要があります。

(2) 収集・運搬に係る課題

収集・運搬については、ペットボトルやびんに異物の混入や、キャップがついたままとなっていたり、古紙類が雨の日に出出されていたりする場合はみられ、排出時のルールが十分に浸透していない状況にあります。

今後は、これらの排出時のルールが守られていないごみについて、収集を拒否するなどの指導の徹底や排出方法を分かりやすく示した広報を配布するなど対策が必要となります。

また、アルミなどの高価な資源ごみについては、町の委託業者による収集・運搬が行われる前に、個人による「資源ごみの抜き取り行為」が行われています。

「資源ごみの抜き取り行為」は、その収集・運搬量が金属類などの取引市場に左右され、収集・運搬体制の不安定要因になることも考えられます。

また、本来、資源ごみの販売収益は町のごみ処理費用にあてられるものであり、現状においては、これが流出していることになり、今後は、「資源ごみの抜き取り行為」の実態把握や防止対策が必要となります。

(3) 中間処理に係る課題

本町のごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）において、燃やせるごみの溶融焼却処理、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみの破碎・選別処理、缶の選別・圧縮処理、びんの選別処理、ペットボトル及び古紙類の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルなどを行っています。

庭木の剪定などから発生する草木類については、北谷町草木類資源化処理施設において、チップ化による減量及び堆肥化を行っています。

今後は、既存の廃棄物処理施設を有効に利用し、施設の長寿命化を推進することが必要です。

(4) 最終処分に係る課題

本町から排出されるごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて処理され、溶融飛灰等は同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分を行っています。

今後は、ごみの分別排出の徹底や適正処理を推進し、埋立廃棄物の減量を図り、埋立処分地施設の延命化を推進する必要があります。

(5) 不法投棄に係る課題

本町では、空き地などの人目に付きにくい場所に粗大ごみや廃家電などの不法投棄が散見されます。

年々不法投棄方法が悪質化しているため、パトロールの質とともに回数も増強し、さらに、不法投棄防止看板に記載する内容を変更しながら不法投棄対策を行っています。

今後は、これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくとともに、他市町村の事例なども参考にしながら、より効果的な不法投棄対策の検討を行っていく必要があります。

(6) 大規模災害時における課題

台風や地震などの大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制などの確立、及び災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保などを行う必要があります。

2. ごみ処理行政の動向

前計画の「北谷町一般廃棄物処理基本計画」は平成 30 年 3 月に策定されており、前計画策定後における廃棄物行政の動向は以下に示すとおりとなっています。

2-1 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日 閣議決定）

国は、循環型社会形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「循環型社会形成推進基本計画」を定めており、平成 30 年 6 月 19 日に第四次計画が閣議決定されました。

同計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね令和 7 年までに国が講ずべき施策を示しています。

2-2 食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が、令和元年 10 月 1 日から施行されています。

この法律は、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律です。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間 600 万 t 以上（平成 30 年度）、県内では 6 万 t 以上（令和元年度）が発生しているといわれています。この量は、1 人 1 日当たりに換算すると約 110～120g に相当し、お茶碗 1 杯分のごはんの量に近い量が捨てられることとなります。

2-3 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（令和4年3月）

沖縄県は、「廃棄物処理法」第5条の規定に基づく第五期の「廃棄物処理計画」を令和4年3月に策定しています。

当該計画の目標については、令和7年度を計画の目標年度とし、以下に減量化目標値を示します。

＜沖縄県廃棄物処理計画（第五期）における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標＞

＜第五期計画目標（令和7年度）

- 排出量を現状（令和元年度）に対し、11.0%削減します。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状（令和元年度）に対し、0.2%削減します。
- 再生利用量を排出量の22.0%とします。
- 最終処分量を排出量の4.9%とします。

表 2-15 沖縄県廃棄物処理計画（第五期）における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標値

項目	年度	令和7年度	
	令和元年度	予測値	目標値
人口 (千人)	1,479	1,492	
排出量 (千t)	481 (889g/人・日)	511 (939g/人・日)	428 (786g/人・日)
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量 (g/人・日)	490	525	489
再生利用量 (千t)	70 (14.5%)	74 (14.6%)	94 (22.0%)
最終処分量 (千t)	32 (6.6%)	33 (6.4%)	21 (4.9%)

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝（「生活系ごみ」－「集団回収量」－「計画収集量のうちの資源ごみ」－「直接搬入量のうちの資源ごみ」）÷総人口（外国人を含む）÷365日（令和元年度は366日）

3. ごみ量の予測

3-1 北谷町の将来人口

本町の将来人口は、「第2期北谷町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和4年3月)に基づき、表2-16及び図2-16に示すとおりとします。なお、当該資料では5年ごとの推計値が示されていますが、その他の年度の人口は均等に増減するように補間しました。

表2-16 北谷町の人口の将来展望

(単位：人)

年度	実績値 又は 推計値	補間値
平成29年度	29,117	—
平成30年度	28,957	—
令和元年度	28,957	—
令和2年度	28,858	—
令和3年度	29,016	—
令和4年度	—	29,202
令和5年度	—	29,389
令和6年度	—	29,575
令和7年度	29,603	—
令和8年度	—	29,676
令和9年度	—	29,749
令和10年度	—	29,822
令和11年度	—	29,895
令和12年度	29,968	—
令和13年度	—	30,008
令和14年度	—	30,049

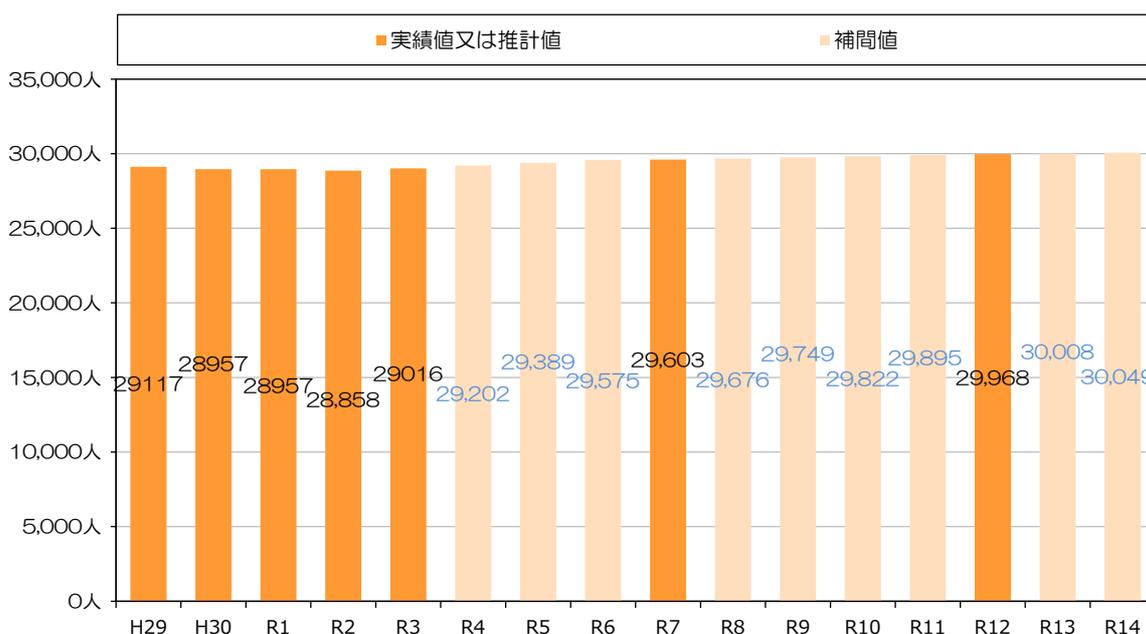


図2-16 北谷町の人口の将来展望

3-2 北谷町の事業所数の予測

本町の将来の事業所数については、「経済センサス」による事業所数実績に基づき、トレンド法による予測を行いました。

予測結果は、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示すべき乗及び自然対数の予測結果の平均値を採用しました。また、「経済センサス」が実施されていない平成 27 年度、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和 2 年度については、実績値が均等に増減するように補間しました。

表 2-17 北谷町の事業所の将来予測結果

(単位：事業所)

年度	実績値	補間値	トレンド法					採用値 (④と⑤の平均)
			① 一次傾向線	② 二次傾向線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	
平成 26 年度	1,356	—	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	—	1,380	—	—	—	—	—	—
平成 28 年度	1,404	—	—	—	—	—	—	—
平成 29 年度	—	1,498	—	—	—	—	—	—
平成 30 年度	—	1,593	—	—	—	—	—	—
令和元年度	1,687	—	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	—	1,517	—	—	—	—	—	—
令和 3 年度	1,346	—	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	—	1,365	1,225	1,365	1,360	1,359	1,359
令和 5 年度	—	—	1,383	1,070	1,384	1,372	1,370	1,371
令和 6 年度	—	—	1,402	880	1,404	1,383	1,381	1,382
令和 7 年度	—	—	1,421	656	1,423	1,394	1,391	1,393
令和 8 年度	—	—	1,439	397	1,443	1,404	1,401	1,402
令和 9 年度	—	—	1,458	103	1,463	1,413	1,410	1,411
令和 10 年度	—	—	1,476	-226	1,484	1,422	1,418	1,420
令和 11 年度	—	—	1,495	-590	1,504	1,431	1,425	1,428
令和 12 年度	—	—	1,513	-988	1,525	1,439	1,433	1,436
令和 13 年度	—	—	1,532	-1,421	1,547	1,446	1,440	1,443
令和 14 年度	—	—	1,550	-1,889	1,568	1,453	1,446	1,450

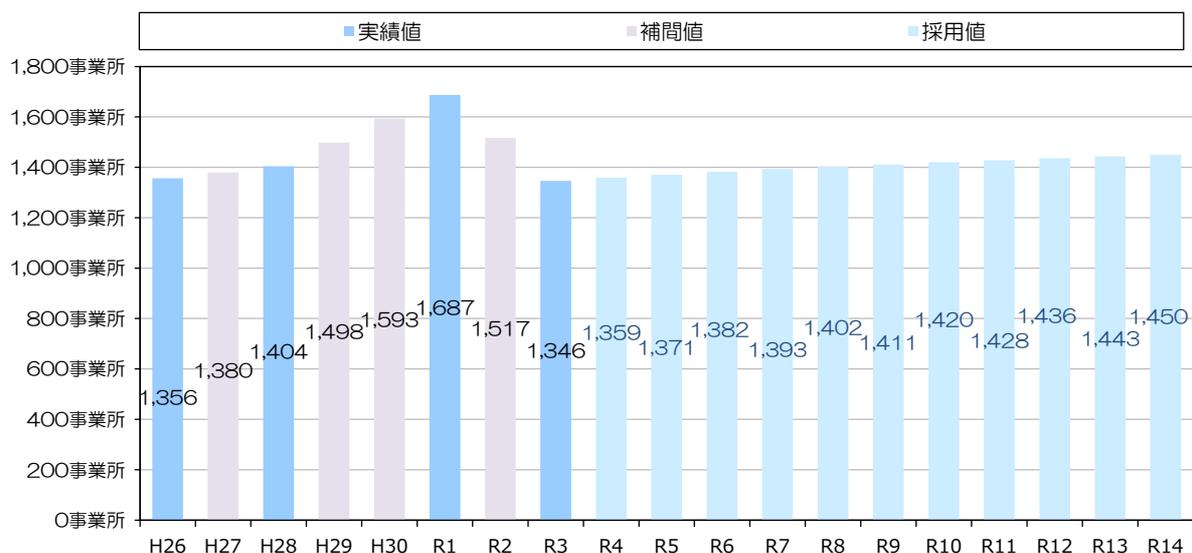


図 2-17 北谷町の事業所の将来予測結果

3-3 生活系ごみの排出原単位の予測

本町の生活系ごみの排出原単位については、生活系ごみの排出実績に基づき、トレンド法による予測を行いました。

予測は、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度から生活系ごみ排出源単位が増加したことから、平成 24 年度から令和元年度までの 8 年間の実績値に基づき算出しました。結果は、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示すべき乗及び自然対数の予測結果の平均値を採用しました。

表 2-18 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果

(単位：g/人・日)

年度	実績値	トレンド法					採用値 (①、④と⑤の平均)
		① 一次傾向線	② 二次傾向線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	
平成 24 年度	604	—	—	—	—	—	—
平成 25 年度	544	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	566	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	566	—	—	—	—	—	—
平成 28 年度	574	—	—	—	—	—	—
平成 29 年度	580	—	—	—	—	—	—
平成 30 年度	610	—	—	—	—	—	—
令和元年度	598	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	653	—	—	—	—	—	—
令和 3 年度	662	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	663	697	666	663	663	663
令和 5 年度	—	664	737	671	663	663	663
令和 6 年度	—	665	782	675	664	664	664
令和 7 年度	—	666	832	680	664	664	665
令和 8 年度	—	667	887	684	665	665	666
令和 9 年度	—	668	947	688	665	665	666
令和 10 年度	—	669	1,012	693	666	666	667
令和 11 年度	—	670	1,083	697	666	666	667
令和 12 年度	—	671	1,158	702	667	667	668
令和 13 年度	—	672	1,239	707	667	667	669
令和 14 年度	—	673	1,325	711	667	667	669

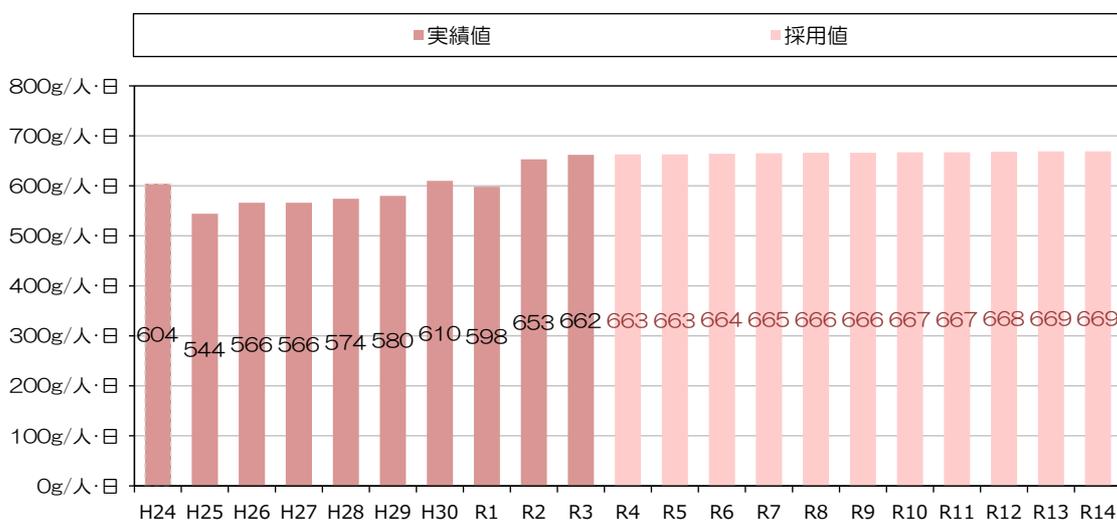


図 2-18 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果

3-4 事業系ごみの排出原単位の予測

本町の事業系ごみの排出原単位については、事業系ごみの排出実績に基づき、トレンド法による予測を行いました。

予測は、新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度から事業所数が減少したことから、平成 24 年度から令和元年度までの 8 年間の実績値に基づき算出しました。結果は、減少傾向を示す二次傾向線以外の予測結果の平均値を採用しました。

表 2-19 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

(単位：t/年)

年度	実績値	トレンド法					採用値 (①、③、 ④と⑤の 平均)
		① 一次傾向線	② 二次傾向線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	
平成 24 年度	4.16	—	—	—	—	—	—
平成 25 年度	4.10	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	4.26	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	4.48	—	—	—	—	—	—
平成 28 年度	4.43	—	—	—	—	—	—
平成 29 年度	4.61	—	—	—	—	—	—
平成 30 年度	4.32	—	—	—	—	—	—
令和元年度	3.97	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	3.62	—	—	—	—	—	—
令和 3 年度	4.25	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	4.25	3.84	4.25	4.25	4.26	4.26
令和 5 年度	—	4.26	3.37	4.26	4.26	4.27	4.26
令和 6 年度	—	4.27	2.82	4.27	4.27	4.27	4.27
令和 7 年度	—	4.28	2.21	4.28	4.27	4.28	4.28
令和 8 年度	—	4.29	1.52	4.29	4.28	4.28	4.29
令和 9 年度	—	4.30	0.77	4.30	4.28	4.29	4.29
令和 10 年度	—	4.31	-0.05	4.31	4.29	4.30	4.30
令和 11 年度	—	4.32	-0.95	4.32	4.29	4.30	4.31
令和 12 年度	—	4.33	-1.91	4.32	4.30	4.30	4.31
令和 13 年度	—	4.34	-2.94	4.33	4.30	4.31	4.32
令和 14 年度	—	4.35	-4.04	4.34	4.30	4.31	4.33

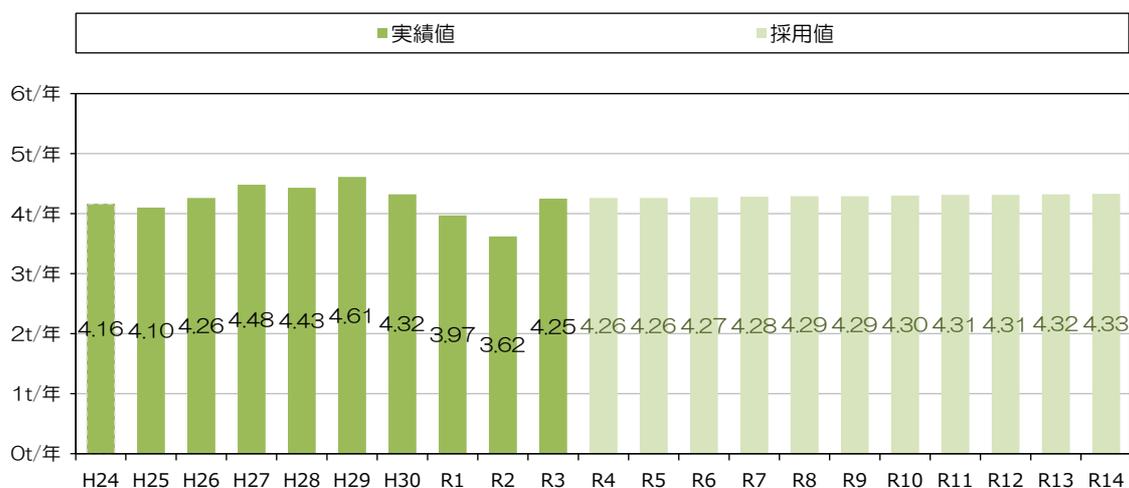


図 2-19 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

3-5 北谷町の将来ごみ量の予測結果

本町において、現状のごみの減量化対策を継続した場合のごみ量予測結果を表 2-20 及び図 2-20 に示します。

10年後の令和 14 年度には、令和 3 年度実績値(12,735 t /年)の約 1 割増の 13,615 t /年になると推計されます。

表 2-20 現状対策時の北谷町の将来ごみ量推計結果

年度	生活系ごみの排出量			事業系ごみの排出量			集回収 (t/年)	ごみ総排出量		
	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	事業所数 (事業所)	排出原単位 (t/事業所)	年間排出量 (t/年)		排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	
実績	平成 29 年度	29,117	580	6,167	1,498	4.61	6,914	0	1,231	13,081
	平成 30 年度	28,957	610	6,449	1,593	4.32	6,885	0	1,262	13,334
	令和元年度	28,957	598	6,340	1,687	3.97	6,699	0	1,230	13,039
	令和 2 年度	28,858	653	6,876	1,517	3.62	5,492	0	1,174	12,368
	令和 3 年度	29,016	662	7,011	1,346	4.25	5,724	0	1,202	12,735
将来予測	令和 4 年度	29,202	663	7,063	1,359	4.26	5,783	0	1,205	12,846
	令和 5 年度	29,389	663	7,117	1,371	4.26	5,845	0	1,208	12,962
	令和 6 年度	29,575	664	7,169	1,382	4.27	5,903	0	1,211	13,072
	令和 7 年度	29,603	665	7,184	1,393	4.28	5,960	0	1,216	13,144
	令和 8 年度	29,676	666	7,209	1,402	4.29	6,009	0	1,220	13,218
	令和 9 年度	29,749	666	7,234	1,411	4.29	6,058	0	1,224	13,292
	令和 10 年度	29,822	667	7,258	1,420	4.30	6,107	0	1,228	13,365
	令和 11 年度	29,895	667	7,283	1,428	4.31	6,151	0	1,231	13,434
	令和 12 年度	29,968	668	7,307	1,436	4.31	6,195	0	1,234	13,502
	令和 13 年度	30,008	669	7,323	1,443	4.32	6,235	0	1,238	13,558
令和 14 年度	30,049	669	7,340	1,450	4.33	6,275	0	1,241	13,615	

※令和 2 年度と令和 3 年度における生活系及び事業系ごみ排出原単位の欄の灰色の網掛けは、新型コロナウイルスの影響により、生活系及び事業系ごみ排出原単位が増減したため、トレンド予測の際に除外された実績値です。

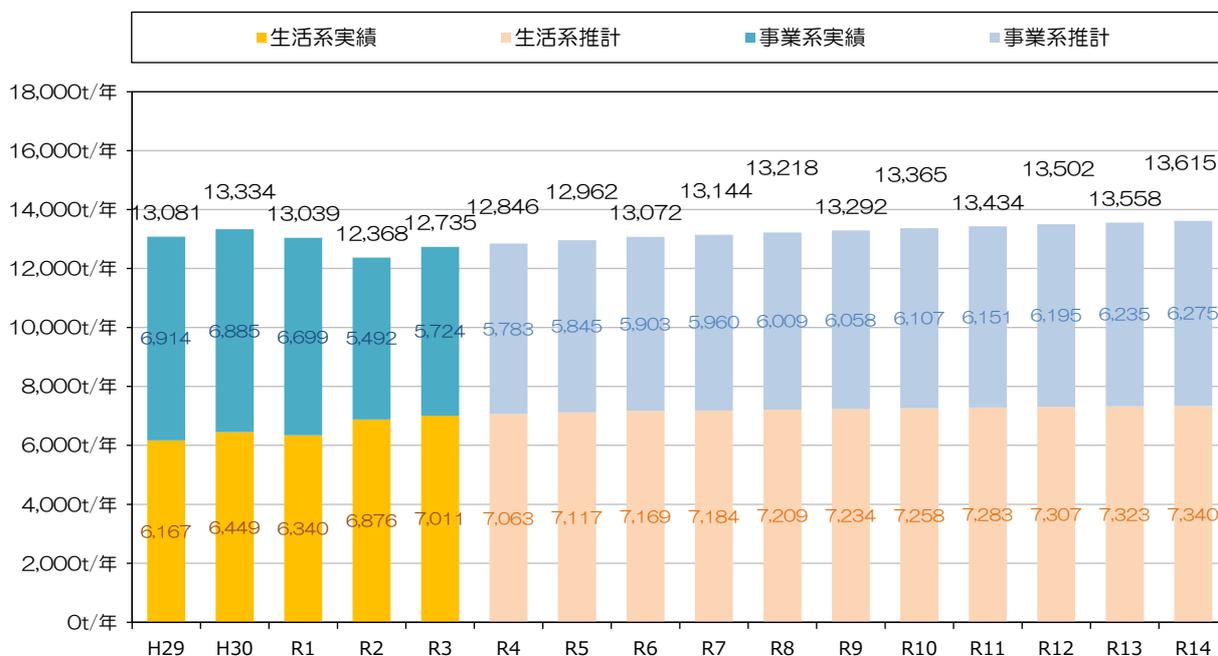


図 2-20 現状対策時の北谷町の将来ごみ量推計結果

4. 減量化目標値の設定

本町におけるごみの減量化目標は、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合の減量化目標を参考とし、現状におけるごみの排出状況等に応じ、実現性等を考慮して設定します。

4-1 国の減量化目標

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、平成28年1月改正）において、減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 国のごみ減量化目標値 】			
平成24年度実績値に対し、令和2年度において、排出量を約12%削減する。			
	平成24年度 実績値	→	令和2年度 目標値
ごみ排出量	45百万t/年 (964g/人・日)	→	平成24年度比 約12%削減
1人1日当たり家庭系ごみ 排出量	—	→	500g/人・日
再生利用量	9.3百万t/年 (排出量に対して21%)	→	排出量比 約27%に増加
最終処分量	4.7百万t/年 (排出量に対して10.3%)	→	平成24年度比 約14%削減

※家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみのことです。

4-2 沖縄県の減量化目標

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」（令和4年3月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 沖縄県のごみ減量化目標値 】			
令和元年度実績値に対し、令和7年度における排出量を11.0%削減する。			
	令和元年度 実績値	→	令和7年度 目標値
ごみ排出量	481千t/年 (889g/人・日)	→	428千t/年 (786g/人・日)
1人1日当たり家庭系ごみ 排出量	490g/人・日	→	489g/人・日
再生利用量	70千t/年 (排出量に対して14.5%)	→	94千t/年 (排出量に対して22.0%)
最終処分量	32千t/年 (排出量に対して6.6%)	→	21千t/年 (排出量に対して4.9%)

※家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみのことです。

4-3 倉浜衛生施設組合の減量化目標

倉浜衛生施設組合は、「ごみ処理基本計画」（平成 24 年 10 月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標値 】			
目標年次である令和 8 年度までは、平成 27 年度の原単位を維持する。			
	平成 27 年度	→	令和 8 年度 目標値
ごみ排出量	生活系：566 g/人・日 事業系：4.48 t/事業所	→	生活系：566 g/人・日 事業系：4.48 t/事業所
再生利用量	22%	→	23%

4-4 北谷町の減量化目標

本町のごみ減量化目標は、国や沖縄県、倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標値を踏まえ、以下の通り設定します。

ごみ減量化目標値としては、令和元年度実績値に対し、令和 9 年度における排出量を 11.0%削減します。

本計画のごみ排出量については、全体のごみ排出原単位について、令和 9 年度において、1,041 g/人・日まで削減するものと設定します。

生活系ごみについては、598 g/人・日（令和元年度生活系ごみ排出実績値）から、令和 9 年度には 573 g/人・日まで削減するものとします。

事業系ごみについては、3.97 t/事業所・年（令和元年度事業系ごみ排出実績値）から、令和 9 年度には 3.61 t/事業所・年まで削減するものとします。

また、再生利用率については、全体のごみ排出量に対して 22%まで増加させることを目標とします。

【 北谷町のごみ減量化目標値 】

令和元年度実績値に対し、令和 9 年度における排出量を 11.0%削減する。

	令和元年度 実績値	→	令和 9 年度 目標値
ごみ排出量	1,230 g/人・日 (13,039 t/年) 生活系ごみ：598 g/人・日 事業系ごみ：3.97 t/事業所・年	→	1,041 g/人・日 (11,334 t/年) 生活系ごみ：573 g/人・日 事業系ごみ：3.61 t/事業所・年
再生利用率	16.8%	→	排出量に対して約 22%

表 2-21 目標達成後のごみ量推計結果

年度	生活系ごみの排出量			事業系ごみの排出量			集団回収 (t/年)	ごみ総排出量		
	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	事業所数 (事業所)	排出原単位 (t/事業所)	年間排出量 (t/年)		排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	
実績	平成 29 年度	29,117	580	6,167	1,498	4.61	6,914	0	1,231	13,081
	平成 30 年度	28,957	610	6,449	1,593	4.32	6,885	0	1,262	13,334
	令和元年度	28,957	598	6,340	1,687	3.97	6,699	0	1,230	13,039
	令和 2 年度	28,858	653	6,876	1,517	3.62	5,492	0	1,174	12,368
	令和 3 年度	29,016	662	7,011	1,346	4.25	5,724	0	1,202	12,735
減量化目標	令和 4 年度	29,202	646	6,882	1,359	4.13	5,619	0	1,173	12,502
	令和 5 年度	29,389	628	6,754	1,371	4.02	5,514	0	1,141	12,268
	令和 6 年度	29,575	614	6,625	1,382	3.91	5,409	0	1,115	12,035
	令和 7 年度	29,603	601	6,497	1,393	3.81	5,304	0	1,092	11,801
	令和 8 年度	29,676	588	6,368	1,402	3.71	5,199	0	1,068	11,568
	令和 9 年度	29,749	573	6,240	1,411	3.61	5,094	0	1,041	11,334

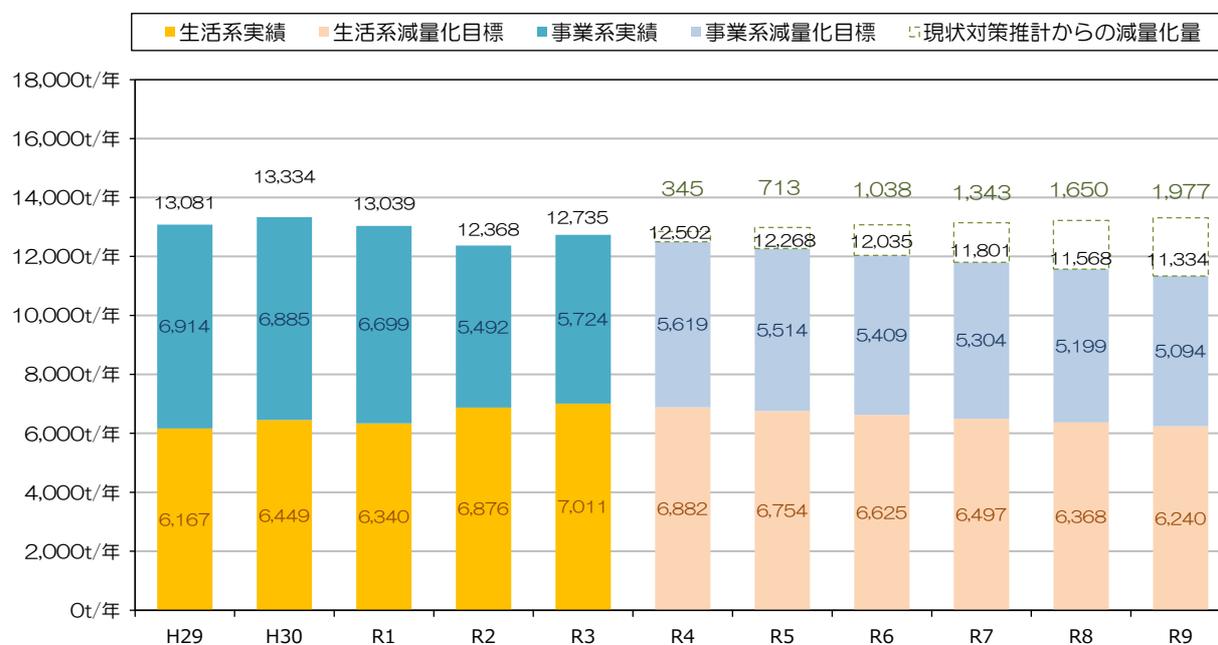


図 2-21 目標達成後のごみ量推計結果

5. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

「循環型社会形成推進基本法」において、廃棄物処理やリサイクルの取組の優先順位を①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めており、ごみの排出抑制は最優先に位置付けられています。

ごみの排出を抑制するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取り組んでいく必要があります。

5-1 行政の役割

本町は、一般廃棄物の処理責任者として本計画に定めた各種施策を実施していくとともに、住民、事業者との協働体制の構築に努める必要があります。

また、自ら一事業者として、一般廃棄物の排出抑制に努め、再生品利用（グリーン購入）などに率先して取り組む必要があります。

具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

行政における取組

関連する
SDGs



【ごみの排出抑制に関する取組】

- ①ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動
(ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ②住民、販売業者などに対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③住民に対する食品トレイなどの店頭回収利用の普及啓発
- ④販売業者などに対する食品トレイなどの店頭回収実施の普及啓発
- ⑤集合住宅などの管理者に対し、分別排出の指導
- ⑥住民への指定ごみ袋などの適正使用の指導
- ⑦多量排出事業者への「廃棄物減量計画（仮称）」の作成などの指導
- ⑧ごみのリサイクル、分別などに関する講演会などの開催
- ⑨小学校及び中学校における環境教育の推進
- ⑩クリーン指導員の組織活動の強化
- ⑪指定ごみ袋の料金について、周辺市町村との均衡、社会情勢等を踏まえ、適宜見直しを検討
- ⑫事業所へのごみ減量に係る説明会開催、ごみ減量マニュアルの配布等
- ⑬事業系指定ごみ袋導入の検討
- ⑭分別排出、排出日及び時間の厳守の周知徹底
- ⑮広報などにごみ排出量や資源化量などを掲載する（ごみ処理状況の「見える化」）
- ⑯食品ロス・食品廃棄物の排出抑制の普及啓発

- ⑰粗大ごみのリユースの普及啓発
- ⑱不要となった衣類（子供服、学生服など）、日用品（子供用品など）のリユース（展示場等の拠点整備）
- ⑲フードドライブの実施

【ごみの資源化に関する取組】

- ①草木類の資源化の推進
- ②資源化物の分別排出徹底の指導
- ③集団回収の普及啓発
- ④新たな分別品目（資源化品目など）の検討
- ⑤生ごみ処理器（機）の購入助成制度の継続
- ⑥生ごみ処理器（機）及び生ごみ堆肥化に関する情報提供（パンフレットなどの作成、配布）
- ⑦調理くず、残飯などからのエコフィードの利用促進

【その他の取組】

- ①町役場などの公共施設における再生品の使用促進（グリーン購入）
- ②ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発（看板設置・パトロールの強化）
- ③環境保全対策事業及びちゅら島環境美化清掃活動の推進
- ④放置自動車の適正処理の指導
- ⑤収集・運搬体制の効率化の検討
- ⑥町のイベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する
- ⑦事業系ごみの搬入検査の実施
- ⑧事業系ごみの受け入れに係る処理手数料の見直しの検討
- ⑨資源ごみの持ち去り対策（パトロール、条例制定等）の検討
- ⑩違法な不用品回収業者対策（普及啓発活動）

5-2 住民の役割

住民は、今までのライフスタイルを見直し、ごみの発生・排出抑制（リデュース・リフューズ）に努めるとともに、再使用（リユース）を積極的に行い、再利用（リサイクル）への取組（分別排出・回収、再生品の利用など）に協力することが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

住民における取組

関連する
SDGs



【発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）】

- ①商品（日用品）や食品などの購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制する
- ②商品や食品などの購入に当たっては、必要な量を購入するなど計画的に行う
- ③過剰包装を断る
- ④商品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑤再利用（詰め替え）可能な容器の製品を選定
- ⑥生ごみの水切り排出の実施
- ⑦食品トレイ等の店頭回収の利用
- ⑧食品の食べきり、外食での適量な注文等により、食品ロスの削減に努める
- ⑨フードドライブへの協力

【再使用・再生利用（リユース・リサイクル）】

- ①日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、「グリーン購入」に努める
- ②再生資源を用いた製品の使用
- ③フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用
- ⑤廃棄物の分別排出・回収への協力

【その他の取組】

- ①草木類の適正排出の実施
- ②暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ③本町や沖縄県などの実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- ④廃家電や粗大ごみなどを違法な不用品回収業者へ引き渡さない

5-3 事業者の役割

事業者は、事業活動によるごみの発生・排出抑制（リデュース・リフューズ）に努めるとともに、排出者責任（発生した廃棄物を排出者が適正に処理・リサイクルに関する責任を負うという考え方）及び拡大生産者責任（生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方）に基づき、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を積極的に実践していくことが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

事業者における取組

関連する
SDGs



【ごみの排出抑制に関する取組】

- ①無駄なコピー・印刷を行わない（事務処理のペーパーレス化）
- ②ばら売り、量り売りなどの推進
- ③食品ロス・食品廃棄物の抑制
- ④従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤「廃棄物減量計画（仮称）」の作成（多量排出事業者）
- ⑥ごみの分別排出の徹底
- ⑦生ごみの水切り排出の実施
- ⑧フードバンクへの協力

【ごみの資源化に関する取組】

- ①紙などの資源化物の分別排出
- ②再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③食品ロス・食品廃棄物の資源化の実施
- ④生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極的活用
- ⑤廃棄物の分別排出・回収への協力

【環境経営などの取組】

- ①地域の環境活動に積極的に参加
- ②環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）

【製造段階でのごみの排出抑制への取組】

- ①設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ②原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再生利用を行うことにより、その減量に努める

- ③再生材料をできるだけ使用
- ④リサイクルが容易な商品の開発・製造

【販売段階でのごみの排出抑制への取組】

- ①販売時に過剰包装をしない
- ②環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑤家電リサイクル法・小型家電リサイクル法などの周知の促進
- ⑥食べきり運動への協力（小盛りメニュー設定など）

コラム 1 SDGs について

SDGs「Sustainable Development Goals」は、「持続可能な開発目標」と訳され、平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす目標です。

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくものです。

各ゴールは相互に関係しており、1 つのゴールを目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち、取組を進めることが求められています。

コラム 2 フードドライブとは

家庭で余っている食品を持ち寄り、必要としている個人や団体に届ける活動です。

提供できるのは、缶詰類、レトルト食品、瓶詰類、乾物類、お米、乾麺、調味料等です。

フードドライブ活動に参加することで、ご家庭にある食べきれない食品が、「食品ロス」から「地域の支援」に生まれ変わります。

本町では、町民・企業・市民団体・町職員から食料・日用品等の寄付により、生活保護や生活困窮相談者等の支援が必要な方に対し配布を行っています。



6. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。

現状の分別区分において、資源ごみとして分別対象となっていない資源化できる可能性のあるもの（紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古布類、生ごみ、廃食油など）については、倉浜衛生施設組合及び関係市（沖縄市、宜野湾市）と連携し、資源化を行う可能性について協議を行います。

表 2-22 生活系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目	出し方
① 燃やせるごみ	野菜・残飯などの生ごみ、廃食油、再生の効かない紙くず、紙おむつ、玩具類、プラスチック類・カセットテープ・ビデオテープ、発泡スチロール、鞆・靴などの革・ゴム製品	指定ごみ袋 (有料)
② 燃やせないごみ	耐熱ガラス・薬品のびん、陶磁器・食器類、時計・眼鏡、刃物類、ハンガー、IH コンロ・小型の電化製品等、鍋・フライパン、傘、珪藻土マット・LED電球	指定ごみ袋 (有料)
③ 有害ごみ	蛍光灯、ライター（ガスは抜くこと）、体温計・温度計・血圧計など（水銀を使用したもの）、電池（マンガン・アルカリのみ）	透明袋 (無料)
④ 粗大ごみ	家具類（タンス・こたつ・食卓・机・イス・カーペット・じゅうたん・たたみ）、マットレス、大型の電化製品（ステレオ・電子ピアノ）、自転車・三輪車、布団類	申し込み制 粗大ごみ処理券貼付 (有料)
⑤ 資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、古紙類（紙パック、新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌、模造紙類（ざつ紙））、草木類	透明袋 (無料) ※草木類は、申し込み制

表 2-23 事業系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目
① 燃やせるごみ	生ごみ、再生の効かない紙類、ペットボトルを除くプラスチック類
② 燃やせないごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類
③ 資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、古紙類（紙パック、新聞紙・チラシ、段ボール、雑誌、ざつ紙）

7. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

7-1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬の主体については、現行どおり一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者、事業所から排出される事業系ごみは許可業者により収集・運搬を行います。

なお、収集・運搬業者については、分別区分や収集頻度の変更等が必要となった場合には見直しを行いますが、当面は現行体制を維持するものとします。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、本町全域（米軍施設内は除く）とします。

(3) 収集方式

収集方式については、生活系ごみは門口収集方式により行っており、事業系ごみは事業者と許可業者との契約により収集を行っています。

今後もこれまでの収集方式により、適切な収集を行っていきます。

(4) 適正処理困難物

本町で処理ができない適正処理困難物（バッテリー、ガスボンベ、タイヤ、自動車の部品、ブロック・コンクリート、ボタン電池・充電式電池、消化器、土、農薬・劇薬・ペンキ等、医療系廃棄物、水タンク、その他）については、製造業者・販売店・専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導し、収集・運搬対象から除外します。

家電リサイクル法対象品目のエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に関しては、それぞれ関係リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を指導します。

7-2 中間処理計画

(1) 燃やせるごみの処理

燃やせるごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

燃やせるごみは、同組合のエコトピア池原（熱回収施設）において熔融焼却処理が行われています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(2) 燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみの処理

燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみの処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみは、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において破碎・選別処理などが行われています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(3) 資源ごみの処理

資源ごみの処理は、本町及び倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

資源ごみのうち缶、びん、ペットボトル、古紙類は、同組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において選別・圧縮・梱包処理及び一時保管が行われています。

草木類については、北谷町草木類資源化処理施設において、減量及び堆肥化が行われています。

今後も、現体制を維持し、本町及び倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

7-3 最終処分計画

中間処理により発生する熔融飛灰及び破碎残渣は、倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜（最終処分場）にて埋立処分が行われています。

今後も、エコボウル倉浜（最終処分場）において最終処分を継続します。

当該施設の延命化（埋立容量の確保）のために、特に燃やさないごみ、粗大ごみについて有価物などのリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、埋立対象物の減量化に努めていきます。

8. ごみ処理施設の整備に関する事項

8-1 熱回収施設

エコトピア池原（熱回収施設）は、倉浜衛生施設組合が運営・管理し、平成 22 年 4 月に供用を開始した施設であり、現在に至るまで順調な処理機能を維持しています。

したがって、本計画の計画期間内での更新は基本的に必要ないと考えられますが、供用開始から既に 12 年が経過していることから、長寿命化計画の実施等による計画的な改修事業を実施し、今後も安定した施設運営が図られるよう要望するとともに、維持管理及び運営に協力していくものとします。

8-2 再生に係る施設

(1) リサイクルセンター

エコループ池原（リサイクルセンター）では、燃やさないごみ・粗大ごみ・有害ごみの破碎・選別処理等が行われ、資源ごみのうち、缶・びん、ペットボトル、古紙類を資源化するための中間処理として選別・圧縮・梱包処理及び一時保管が行われています。

本施設は、エコトピア池原（熱回収施設）と同じ時期に供用を開始した施設であり、施設の稼働から既に 12 年が経過していることから、長寿命化計画の実施等による計画的な改修事業を実施し、今後も安定した施設運営が図られるよう要望するとともに、維持管理及び運営に協力していくものとします。

(2) 草木類資源化処理施設

草木類資源化処理施設は、本町が運営・管理してきた施設であり、町内から収集された草木類を適正に処理し、再資源化を図り、循環型社会の形成に資するため、平成 16 年 4 月に供用を開始した施設です。

本施設は、供用開始から既に 18 年が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にあり、施設の更新など検討が必要な時期にきています。

今後は、計画的な施設の維持修繕を継続しながら、適正な維持管理を行います。

8-3 最終処分場

エコボウル倉浜（最終処分場）は、倉浜衛生施設組合が運営・管理し、平成 9 年 4 月に供用を開始した施設です。

中間処理により発生する溶融飛灰及び破碎残渣は、倉浜衛生施設組合のエコボウル倉浜にて埋立処分が行われています。

令和 3 年 3 月に実施した最終処分場残容量調査では、198,899m³の残容量が確認されています。

本施設は、供用開始から既に 36 年が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にあるこ

とから、長寿命化計画の実施等による計画的な改修事業を実施し、今後も安定した施設運営が図られるよう要望するとともに、維持管理及び運営に協力していくものとします。

9. その他ごみ処理に関する必要な事項

9-1 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

北谷町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）第7条の規定により設置される一般廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物処理法第5条の7で規定する「廃棄物減量等推進審議会」の役割を持っています。この審議会では、一般廃棄物の減量化及び適正処理等を推進するため、その排出抑制・資源化等の方策について調査審議します。

また、条例第8条の規定により設置されるクリーン指導員は、廃棄物処理法第5条の8で規定する「廃棄物減量等推進員」の役割を持っています。クリーン指導員は、北谷町クリーン指導員設置要綱において、①ごみの適正な排出の指導に関すること、②ごみ減量・資源化の促進及び指導に関すること、③ごみの不法投棄防止に関すること、④町民に対するごみの啓発活動に関すること、⑤町と地域間の連絡調整に関することの5つを行うことが明記されています。今後も継続して当該制度に基づくクリーン指導員の活用を図ってまいります。

9-2 事業者の協力

事業系の燃やせるごみの中には、紙類や食品廃棄物が多く含まれています。

紙類については、さらなる分別の徹底により資源化を推進します。

食品廃棄物については、資源化に向け、先進的な事例や取組などを調査し、紹介等を行っていきます。また、食品廃棄物を排出する食品小売業や外食産業においては、食品ロスの観点から次の点について実施に取り組むものとします。

- ①食品小売業における販売方法の工夫
- ②外食産業における食べ残し等の削減

9-3 災害廃棄物対策

災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であることから、廃棄物処理法により、本町内で発生した災害廃棄物の処理責任は本町が担うこととなります。

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することは、災害発生後の住民の生活環境を守り、公衆衛生の悪化を防止するための重要な業務です。以下に、沖縄県が策定した「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）に掲載されている事項を示します。

なお、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「北谷町地域防災計画」（令和 4 年 3 月）に基づき、沖縄県や他市町村の動向を勘案しつつ、「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定を検討します。

(1) 大規模災害時の廃棄物処理について

災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、本町が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたる必要があります。また、迅速な災害廃棄物処理が被災地域の復旧・復興につながることを住民に発信し、既存施設での処理や仮置場の設置に対する理解、災害廃棄物の分別排出に対する協力を呼びかける必要もあります。

(2) 対象とする災害

対象とする災害は、地震災害、台風等による風水害を対象とします。

表 2-24 対象地震

分類	地震の種類
切迫性の高い地震 (L1)	沖縄本島南西沖地震
	沖縄本島北方沖地震
	石垣島東方沖地震
	石垣島南方沖地震
最大クラスの地震 (L2)	沖縄本島南東沖地震3連動（沖縄3連動地震）
	八重山諸島南方沖地震3連動（八重山3連動地震）

資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

(3) 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、表 2-25 に示す災害廃棄物を対象とします。

表 2-25 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	生活ごみ、避難所ごみ、し尿



※出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト <http://kouikishori.env.go.jp/>

資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

(4) 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理の対策方針、処理期間、処理方法を表 2-26 に示します。

表 2-26 災害廃棄物処理の基本方針

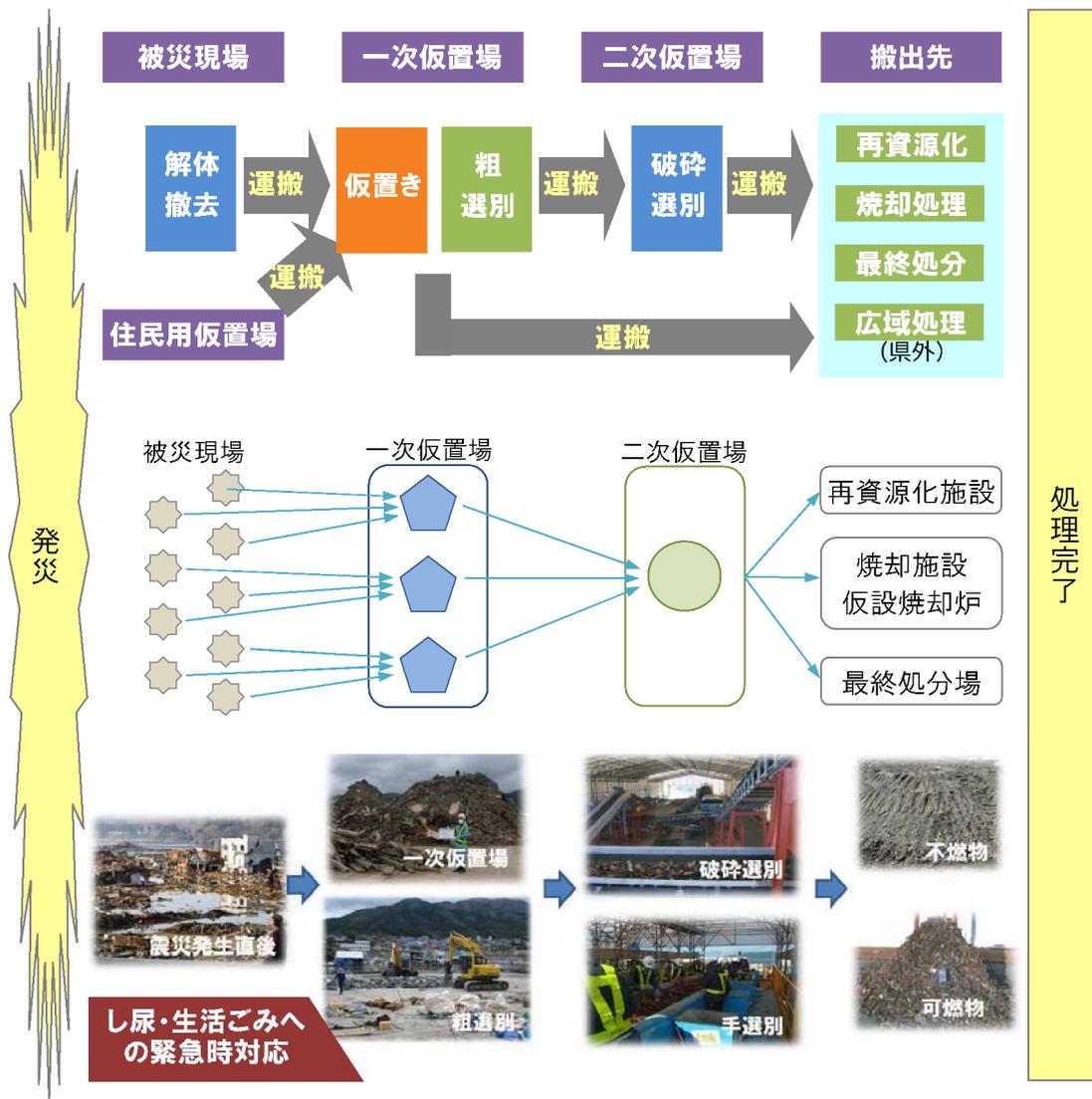
対策方針	災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、市町村が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたります。
処理期間	災害発生から3年以内の処理完了を基本とし、被災地域の災害廃棄物の発生状況や処理先の確保状況等を踏まえて適切な処理期間を設定します。
処理方法	災害廃棄物をできる限り再資源化・減量化するとともに、適正な処理により生活環境の保全を図ります。県内の既存の処理施設を最大限活用して処理します。ただし、災害廃棄物の発生量によっては仮設処理施設や県外広域処理を活用します。

資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

(5) 災害廃棄物処理の全体像

災害廃棄物は、一次仮置場に搬入し粗選別を行った後、二次仮置場で破碎選別等の処理を行います。その後、焼却処理、最終処分を行います。災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や国等との調整を行い、計画期間内の処理完了を目指します。

避難所等から排出されるごみやし尿については、市町村の既存施設での処理を基本とし、これらの処理施設が被災した場合には、近隣市町村等での代替処理ができるよう調整します。



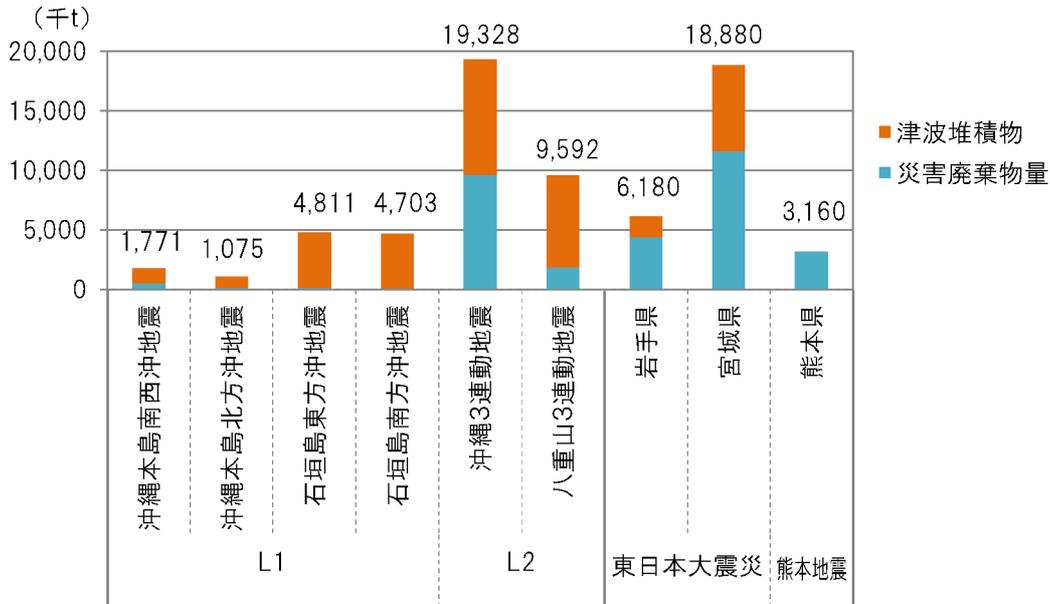
資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

図 2-22 災害廃棄物処理の流れ

(6) 災害廃棄物発生量

沖縄県被害想定結果をもとに試算した結果、L1で最大4,811千t、L2で最大19,328千tの災害廃棄物が沖縄県全体で発生することになります。

沖縄県の平成26年度のごみ総排出量は446千tであることから、L1で最大約11倍、L2で最大約43倍の災害廃棄物が発生することになります。



資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月、沖縄県）

図2-23 災害廃棄物発生量

(7) 収集運搬

収集運搬は、避難生活に伴い発生する避難所ごみ及びし尿、道路啓開や家屋解体等により発生した災害廃棄物の運搬が挙げられます。それぞれに適した収集運搬車両を確保するため、民間事業者への依頼を検討します。また、島外に輸送する場合は、船舶による海上輸送を行います。

(8) 仮置場

必要となる仮置場の種類、規模、箇所数は、発生する災害廃棄物の性状や量により異なります。災害発生時には被災状況を速やかに把握した上で、関係機関と調整し、仮置場候補地やその他利用可能な土地から仮置場を選定します。

(9) 中間処理施設（破碎施設等）

一次仮置場では、発災現場から搬入した災害廃棄物を保管し、バックホウを中心とした重機で比較的簡易な段階までの分別（粗破碎や粗選別等）を行った後、二次仮置場に運搬します。

二次仮置場では、可燃混合物、不燃混合物及び津波堆積物等を選別するために、ふるい機や破砕機を使用する他、再生利用時の要求品質に応じた施設を設置します。

(10) 破砕選別後の処理

災害廃棄物は、仮置場で破砕選別後、リサイクルや焼却施設での処理、最終処分場での埋立処分を行います。既存施設の災害廃棄物処理量を上回る場合は、広域処理等を検討します。

(11) 処理困難廃棄物等の処理

有害性や危険性のある処理困難廃棄物は、災害時に地震や津波により流出し、周辺環境や人の健康に影響を及ぼす可能性があります。このため、被災現場からの収集・処理においては、専門業者に協力を要請するなど適切に対応します。

(12) 環境対応

災害廃棄物の収集運搬、仮置き、処理・処分の過程では、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等に対する環境影響が発生する懸念があることから、各過程で生活環境保全上の支障が生じないように対策を講じます。また、環境影響の把握や環境保全対策の効果検証等を目的として、環境モニタリングを実施します。

9-4 不法投棄・不適正処理対策

廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法第 16 条により禁止されています。このため、不法投棄の防止に向けた啓発を行うとともに、不法投棄物又は不法投棄行為を発見した場合、最寄りの警察署・交番等へ連絡をするよう周知を図ります。また、違反者に対しては厳格な対応を図るものとし、不法投棄撲滅に向けた活動を推進していきます。

また、不適正処理対策として、広報誌等を通じルールの遵守やモラル向上のための啓発を行っていきます。

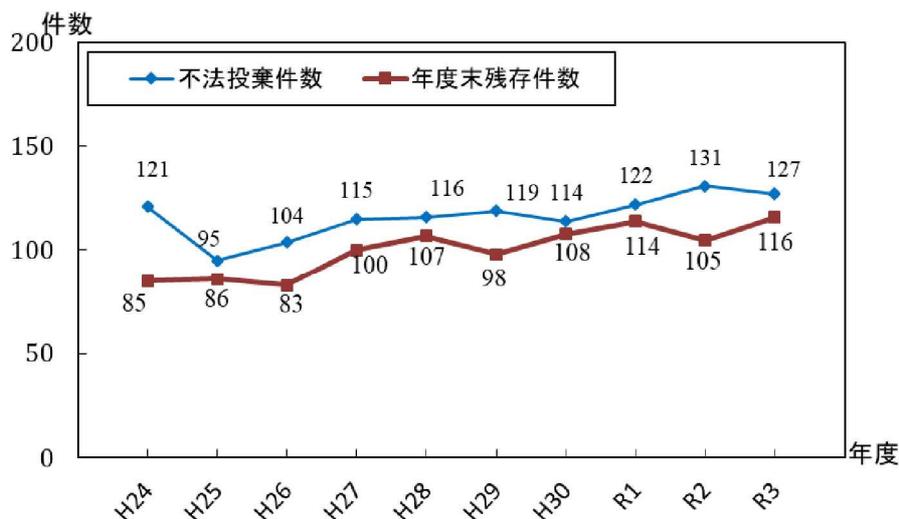
なお、沖縄県では、産業廃棄物及び一般廃棄物の新規不法投棄事案（発覚時における不法投棄物の重量が 1 t 以上の事案）及び不法投棄残存事案について、市町村等の協力を得て調査し「沖縄県不法投棄実態調査報告書」をまとめています。以下に、令和 4 年度に実施された令和 3 年度実績の調査結果を示します。

(1) 不法投棄の件数の推移

令和 3 年度に把握した不法投棄の件数は 127 件でした。そのうち、同年度中に全量撤去に至った件数は 11 件であり、年度末残存件数は 116 件となりました。

また、127 件のうち、令和 3 年度中に新たに報告された事案が 22 件であり、過年度から残存している事案が 105 件でした。

過去 10 年間における不法投棄の件数の推移を図 2-24 に示します。不法投棄の件数は、過去 10 年間ほぼ横ばいであり、前年度の不法投棄の件数 131 件と比較すると 4 件減少する結果となりました。



資料：「不法投棄実態調査 報告書」（令和 4 年 12 月、沖縄県）

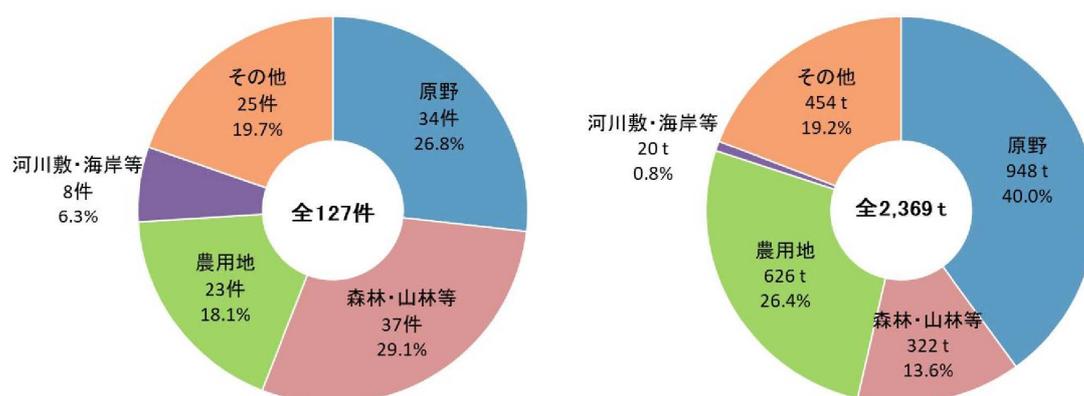
図 2-24 不法投棄の件数の推移

(2) 不法投棄場所

令和3年度に把握した不法投棄事案について、不法投棄場所の内訳を図2-25に示します。

不法投棄場所別の件数及び重量は、原野（34件、948t）、森林・山林等（37件、322t）、農用地（23件、626t）、河川敷・海岸等（8件、20t）、その他（25件、454t）となっています。

原野では1件あたりの重量が大きく、森林・山林等では小さい傾向にあります。



資料：「不法投棄実態調査 報告書」（令和4年12月、沖縄県）

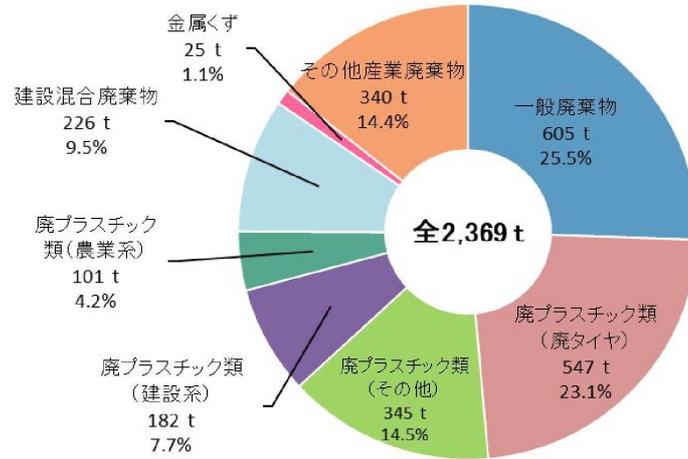
図2-25 不法投棄場所の内訳（件数及び重量）

(3) 不法投棄物の内容

令和3年度における不法投棄物の種類の内訳を図2-26に示します。

不法投棄物の総重量 2,369 tのうち、一般廃棄物は 605 t (25.5%)、産業廃棄物は 1,765 t (74.5%) 含まれていました。産業廃棄物の種類としては、廃プラスチック類（廃タイヤ）が 547 t (23.1%)、廃プラスチック類（その他）が 345 t (14.5%)、廃プラスチック類（建設系）が 182 t (7.7%)、廃プラスチック類（農業系）が 101 t (4.2%)、建設混合廃棄物が 226 t (9.5%)、金属くずが 25 t (1.1%)、その他産業廃棄物が 340 t (14.4%) となっています。

また、不法投棄物の種類と投棄場所の関係を表2-27に示します。河川敷・海岸等では一般廃棄物が、原野、森林・山林等、農用地及びその他（道路、墓地など）では産業廃棄物が多くを占めている。



資料：「不法投棄実態調査 報告書」（令和4年12月、沖縄県）

図 2-26 不法投棄物の種類の内訳

表 2-27 不法投棄物の種類と投棄場所の関係

廃棄物の種類	投棄場所	原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他	合計	全体重量に対する割合 (%)
一般廃棄物		353	113	97	15	27	605	25.5
産業廃棄物		595	209	529	5	427	1,765	74.5
内訳	廃プラスチック類	575	5	400	2	192	1,174	49.6
	内訳							
	廃タイヤ	400	1	56	1	89	547	23.1
	その他	169	3	70	0	103	345	14.5
	建設系	6	1	176	0	0	182	7.7
	農業系	1	0	98	1	1	101	4.2
	建設混合廃棄物	0	0	10	0	216	226	9.5
	金属くず	13	1	0	2	9	25	1.1
その他産業廃棄物	7	203	119	1	10	340	14.4	
合計		948	322	626	20	454	2,369	100.0

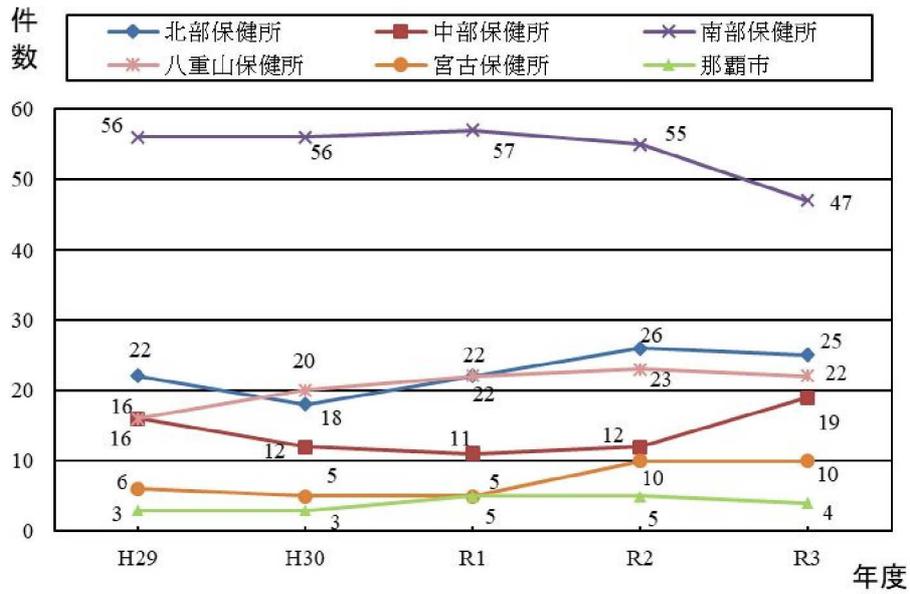
※単位はトン(t)

資料：「不法投棄実態調査 報告書」（令和4年12月、沖縄県）

(4) 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移を図 2-27 に示します。

例年、南部保健所は他の地域と比較して不法投棄件数が多い傾向にあります。また、過去5年間の各管轄地域の件数の推移は、概ね横ばいとなっています。



資料：「不法投棄実態調査 報告書」（令和4年12月、沖縄県）

図 2-27 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移

第3章 生活排水処理基本計画

1. し尿処理の状況

1-1 し尿処理体制

生活排水は、各家庭の台所やお風呂などから排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿に分けられます。

各家庭の台所等より排出される生活雑排水は、公共下水道接続世帯については、下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）」に運ばれ、適正に処理されています。また、合併処理浄化槽世帯については、浄化槽により処理されています。しかし、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

し尿くみ取り世帯から排出されるし尿及び浄化槽世帯から排出される浄化槽汚泥は、収集業者等により収集・運搬され、倉浜衛生施設組合の「宜野湾清水苑」にて適正に処理されていますが、令和4年度以降は新たに建設された「汚泥再生処理センター」において、給食センターからの調理残渣と併せて処理され、希釈水は「みずクリン宜野湾」にて処理され、脱水汚泥は「エコトピア池原（熱回収施設）」において助燃剤として活用しています。なお、公共下水道接続世帯から排出されるし尿は、これまでと同様に下水道により沖縄県の「みずクリン宜野湾」に運ばれ、適正に処理されています。

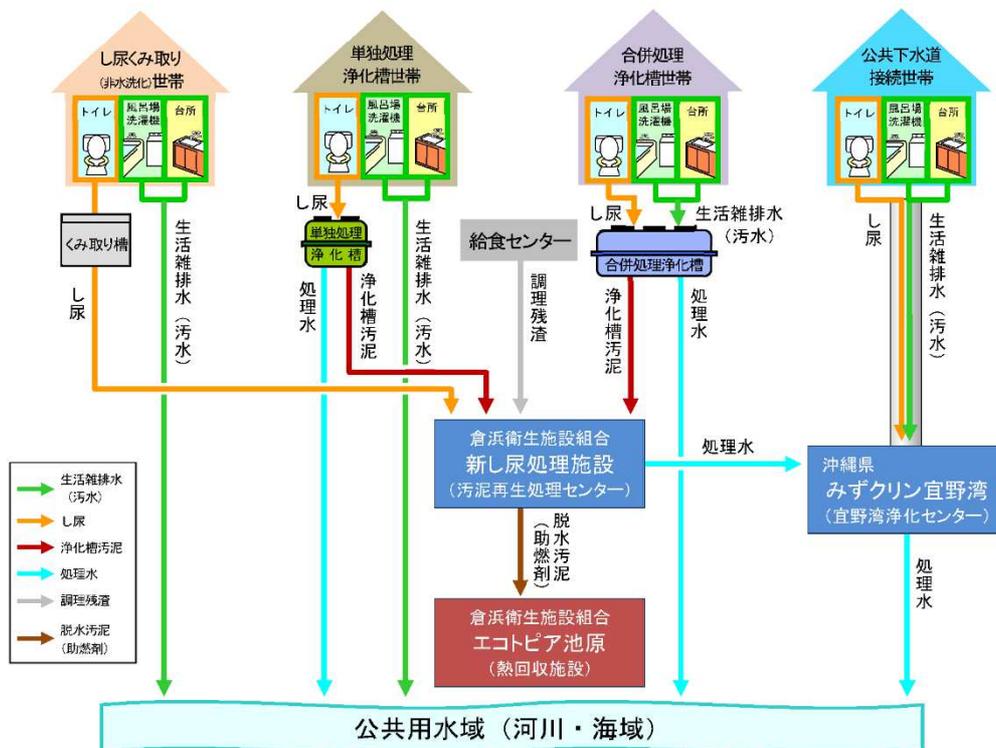


図 3-1 北谷町の生活排水の処理体制（令和4年度現在）

1-2 施設整備状況

(1) 汚泥再生処理センター（宜野湾清水苑）

倉浜衛生施設組合の汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」では、本町から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理が行われています。

以下に汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」の概要を示します。



図 3-2 汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」

表 3-1 汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」の概要

施設名称	汚泥再生処理センター 宜野湾清水苑
所在地	宜野湾市伊佐 4 丁目 9 番 6 号
施設規模	29kl/日（し尿 8kl/日、浄化槽汚泥 21kl/日、生ごみ（調理残渣〔野菜の切れ端など〕）400 kg/日
処理方式	前脱水＋希釈下水道放流
竣工	令和 4 年 3 月

資料：倉浜衛生施設組合ウェブサイト、宜野湾清水苑パンフレット

(2) 浄化センター（下水道）

沖縄県の「みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）」では、本町の公共下水道により運ばれる生活排水の処理が行われています。

当該施設では、本町、浦添市、宜野湾市、沖縄市、嘉手納町、北中城村及び読谷村の7市町村から1日に約101,850m³（令和2年度実績）の下水を受け入れています。

以下に施設の概要を示します。



図 3-3 みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）

表 3-2 みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）の概要

施設名称	みずクリン宜野湾（宜野湾浄化センター）
所在地	宜野湾市伊佐3丁目12番1号
施設規模	126,500 m ³ /日
処理方式	担体添加型活性汚泥法
処理開始	昭和45年7月

資料：沖縄県 土木建築部 下水道事務所ウェブサイト

1-3 し尿処理の状況

(1) 収集運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者により収集・運搬が行われています。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、町内全域（軍施設内は除く）となっています。

(3) 収集運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬方法は、許可業者がバキューム車により収集・運搬を行っています。

1-4 生活排水処理の状況

(1) 生活排水処理人口

令和3年度の水洗化人口は、公共下水道人口が27,852人、浄化槽人口が957人の計28,809人となっており、非水洗化人口（くみ取り人口）は207人となっている。

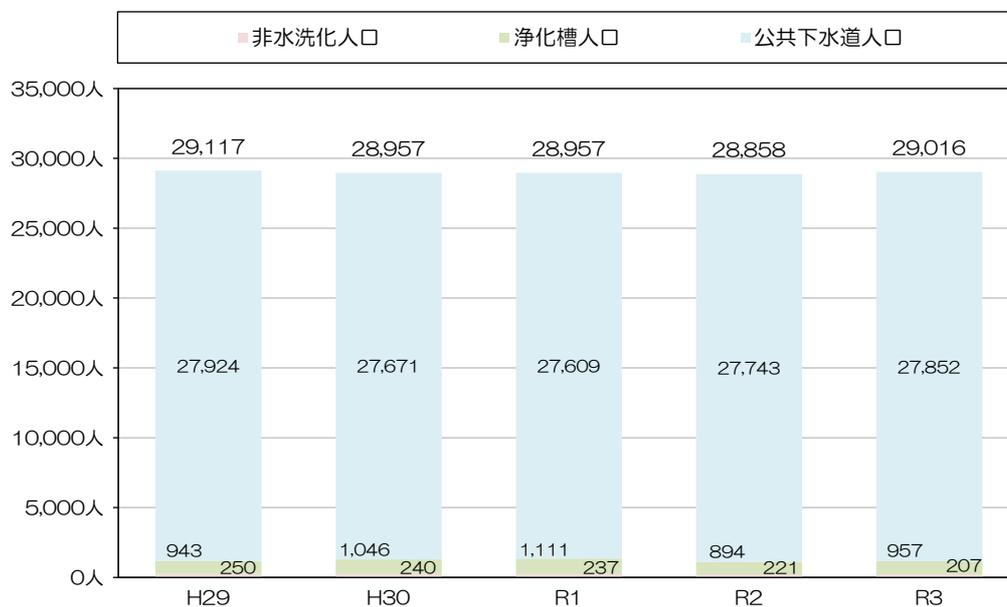


図 3-4 北谷町の生活排水処理人口の推移

表 3-3 北谷町の生活排水処理人口の推移

年 度	水洗化人口			非水洗化人口 計画収集人口	合計
	公共下水道人口	浄化槽人口			
		うち合併処理浄化槽人口			
平成 29 年度	27,924 人	943 人	(32 人)	250 人	29,117 人
平成 30 年度	27,671 人	1,046 人	(38 人)	240 人	28,957 人
令和元年度	27,609 人	1,111 人	(40 人)	237 人	28,957 人
令和 2 年度	27,743 人	894 人	(32 人)	221 人	28,858 人
令和 3 年度	27,852 人	957 人	(35 人)	207 人	29,016 人

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）、北谷町資料

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量

令和3年度のし尿処理量は、し尿が81kL、浄化槽汚泥が80kLとなっています。

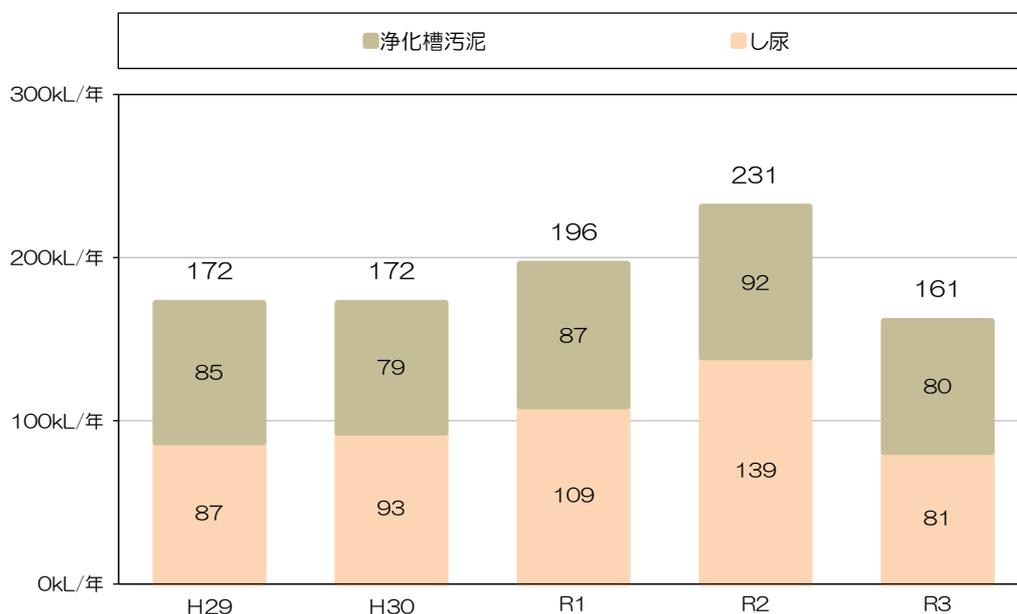


図 3-5 北谷町のし尿処理量の推移

表 3-4 北谷町のし尿処理量

年度	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)
平成 29 年度	87 (51%)	85 (49%)	172 (100%)
平成 30 年度	93 (54%)	79 (46%)	172 (100%)
令和元年度	109 (56%)	87 (44%)	196 (100%)
令和 2 年度	139 (60%)	92 (40%)	231 (100%)
令和 3 年度	81 (50%)	80 (50%)	161 (100%)

※ () は、構成割合

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）、北谷町資料

1-5 生活排水処理の課題

(1) 収集・運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の減少が見込まれますが、建設現場や事業所等の仮設トイレからのし尿は一定量継続的に排出されることから、その処理を含めて安定したし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を維持する必要があります。

(2) 公共下水道に係る課題

公共下水道の整備済地域において、当該施設への接続を行っていないし尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽世帯から排出される生活雑排水（台所、お風呂などの排水）については、未処理のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、公共下水道への未接続世帯については、意識啓発活動などにより、公共下水道への接続を働きかけていく必要があります。

(3) し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の実態把握に係る課題

公共下水道の未整備地域において、これまで沖縄県による浄化槽設置の許認可が行われており、し尿くみ取り世帯や単独処理浄化槽世帯が依然として存在しますが、これらの実態把握が不十分なことが課題となっています。

(4) 浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽の設置者において、浄化槽の保守点検や清掃、定期検査の維持管理が適正に実施されていない事例がみられます。

このような浄化槽については、生活排水を十分に浄化する能力を維持できていない可能性があり、その排水により公共用水域の水質汚濁の原因となっている可能性があります。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、浄化槽の適正な維持管理の実施を働きかけていく必要があります。

(5) 災害時のし尿処理に関する課題

大雨や洪水等の災害時には、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後、速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「北谷町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立が必要となるため、「北谷町地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定が求められます。

以下に災害時のし尿処理に関する主な課題を示します。

<災害時のし尿処理に関する主な課題>

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 「災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する必要がある。

2. 生活排水処理の将来量について

本町は、町内全域（米軍施設内は除く）が公共下水道の整備区域に指定されており、本町の下水道処理人口普及率（下水道を利用できる人口÷総人口）は、98.7%（令和4年3月31日現在）となっています。

今後は、公共下水道の整備済地域での未接続世帯への下水道接続促進、公共下水道の未整備地域への整備推進などにより、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少していくと想定されます。

今後は、公共下水道の整備済地域及び公共下水道の未整備地域におけるし尿くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の詳細な実態調査を実施し、個々の地域特性に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

し尿くみ取り世帯からのし尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥の処理は、し尿処理事業として環境省が所管しており、本町では保健衛生課 環境衛生係が担当しています。

また、公共下水道事業については、国土交通省が所管しており、本町では上下水道課 下水道係が担当しています。

し尿くみ取り世帯、単独処理浄化槽世帯及び合併処理浄化槽世帯の実態調査及び個々の地域特性に応じた生活排水処理の推進は、し尿処理事業と公共下水道事業の密な連携が不可欠であるため、各担当課間の連携を推進していく必要があります。

表 3-5 市町村別下水道処理人口普及率（下水道を利用できる人口÷総人口）
（令和4年3月31日現在）

市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率
那覇市	98.3%	国頭村	*	北谷町	98.7%	北大東村	*
宜野湾市	95.9%	大宜味村	9.0%	北中城村	63.3%	伊平屋村	*
石垣市	32.9%	東村	*	中城村	60.9%	伊是名村	*
浦添市	97.1%	今帰仁村	*	西原町	42.6%	久米島町	63.2%
名護市	70.1%	本部町	64.1%	与那原町	84.4%	八重瀬町	*
糸満市	69.6%	恩納村	*	南風原町	69.2%	多良間村	*
沖縄市	97.4%	宜野座村	*	渡嘉敷村	34.0%	竹富町	7.7%
豊見城市	79.3%	金武町	*	座間味村	65.2%	与那国町	*
うるま市	67.3%	伊江村	*	粟国村	*	沖縄県全体	72.4%
宮古島市	15.3%	読谷村	24.7%	渡名喜村	*		
南城市	26.8%	嘉手納町	100.0%	南大東村	*		

資料：「令和3年度末の汚水処理人口普及状況について」国土交通省 令和4年8月25日 報道発表資料

2-1 生活排水処理人口の推計

本町における生活排水処理人口の推計結果を表 3-6 に示します。

今後は、目標年度に向けて下水道の整備・接続を推進することで、下水道人口の増加が見込まれ、生活排水処理率も上昇する見込みです。

表 3-6 生活排水処理人口の推計結果

(単位：人、%)

区分	実績	推計値					
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
計画処理区域人口	29,016	29,202	29,389	29,575	29,603	29,676	29,749
生活排水処理人口	27,887	28,088	28,289	28,488	28,527	28,612	28,696
下水道人口	27,852	28,054	28,255	28,454	28,494	28,579	28,663
合併処理 浄化槽人口	35	34	34	34	33	33	33
単独処理 浄化槽人口	922	915	909	902	898	892	887
非水洗化人口	207	199	191	185	178	172	166
生活排水処理率	96.1	96.2	96.3	96.3	96.4	96.4	96.5

※生活排水処理率＝生活排水処理人口／計画処理区域人口

2-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計

し尿及び浄化槽汚泥発生量の実績値及び推計値を表 3-7 に示します。

人口は増加するものの、下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量の減少が見込まれます。

表 3-7 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計結果

(単位：kL／年)

区分	実績	推計値					
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
し尿	81	79	77	75	73	71	69
浄化槽汚泥	80	78	77	75	74	72	71
合計	161	157	154	150	147	143	140

3. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、住民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下の様な事項に取り組む必要があります。

行政における取組

関連する
SDGs



【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 非水洗化（くみ取り）世帯及び浄化槽使用（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）世帯の実態調査
- ② 公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③ 公共下水道の整備推進
- ④ 汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」の適正な維持管理の推進

【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 浄化槽の適正管理指導
- ② 事業者への適正排水の指導及び監視

【生活排水に係る資源化に関する取組】

- ① 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥などへの資源化の検討

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 町の広報、ホームページなどを活用した生活排水処理対策の啓発
- ② 生活排水処理対策の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレットなどの作成、配布）
- ③ 河川、排水路などの清掃活動の実施
- ④ 生活排水処理対策などに関する講演会などの開催
- ⑤ 水生生物観察会などの開催

住民における取組

関連する
SDGs



【生活排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

【生活排水の適正管理に関する取組】

- ① 調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）
- ② 米のとぎ汁を植木などへの散水へ利用する
- ③ アクリルたわしの利用
- ④ 洗剤、石鹼は適量を使用する
- ⑤ 洗濯排水などをベランダなどから排水しない
- ⑥ 無洗米の使用

【生活排水に係る資源化に関する取組】

- ① お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する
- ② 雨水、中水の積極利用

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取組】

- ① 町や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

事業者における取組

関連する
SDGs



【事業排水の施設整備に関する取組】

- ① 公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

【事業排水の適正管理に関する取組】

- ① 適正な排水管理、処理（水質汚濁防止法の遵守）
- ② 調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）

【事業排水に係る資源化に関する取組】

- ① 雨水、中水の積極利用

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

4-1 排出抑制・再資源化計画

生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減するために、公共下水道整備の推進及び接続率の向上を図り、し尿や浄化槽汚泥の排出抑制に努めます。

また、公共下水道の未整備地域では、し尿くみ取り世帯及び単独浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進します。

し尿や浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の「汚泥再生処理センター（宜野湾清水苑）」にて処理し、夾雑物等の処理残渣は最終的には同組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」で溶融処理されます。溶融処理により発生する溶融スラグについては再資源化業者により再資源化を行います。

4-2 収集・運搬計画

公共下水道の整備に伴い、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯の減少が見込まれますが、事業所等の仮設トイレからのし尿が一定量継続的に排出されることから、収集・運搬体制は現行を維持します。

(1) 収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の主体は、現行どおり許可業者によるものとします。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、本町全域（米軍施設内は除く）とします。

(3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、現行どおり許可業者によるバキューム車での収集・運搬方式を基本とします。

本町における今後のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少していくことが想定されるため、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するよう、適宜検討を行います。

4-3 中間処理計画

(1) 合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域では、単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、非水洗化（くみ取り）世帯に対しては合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行っていきます。

(2) 公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、当該整備済地域内の住民に対し、公共下水道への接続を推進します。

(3) 汚泥等処理施設

本町では、し尿くみ取り世帯及び浄化槽世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、倉浜衛生施設組合の汚泥再生処理センター「宜野湾清水苑」において処理を行っています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

4-4 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理後の処理残渣は、処理過程から発生する汚泥を脱水処理し、倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」において、助燃剤として活用しています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

資料編 目次

I	北谷町の概要	72
	1. 北谷町の自然条件	72
	2. 北谷町の世界条件	78
II	第六次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画.....	83
III	関係法令	84
	1. ごみ処理行政の動向	84
	2. 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令.....	100
IV	沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況.....	102
	1. ごみ焼却施設.....	102
	2. 一般廃棄物最終処分場	103
	3. し尿処理施設.....	105
V	持続可能な開発目標（SDGs）の詳細.....	107
VI	用語集.....	108

I 北谷町の概要

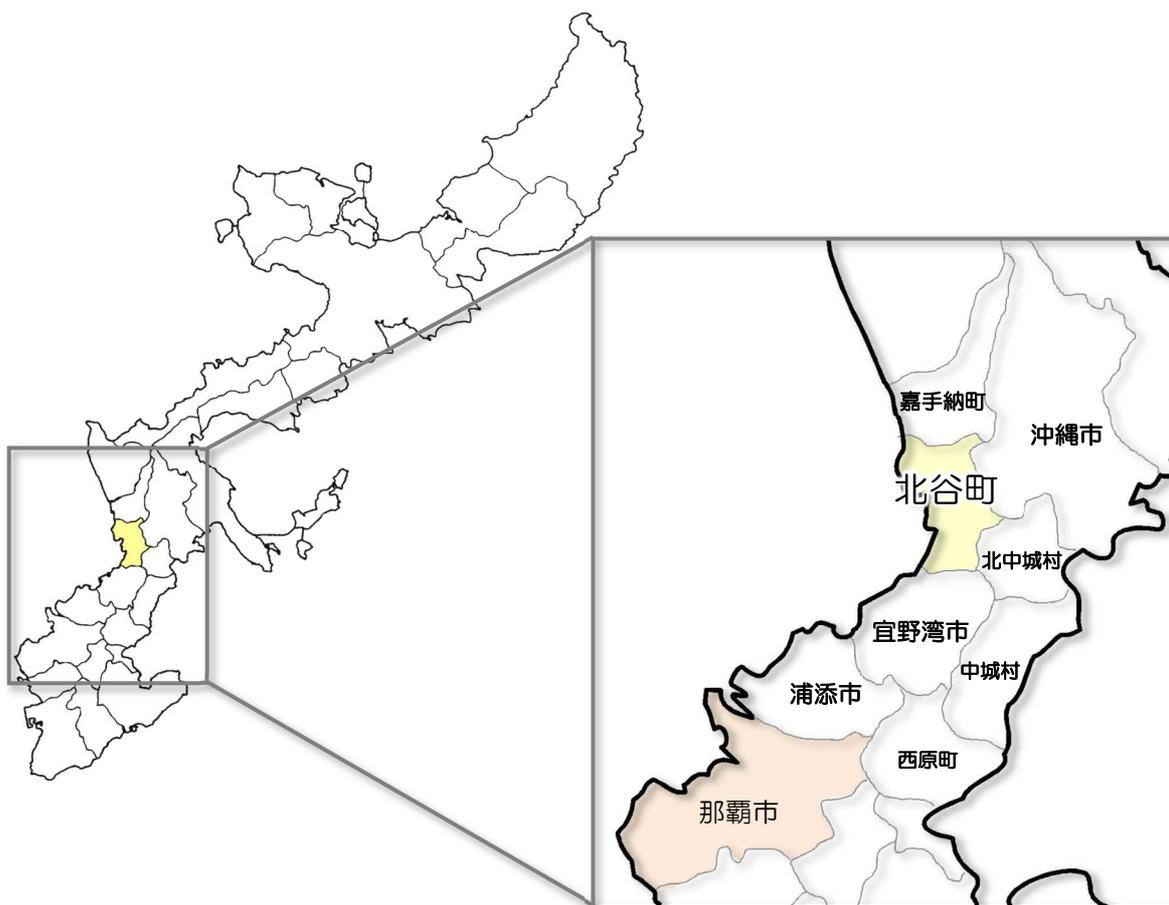
1. 北谷町の自然条件

(1) 北谷町の位置

本町は、沖縄本島の中部に位置し、県都である那覇市から北東へ約 16km に位置し、面積は 13.91km² となっています。町の東部から中央部は丘陵地をなし、西部は平坦で国道 58 号が南北に通過しています。

近年は、公有水面埋立や返還軍用地の跡地利用による西海岸一帯にて開発が進められているアメリカンビレッジの進展に伴い、沖縄県内でも“賑わいのあるエリア”となっています。

町境は、北側を嘉手納町、南側を宜野湾市、東側を沖縄市及び北中城村と接し、西側は東シナ海に面しています。



資図 1-1 北谷町の位置図

(2) 北谷町の地理的、地形的特性など

本町には、西海岸側に国道 58 号が南北に縦断しており、県道 23 号線、県道 24 号線及び県道 130 号線が東西に横断しています。

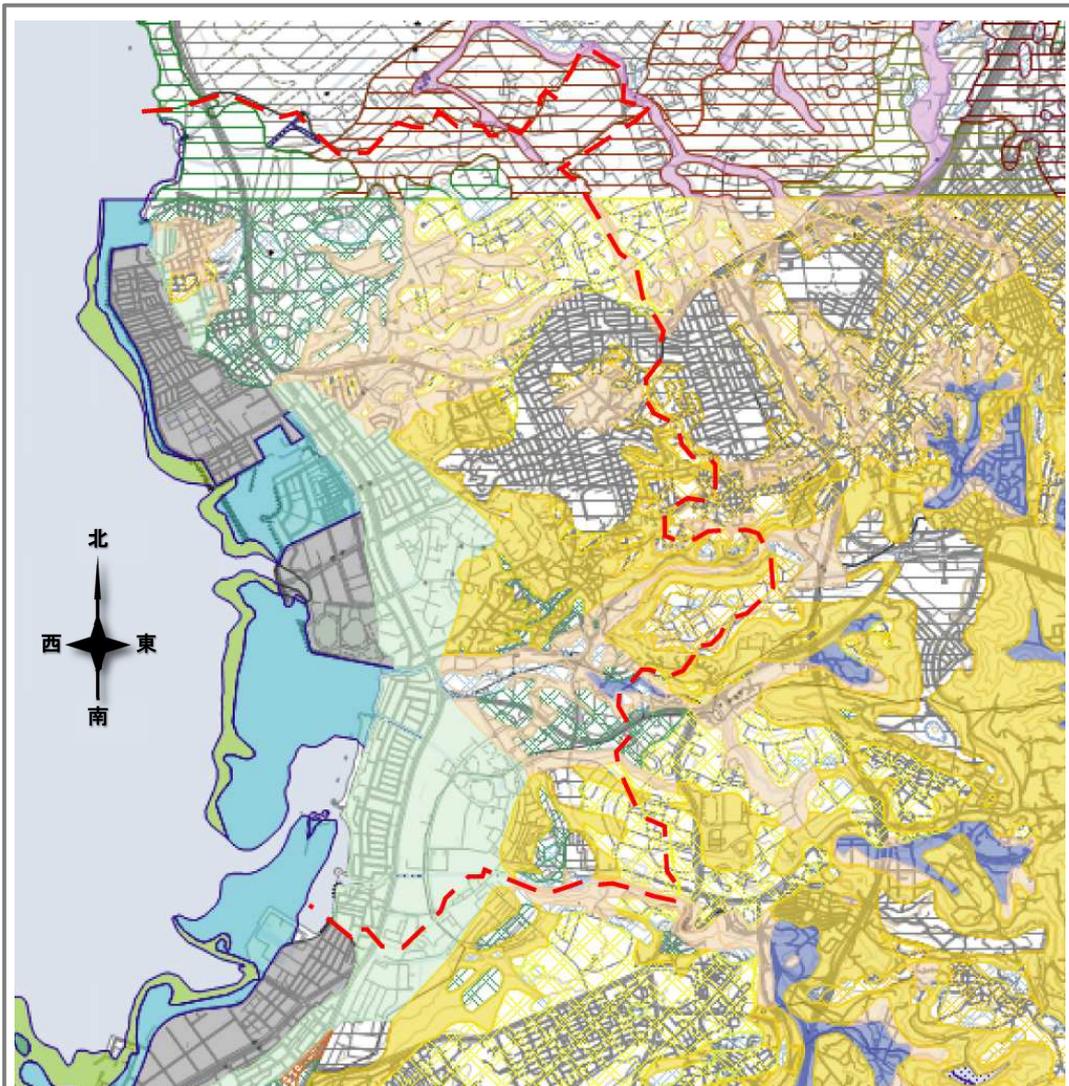
本町の地形は、東シナ海に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地の 3 つに大別されます。

また、本町には、普天間川及び白比川の 2 つの二級河川が流れています。



資料：沖縄県地図情報システム ウェブサイト「行政区域」

資図 1-2 北谷町概要図



台地・段丘

-  上位面
-  中位面（上位）
-  中位面（下位）
-  下位面
-  石灰岩堤
-  中位段丘Ⅱ面
（傾斜区分 0° ~ 1°）
-  低位段丘Ⅰ面
（傾斜区分 0° ~ 1°）
-  低位段丘Ⅰ面
（傾斜区分 1° ~ 3°）

丘陵地

-  小起伏丘陵
-  丘陵上を刻む浅い谷
（盆状谷）

低地

-  谷底低地
-  海岸低地

海岸

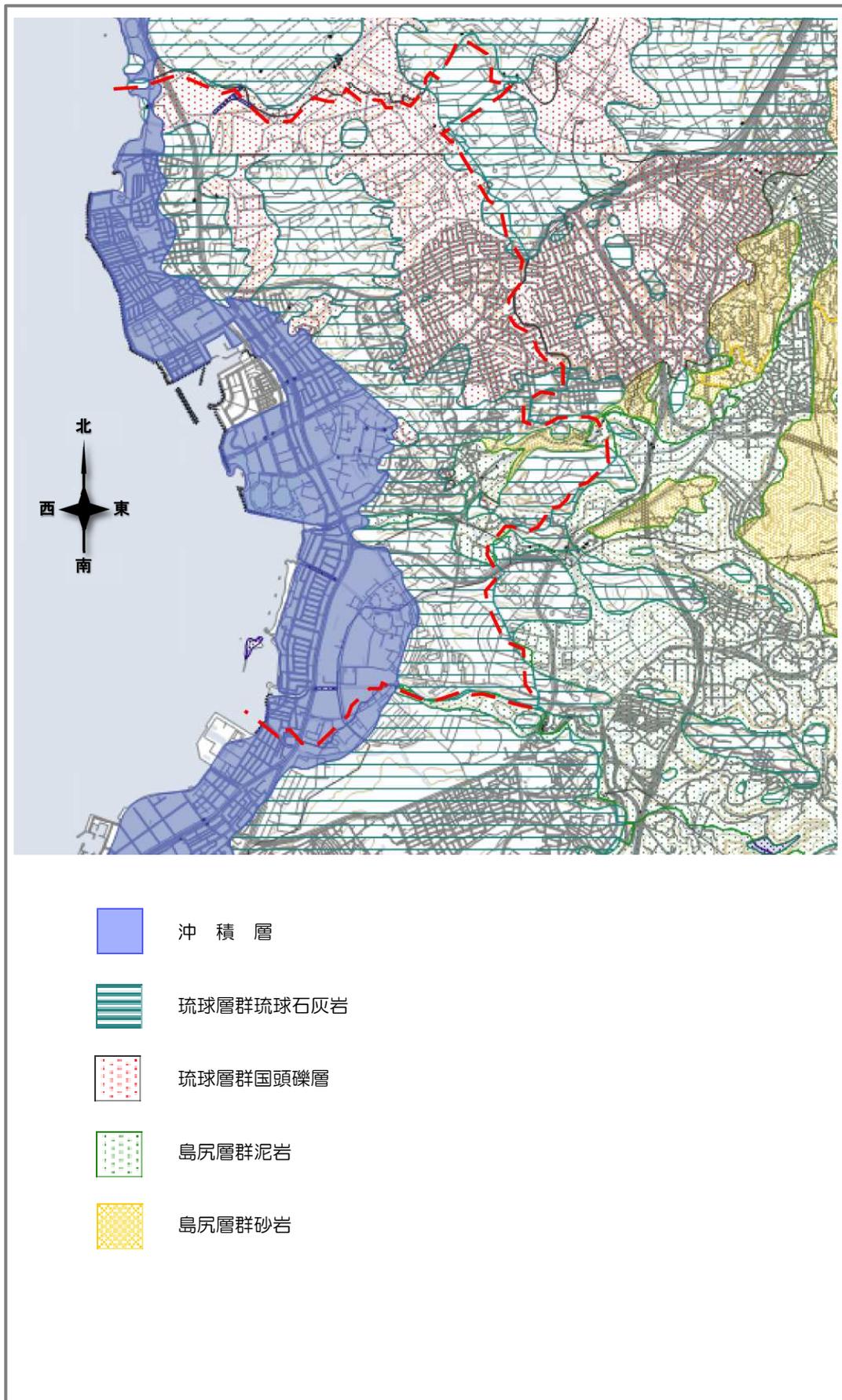
-  海浜
-  さんご礁原
（イノー礁池）
-  礁斜面

その他

-  人口平坦地
-  埋立地
-  断層崖

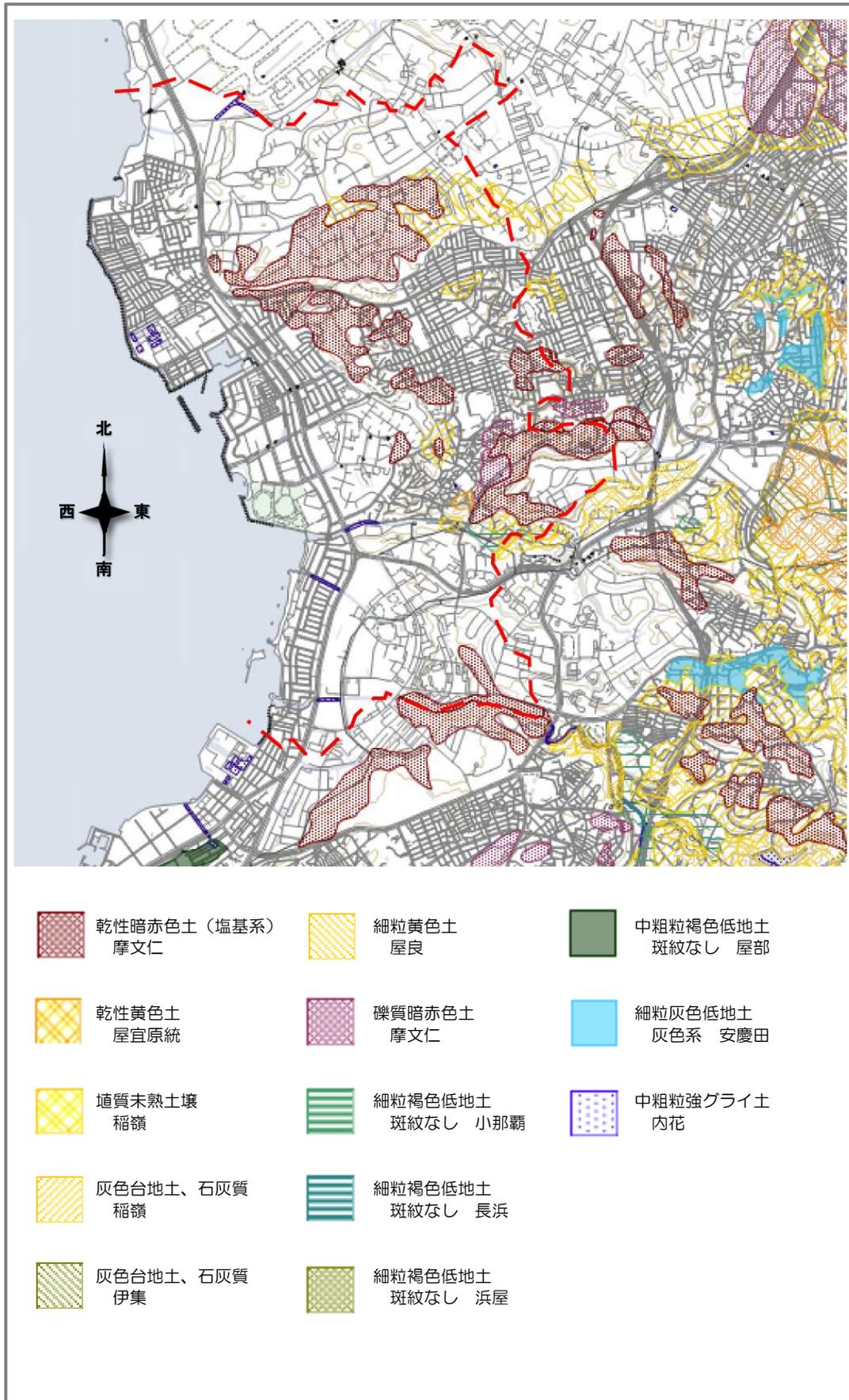
資料：沖縄県地図情報システム ウェブサイト「土地分類基本調査図（地形分類図）」

資図 1-3 地形分類図



資料：沖縄県地図情報システム ウェブサイト「土地分類基本調査図（表層地質図）」

資図 1-4 表層地質図



資料：沖縄県地図情報システム ウェブサイト「土地分類基本調査図（土壤図）」

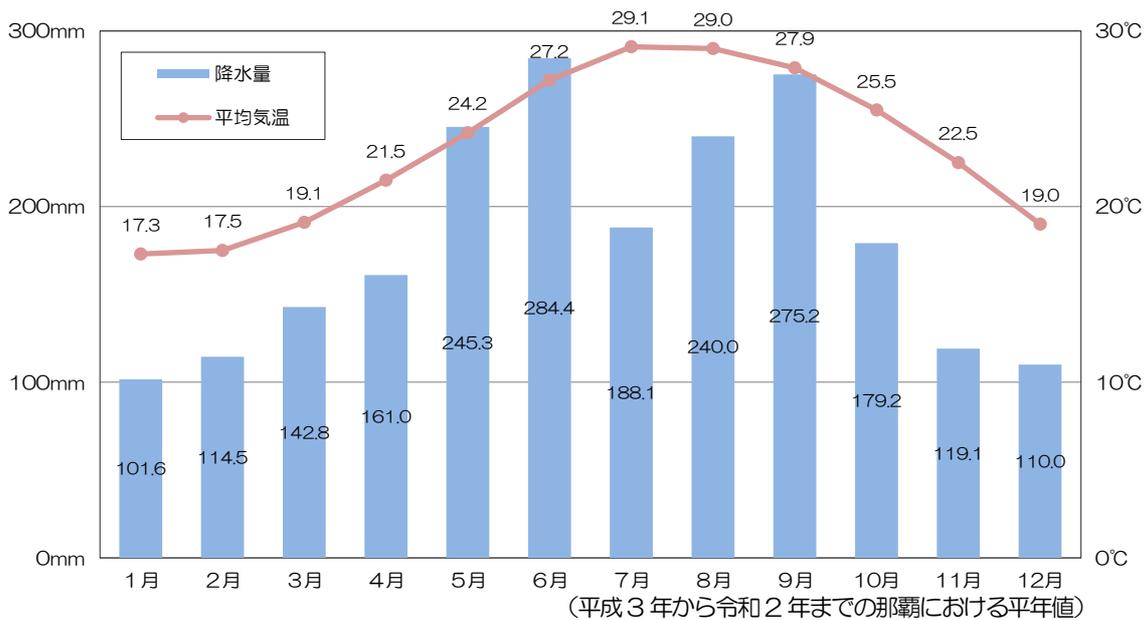
資図 1-5 土壤図

(3) 北谷町の気象状況

本町の気象状況について、平均的な気候の状態を示す指標である平年値に基づいて以下に述べます。なお、この平年値は沖縄气象台（那覇）の観測データに基づくものです。

平均気温の平年値は、17.3℃から 29.1℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と言えます。

また、降水量の平年値は、年間を通して各月ともに 100mm を超えており、梅雨時期の5～6月と台風の接近が多くなる8～9月には降水量が 200mm を超えています。



資図 1-6 北谷町地域の気象状況

資表 1-1 北谷町地域の気象状況（平成3年から令和2年までの那覇における平年値）

区分		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温 (°C)	最高		19.8	20.2	21.9	24.3	27.0	29.8	31.9	31.8	30.6	28.1	25.0	21.5	26.0
	最低		14.9	15.1	16.7	19.1	22.1	25.2	27.0	26.8	25.8	23.5	20.4	16.8	21.1
	平均		17.3	17.5	19.1	21.5	24.2	27.2	29.1	29.0	27.9	25.5	22.5	19.0	23.3
降水量 (mm)			101.6	114.5	142.8	161.0	245.3	284.4	188.1	240.0	275.2	179.2	119.1	110.0	2,161.0
風速 (m/s)			5.3	5.2	5.2	5.1	4.8	5.5	5.3	5.2	5.3	5.5	5.3	5.3	5.3
日照時間 (h)			93.1	93.1	115.3	120.9	138.2	159.5	227.0	206.3	181.3	163.3	121.7	107.4	1,727.1

資料：気象庁ウェブサイト

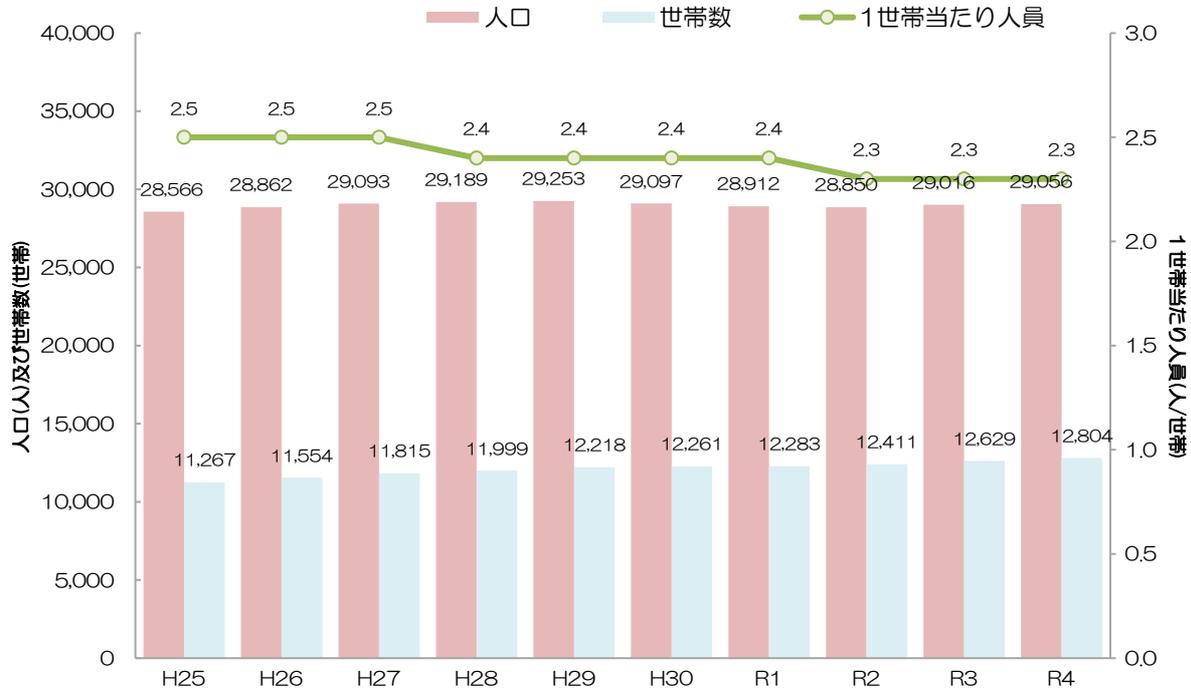
(https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_sfc_ym.php?prec_no=91&block_no=47936&year=&month=&day=&view=p1)

2. 北谷町の社会条件

(1) 北谷町の人口及び世帯数

本町の平成 25 年度から令和 4 年度の人口及び世帯数の推移を以下に示します。

本町の人口は、平成 30 年度から減少傾向となりましたが、令和 3 年度から増加傾向となっています。



資図 1-7 北谷町の人口及び世帯数の推移

資表 1-2 北谷町の人口及び世帯数の推移

(各年 12 月末現在)

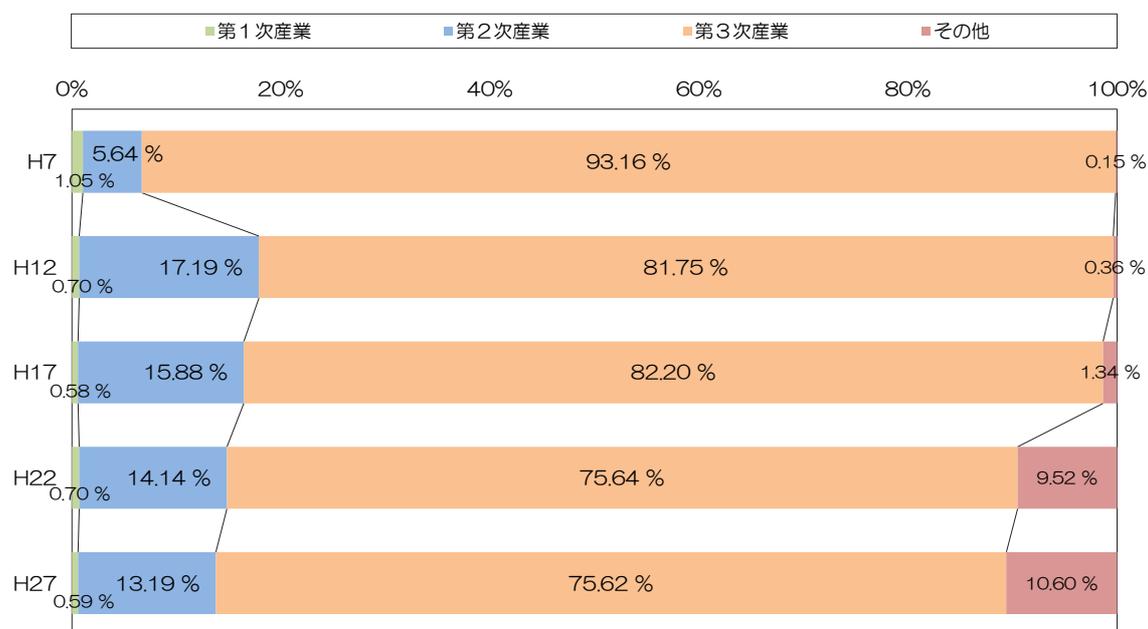
年度	人口			世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
	総人口 (人)	男子 (人)	女子 (人)		
平成 25 年度	28,566	13,809	14,757	11,267	2.5
平成 26 年度	28,862	13,911	14,951	11,554	2.5
平成 27 年度	29,093	13,991	15,102	11,815	2.5
平成 28 年度	29,189	14,038	15,151	11,999	2.4
平成 29 年度	29,253	14,066	15,187	12,218	2.4
平成 30 年度	29,097	13,984	15,113	12,261	2.4
令和元年度	28,912	13,851	15,061	12,283	2.4
令和 2 年度	28,850	13,842	15,008	12,411	2.3
令和 3 年度	29,016	13,904	15,112	12,629	2.3
令和 4 年度	29,056	13,879	15,177	12,804	2.3

資料：住民基本台帳法による世帯人口表（北谷町ウェブサイト）

(2) 北谷町の産業別就業者数

本町の平成7年から平成27年の産業別就業者数の推移を以下に示します。

産業別就業者数の構成比は、第1次産業は1%前後でほぼ一定となっており、第2次産業は平成12年に大幅な増加を示し、その後は緩やかな減少傾向にあります。第3次産業は本町で最も大きな割合を占めており、全体の8~9割となっています。



資図 1-8 北谷町の産業別就業者数の推移

資表 1-3 北谷町の産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

年別	区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	総数
	平成7年	就業者数(人)	86	462	7,628	12
構成比(%)		1.05%	5.64%	93.16%	0.15%	100.0%
平成12年	就業者数(人)	72	1,773	8,433	37	10,315
	構成比(%)	0.70%	17.19%	81.75%	0.36%	100.0%
平成17年	就業者数(人)	61	1,659	8,590	140	10,450
	構成比(%)	0.58%	15.88%	82.20%	1.34%	100.0%
平成22年	就業者数(人)	75	1,515	8,106	1,020	10,716
	構成比(%)	0.70%	14.14%	75.64%	9.52%	100.0%
平成27年	就業者数(人)	63	1,408	8,073	1,132	10,676
	構成比(%)	0.59%	13.19%	75.62%	10.60%	100.0%

※「その他」は分類不能の産業。

資料：北谷町統計書

(3) 北谷町の産業別事業所数

本町の産業別事業所数の推移を以下に示します。

事業所数は、平成 24 年から平成 28 年にかけて増加しています。

平成 28 年における事業所数は、1,404 事業所で、最も多い産業は「卸売業、小売業」となっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっています。

資表 1-4 北谷町の産業別事業所数の推移

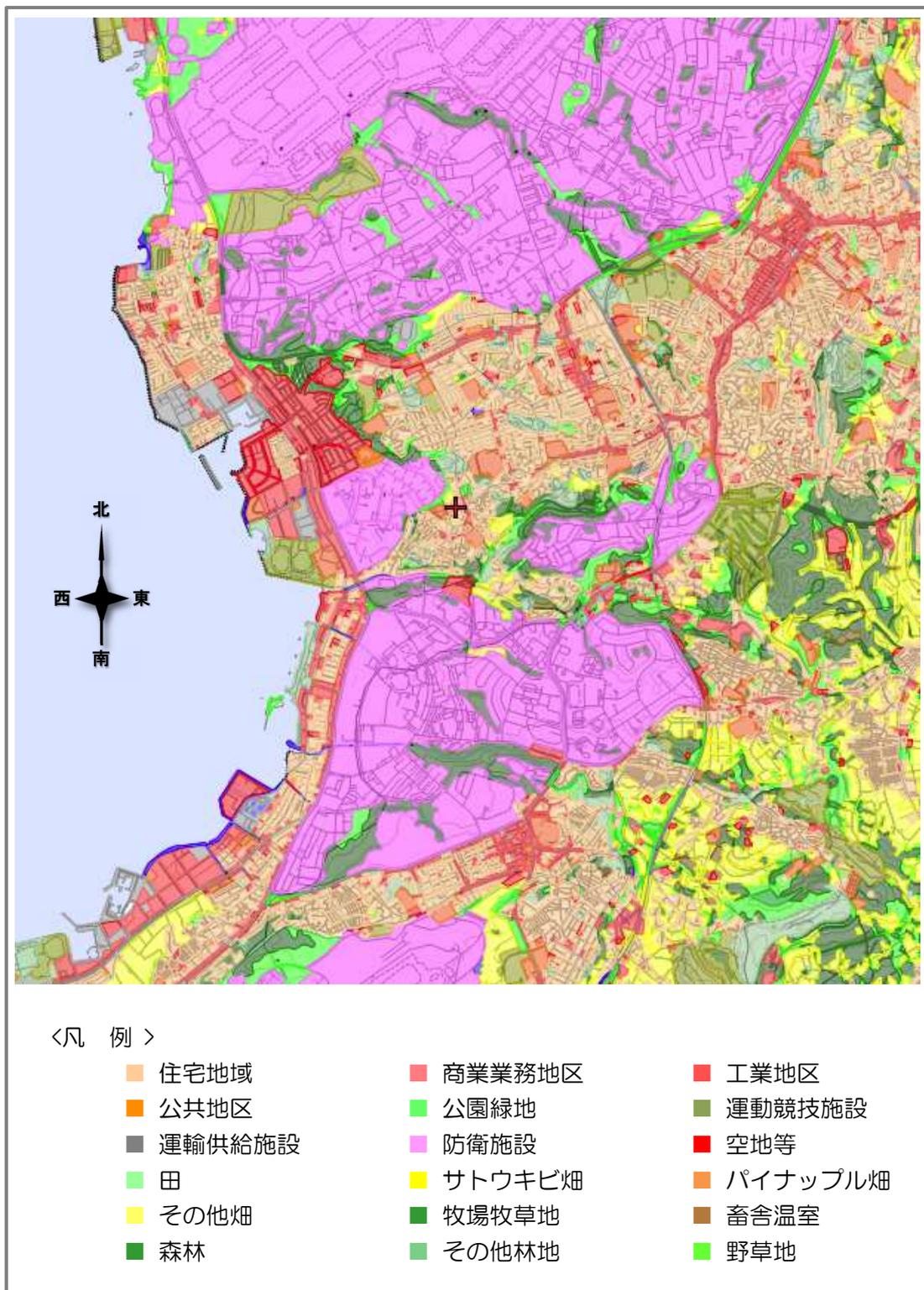
(単位：事業所)

産業分類	2012 年 (H24)	2014 年 (H26)	2016 年 (H28)
全産業	1,331	1,356	1,404
A 農業、林業	1	—	—
B 漁業	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
D 建設業	69	69	72
E 製造業	22	26	21
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
G 情報通信業	15	10	6
H 運輸業、郵便業	19	15	15
I 卸売業、小売業	361	370	385
J 金融業、保険業	21	23	25
K 不動産業、物品賃貸業	147	131	128
L 学術研究、専門・技術サービス業	37	44	47
M 宿泊業、飲食サービス業	254	265	290
N 生活関連サービス業、娯楽業	169	172	179
O 教育、学習支援業	58	52	55
P 医療、福祉	79	100	102
Q 複合サービス事業	5	6	6
R サービス業(他に分類されないもの)	74	73	73

資料：沖縄県統計年鑑 (https://www.pref.okinawa.lg.jp/toukeika/yearbook/yearbook_index.html)

(4) 北谷町の土地利用現況

本町の土地利用現況は、宅地や公共・公益用地等の都市的土地利用が約9割を占め、農地や山林、水面等の自然的土地利用が約1割となっています。また、都市的土地利用のうち、軍用地を含むその他の公益施設用地が町土の5割以上を占めています。



資料：沖縄県地図情報システム ウェブサイト「土地利用現況図」

資図 1-9 北谷町の土地利用現況図

(5) 北谷町の主要道路

本町には、国道が 1 路線（国道 58 号）、主要地方道が 1 路線（沖縄北谷線）、一般県道が 2 路線（県道 24 号線、130 号線）整備されています。

資表 1-5 北谷町の主要道路

道路種類	路線名	総延長 (m)	重用 (m)	未共用 (m)	実延長 (m)	簡易含 舗装率 (%)	改良済 延長 (m)	未改良 延長 (m)
国道	国道 58 号	5,915	0	0	5,915	100	5,915	0
主要地方道	沖縄北谷線	2,580	0	0	2,580	100	2,580	0
一般県道	県道 24 号線	2,698	40	0	2,658	100	2,658	0
	県道 130 号線	1,325	0	0	1,325	100	1,325	0

資料：「道路施設現況調査（令和 2 年度）」沖縄県土木建築部

Ⅱ 第六次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画

令和 4 年 3 月に策定された「第六次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画」に示されている廃棄物に関する施策等は、以下のとおりとなっています。

(第六次北谷町総合計画 基本構想・前期基本計画 109 ページより抜粋)

基本方針

- 快適で美しい生活環境を確保するために、自然生態系との調和と保全を基本として、町民一人ひとりから事業所、行政に至るまで環境美化とごみの 4R (Refuse (リフューズ)、Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル)) に取り組み、廃棄物処理対策、自然と生活環境の保全に関する意識向上のための啓発活動を推進します。
- 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制に取り組みます。

【施策】ごみの減量化・リサイクルの推進

施策の方向性

ごみとなるものは断る Refuse (リフューズ)、ごみの発生を抑制する Reduce (リデュース)、製品等の再使用に努める Reuse (リユース)、資源として可能なものについては再生利用を図る Recycle (リサイクル) の「4R」を推進するとともに、住民、事業者、行政の三者の協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

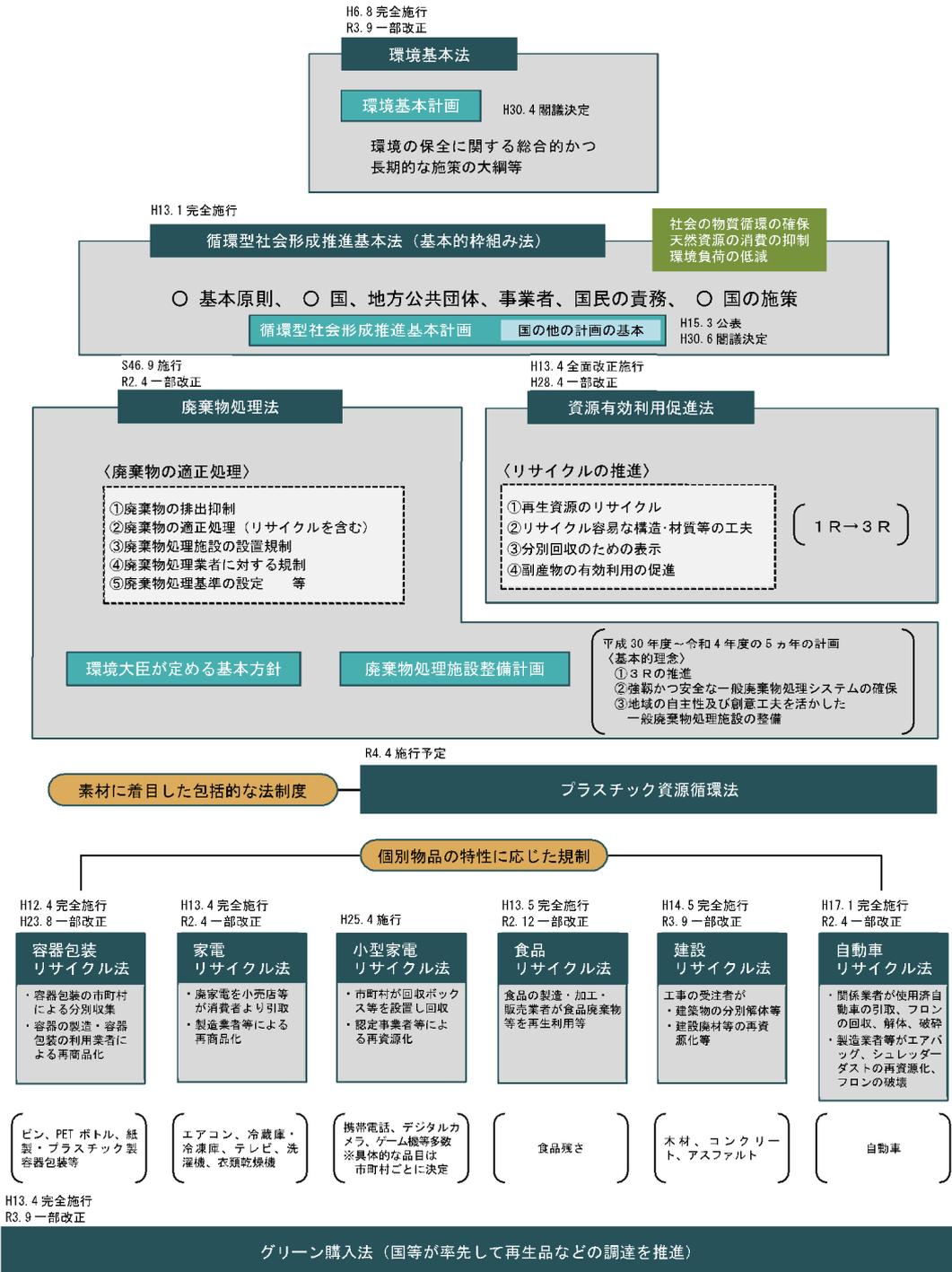
また、自動車、家電、一般家庭ごみ等の不法投棄を防止するため、クリーン指導員による地域監視体制の強化を図るとともに、適正な処分が実施されるよう分別方法の周知と処理に関する助言指導を行います。

さらに、食品ロス・食品廃棄物の排出抑制に向けた普及・啓発に取り組みます。

Ⅲ 関係法令

1. ごみ処理行政の動向

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」(平成23年版、環境省)を基に、一部変更を行っています。

資図3-1 循環型社会の形成の推進に係る法令

(1) 環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

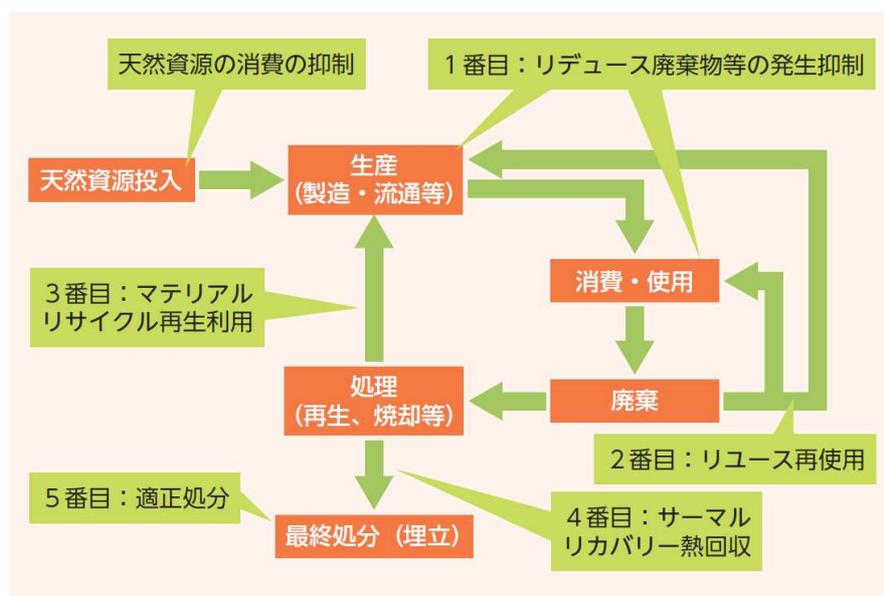
この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は平成30年4月に閣議決定した「第五次環境基本計画」となっています。

(2) 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

資図 3-2 循環型社会の姿

資表 3-1 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示
「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義
法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化
①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。
(1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
(2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定
循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。
(1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
(2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
(3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
(4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
(5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
(6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示
 - 廃棄物等の発生抑制のための措置
 - 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
 - 「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
 - 再生品の使用の促進
 - 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）

(3) 廃棄物処理法

① 廃棄物処理法の概要

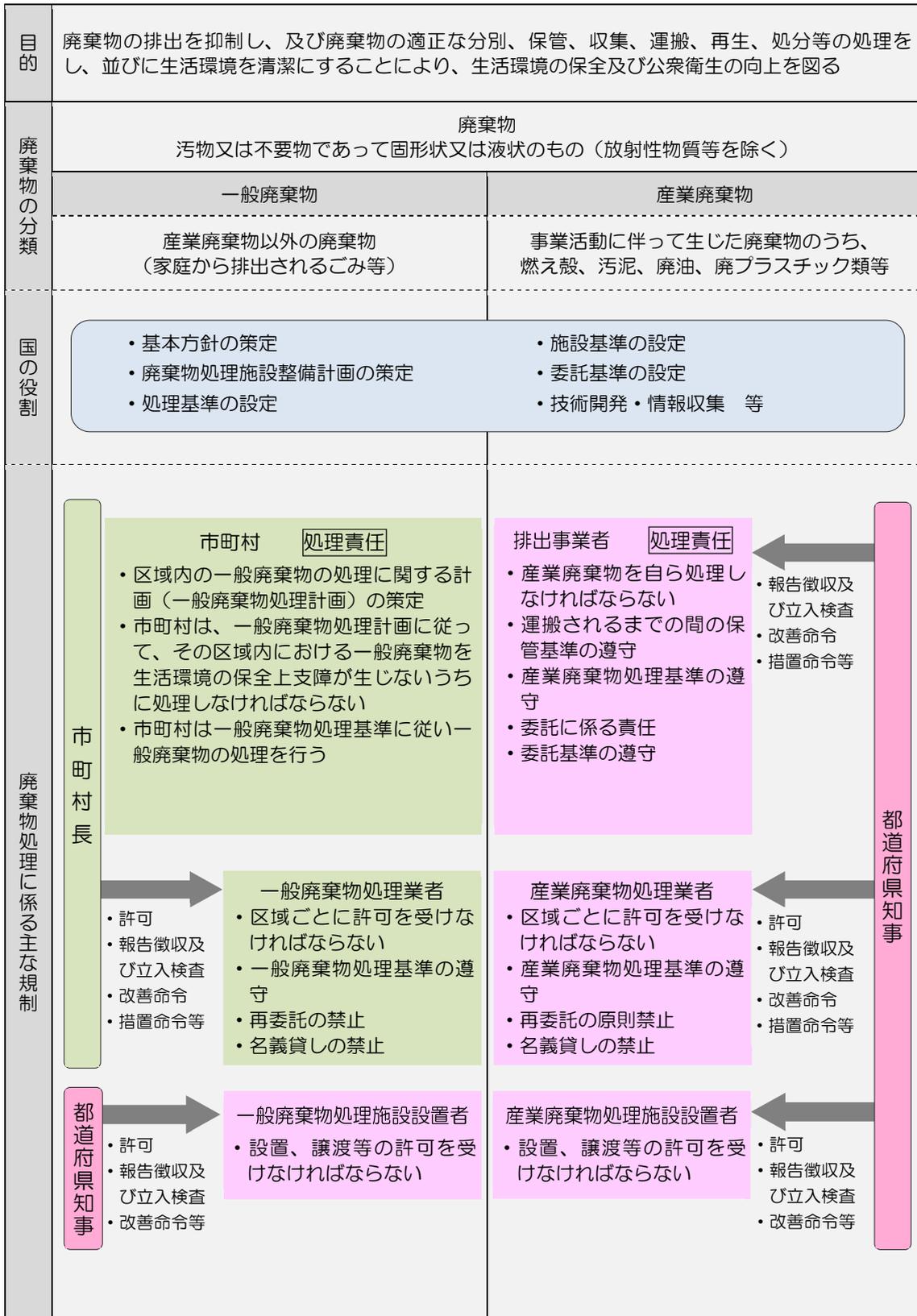
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和 45 年の第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

資表 3-2 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処理業 （収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省



資料：「平成 19 年版 環境/循環型社会白書」環境省

資図 3-3 廃棄物処理法のしくみ

②関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

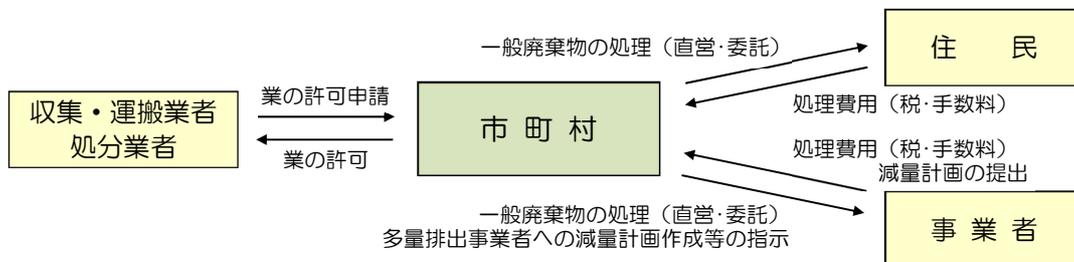
以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

資表 3-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

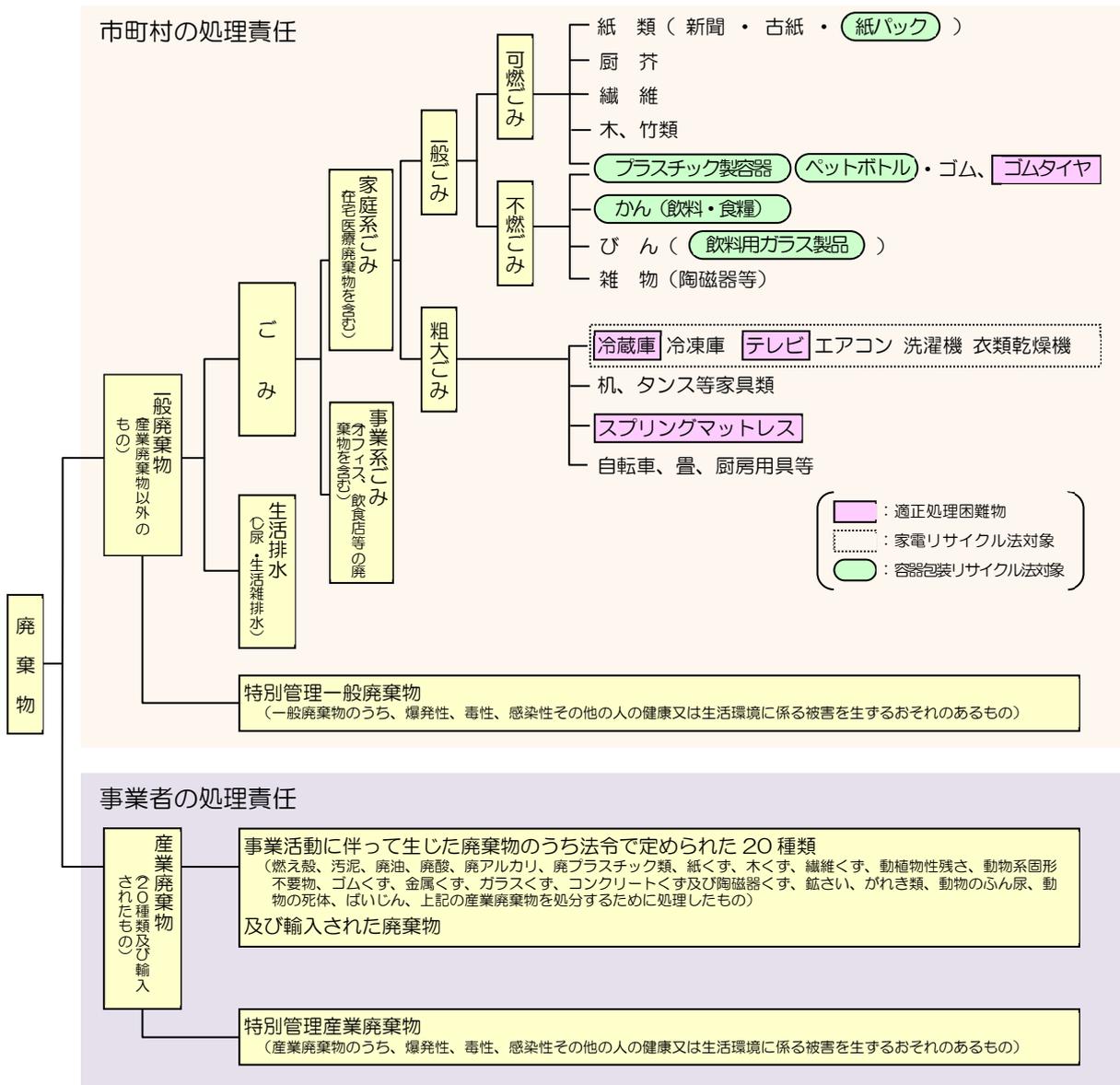


資図3-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

③ 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

資図3-5 廃棄物の区分

④一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみを含みます。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受けます。また、この他、し尿（生活排水）も一般廃棄物となります。

⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことです。

資表3-4 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容	業種指定
法 律	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ	
	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等	
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等	
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液	
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液	
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物	
政 令	7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有
	8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12. ゴムくず	天然ゴムくず	
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等	
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等	
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	20. その他	上記1～19に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

⑥特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成3年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。

それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に区分されています。

資表 3-5 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの		

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」（令和3年版）環境省

ア PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCB は工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。その後、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15 年後の平成 28 年までに処理を終えることとされていましたが、平成 24 年の法改正により令和 9 年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われました。

また、平成 26 年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められています。

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれています。

昭和 58 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになります。

ダイオキシン類対策は、平成 11 年 3 月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、平成 11 年 7 月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の 2 つを基に進められています。

ウ 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」とされています。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準を示します。

資表 3-6 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種 類	例
産業廃棄物	
燃え殻	焼却灰
汚 泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ティスポーザブルの手袋等
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンブル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年 3 月）」環境省

資表 3-7 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ティスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>
--

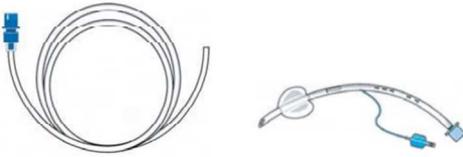
資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年 3 月）」環境省

⑦在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされています。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしています。

資表 3-8 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意※1	
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ CAPDバッグ	×	
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテーテル類		
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型インスリン注入器		 栄養剤注入器 ※針は付属しない
	脱脂綿・ガーゼ			
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針	 （針ケース装着時）	○※2	
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○	

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成 20 年 3 月）」在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

⑧適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがありますが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっています。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、平成3年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものです。

本条の規定は、本条第1項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は、当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるとしたものです。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について、適正な処理を確保してもらいたいとされています。

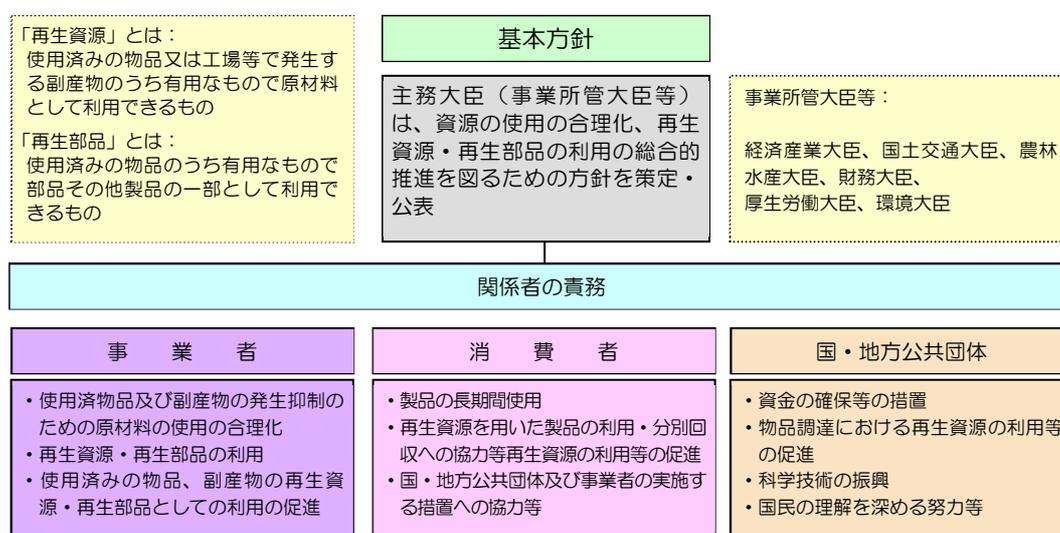
指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ② 廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④ 廃スプリングマットレス

(4) 資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成12年に成立、平成13年4月に施行された法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

資図 3-6 資源有効利用促進法の概要

(5) プラスチック資源循環法

正式な名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」といい、令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行された法律です。

この法律では、海洋プラスチックごみや気候変動等の問題に密接に関係するプラスチックについて、使用の抑制や合理化、資源として循環すること等を促進することによって、これらの諸問題に対応していくことを目的としています。

(6) 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。

(7) 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に成立した法律です。

家庭用電化製品の中でも特にエアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目はリサイクルする必要性が高く、その製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

平成 21 年 4 月 1 日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加され、また、平成 23 年の地上デジタル放送化に伴い、平成 21 年～平成 22 年の間にブラウン管テレビの引取台数が増加しています。

(8) 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成 24 年に成立した法律です。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしています。

(9) 食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。

(10) 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

(11) 自動車リサイクル法

正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、平成 14 年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしています。

(12) グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。

(13) 食品ロス削減推進法

正式な名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」といい、令和元年 10 月 1 日から施行されています。

この法律では、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律です。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間 600 万トン以上（平成 30 年度）、県内では 6 万トン以上（令和元年度）が発生しているといわれています。この量は、1 人 1 日あたりに換算すると約 110～120 グラムに相当し、お茶碗 1 杯分のごはんの量に近い量が捨てられていることになっています。

2. 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物処理法をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるために、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければなりません。

以下に関係する主な法令を示します。

資表 3-9 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地法	緑地保全地域内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
首都圏近郊緑地保全法	保全区域（緑地保全地域を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が6cm ² を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が6cm ² を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制。
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限。地表又は水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から60m以上の高さのものには昼間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。

法律名	適用範囲等
電気事業法	特別高圧（7,000V を超える）で受電する場合。高圧受電で受電電力の容量が50kW 以上の場合。自家発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
森林法	砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。
砂防法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。
農業振興地域の影響に関する法律	農用地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や、建築物の形態意匠の制限がかかることがある。
土地収用法	用地取得に際し、地権者への税優遇制度の適用根拠（要、税務署協議）

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）

IV 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

1. ごみ焼却施設

沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-1 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

(令和3年3月末現在)

	実施主体 施設名称	構成市町村 所在地	規模(t/日)	処理方式	着工年月	備考
				炉の形態	竣工年月	
本 島	1 名護市 名護市環境センター	名護市 名護市字茂佐 1710-3	40	機械化パッチ 20t/8h×2基	S51.12 S52.12	
	2 国頭地区行政事務組合 やんばる環境センター	国頭村・大宜味村・東村 国頭村字宇嘉 1179-416	12	機械化パッチ 6t/8h×2基	H26.6 H28.6	
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村 本部町字北里 182	80	機械化パッチ 40t/16×2炉	H7.9 H10.3	
	4 中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村 うるま市具志川字栄野比 1211-6	166	ガス化溶融 83t/24h×2基	H14.2 H16.9	
	5 比謝川行政事務組合 環境美化センター	嘉手納町・読谷村 嘉手納町字久得 242-1	70	準連続 35t/16h×2炉	H7.2 H10.3	
	6 倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市・宜野湾市・北谷町 沖縄市字池原 3394 番地	309	ガス化溶融 103t/24h×3炉	H19.3 H22.3	
	7 中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村 中城村字伊舎堂池武当原 787 外	40	全連続+灰溶融 20t/24h×2基	H12.12 H15.5	防衛施設庁予算 (当初)灰溶融設 備のみ活動休止
	8 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市・南風原町 南風原町字新川 650	450	全連続+灰溶融 150t/24h×3基	H14.8 H18.3	
	9 浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市 浦添市伊奈武瀬 1-8-1	150	全連続+灰溶融 75t/24h×2基	S55.10 S57.12	
	10 南部広域行政組合(東部清掃施設組 合)東部環境美化センター	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町 与那原町字板良敷 1612	98	準連続 49t/24h×2炉	S58.4 S60.3	
	11 南部広域行政組合(旧糸満市豊見城市 清掃施設組合)糸豊環境美化センター	糸満市・豊見城市 糸満市字東里 74-1	200	全連続+灰溶融 100t/24h×2炉	H7.12 H10.3	
	12 金武地区消防衛生組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村 宜野座村字漢那 1988	32	機械化パッチ 16t/8h×2炉	R元.8 R2.8	防衛省予算(当 初)
離 島	13 伊江村 伊江村E&Cセンター	伊江村 伊江村字東上カダ原 2788 外	7	機械化パッチ 7t/8h×1炉	H14.10 H16.2	防衛施設庁予算 (当初)
	14 久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町 久米島町字阿嘉 297-133	20	機械化パッチ 10t/8h×2基	S63.10 H2.1	
	15 渡嘉敷村 渡嘉敷村グリーンセンター	渡嘉敷村 渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4	機械化パッチ 4t/8h×1炉	H10.9 H11.7	
	16 粟国村 粟国村ごみ焼却施設	粟国村 粟国村草戸原 2334	3	機械化パッチ 3t/8h×1炉	H15.6 H16.3	休止
	17 渡名喜村 渡名喜村クリーンセンター	渡名喜村 渡名喜村高田地内	0.49	ガス化燃焼 0.49t/8h×1炉	H25.11 H25.11	
	18 南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村 南大東村字池之沢 1-1	3	機械化パッチ 3t/8h×1炉	H10.12 H12.5	
	19 北大東村 うふあがりクリーンセンター	北大東村 北大東村字南 211-1	2	機械化パッチ 2t/8h×1炉	H12.12 H14.3	
	20 宮古島市 宮古島市クリーンセンター	宮古島市 宮古島市平良字西仲宗根地内	63	準連続 31.5t/16h×2基	H25.3 H28.3	
	21 多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村 多良間村字仲筋 1624-2	3	機械化パッチ 3t/8h×1炉	H11.9 H12.5	
	22 石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市 石垣市字平得大俣 1273-439	120	連続 60t/24h×2炉	H7.3 H9.10	
	23 伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村 伊平屋村字田名 3225	3	機械化パッチ+灰溶融 3t/8h×1炉	H16.1 H17.5	
	24 竹富町 波照間小型焼却炉施設	竹富町(波照間島) 竹富町字波照間 4969-1	0.4	ガス化燃焼 0.4t/8h×1炉	H17.11 H18.5	
	25 竹富町 黒島小型焼却炉施設	竹富町(黒島) 竹富町字黒島 2601	0.4	ガス化燃焼 0.4t/8h×1炉	H17.11 H18.5	
	26 竹富町 竹富小型焼却炉施設	竹富町(竹富島) 竹富町字竹富 878	0.4	ガス化燃焼 0.4t/8h×1炉	H18.9 H19.3	
	27 竹富町 小浜小型焼却炉施設	竹富町(小浜島) 竹富町字小浜 3400-1	0.5	ガス化燃焼 0.5t/8h×1炉	H18.9 H19.3	
	28 竹富町 鳩間小型焼却炉施設	竹富町(鳩間島) 竹富町字鳩間地内	0.4	ガス化燃焼 0.4t/8h×1炉	H20.11 H21.5	
	29 竹富町 西表小型焼却炉施設	竹富町(西表島) 竹富町字高那地内	1.5	ガス化燃焼 1.5t/8h×1炉	H21.12 H23.1	
	30 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	伊是名村 伊是名村字勢理客 3630	3	機械化パッチ 3t/8h×1炉	H22.7 H24.1	

資料：「廃棄物対策の概要(令和4年2月)」沖縄県環境部環境整備課

2. 一般廃棄物最終処分場

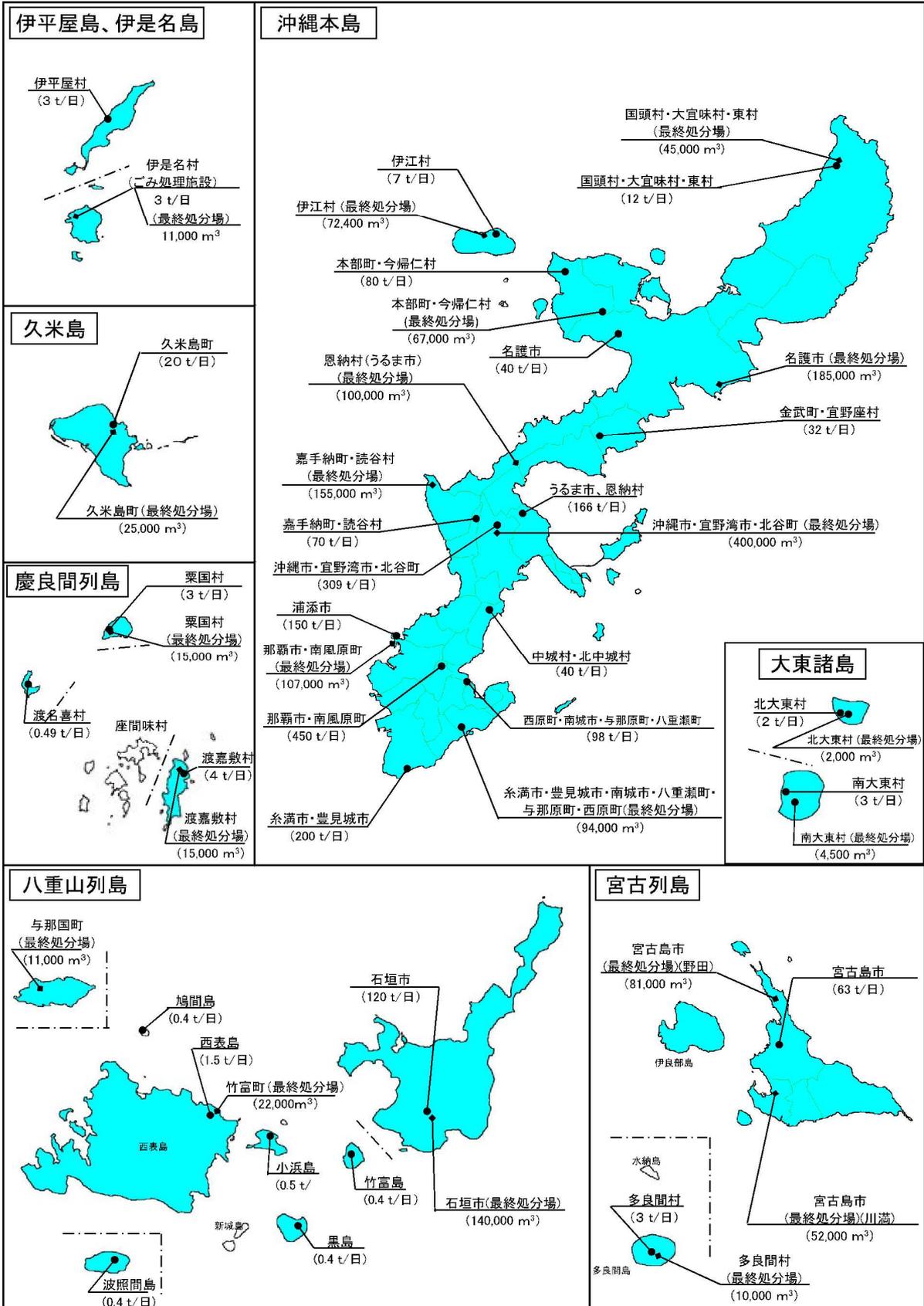
沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっています。

資表 4-2 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

(令和3年3月末現在)

	実施主体 施設名称	埋立場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村E & Cセンター	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	H3	25,382	72,400
4	宮古島市 宮古島市一般廃棄物最終処分場 (野田処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ	H6	10,600	81,000
5	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 破碎ごみ・ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
6	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
7	宮古島市 宮古島市一般廃棄物最終処分場 (川満処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
8	石垣市 石垣市最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残 渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)・破碎ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 一般廃棄物埋立処分施設	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H14	3,000	10,000
12	久米島町 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残 渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残 渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣(主灰) 可燃ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) その他 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	焼却残渣(飛灰) 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町・今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 北大東村最終処分場	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東クリーンセンター	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500
21	南部広域行政組合 美らグリーン南城	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H30	10,870	94,000

資料：「廃棄物対策の概要（令和4年2月）」沖縄県環境部環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（令和4年2月）」沖縄県環境部環境整備課

資図 4-1 沖縄県内のごみ処理施設整備状況

3. し尿処理施設

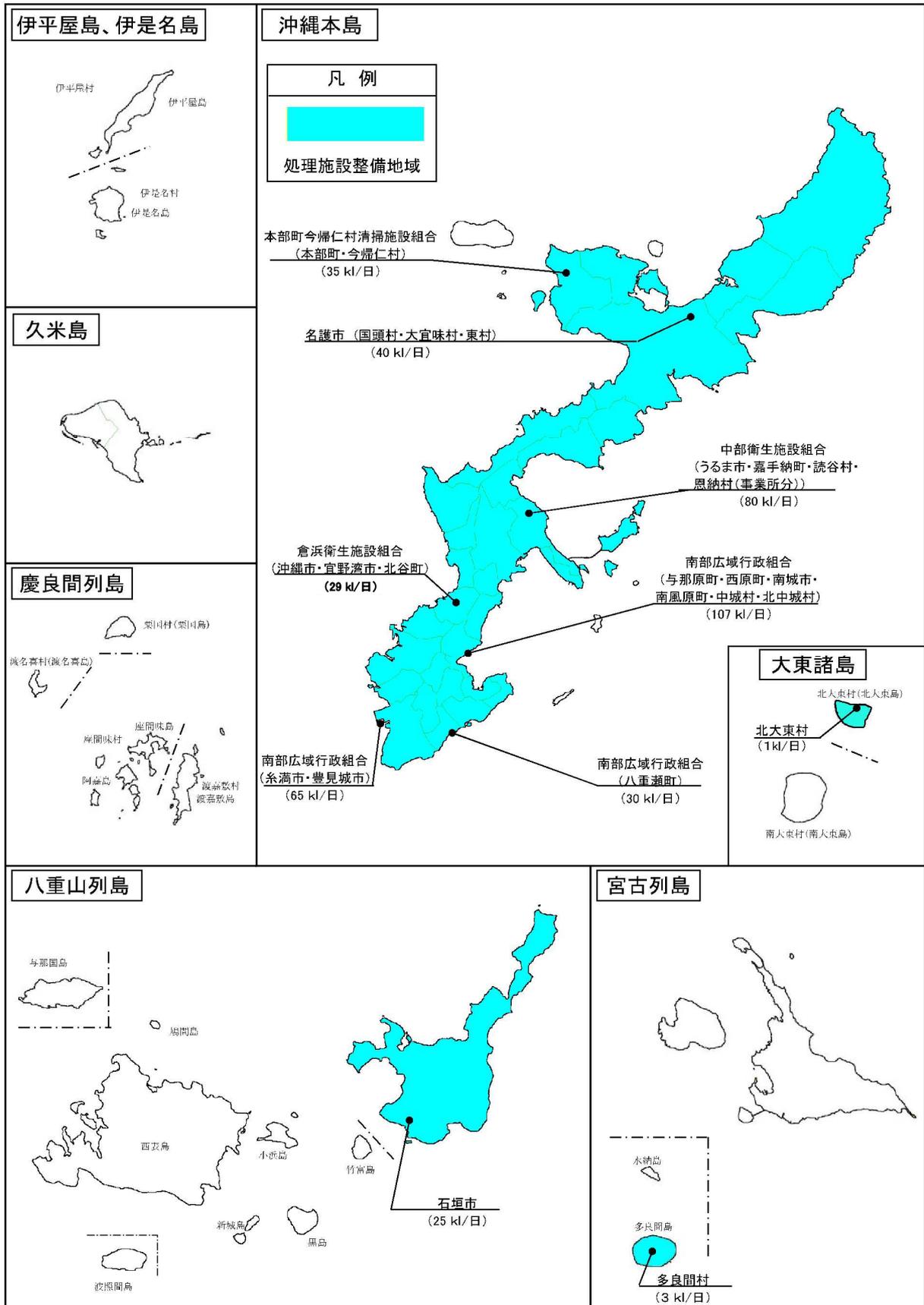
沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっています。

資表 4-3 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

(令和3年3月末現在)

実施主体		構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌消	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市・国頭村(委託)・東村(委託)・大宜味村(委託)	40	二段活	S47.8	S48.3
3	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町・今帰仁村	35	//	S49.9	S50.6
4	倉浜衛生施設組合 ^注	沖縄市・宜野湾市・北谷町	29	前脱水+ 希釈下水道 放流	R2.6	R4.3
5	中部衛生施設組合	うるま市・嘉手納町・読谷村・恩納村(事業所分)	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
6	南部広域行政組合 (旧糸満市豊見城市清 掃施設組合)	糸満市・豊見城市	65	//	S55.12	S57.3
7	南部広域行政組合 (旧島尻消防清掃組 合)	八重瀬町 ※H26.12から八重瀬町のみ	30	//	S61.2	S62.9
8	南部広域行政組合 (旧東部清掃施設組 合)	与那原町・西原町・南城市 南風原町・中城村・北中城村	107	固液分離、 希釈方式	H24.12	H26.12
9	多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
10	北大東村	北大東村	1	好消	H27.7	H28.9

注：「廃棄物対策の概要」(令和4年2月、沖縄県環境部環境整備課)を基に、No.4の一部変更を行っています。



注：「廃棄物対策の概要」（令和 4 年 2 月、沖縄県環境部環境整備課）を基に、倉浜衛生施設組合の規模の変更を行っています。

資図 4-2 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

V 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国々の不平等をなくそう</p>	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 ハートネーションで目標を達成しよう</p>	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典：「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」パンフレット（外務省）

VI 用語集

あ行

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

か行

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。OECD では平成 12 年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

さ行

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化」、「リサイクル」ともいう。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型5品目）を埋立対象とした最終処分場である。

②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」、「リサイクル（率）」ともいう。「再生利用（率）」の項参照。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■終末処理場

下水処理場ともいう。公共下水道により集水された下水を最終的に処理して公共用水域に放流するための施設である。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年法律第 105 号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

■堆肥化（コンポスト化）

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを目指す。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。2001（平成 13）年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

は行

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

■灰溶融

焼却灰をさらに約 1,500℃で溶かす（溶融する）こと。溶融後に冷却して、スラグやメタル等を資源物として回収する。灰溶融は、ストーカ式や流動床式のごみ焼却炉から排出される焼却灰を対象としている。溶融の方式は、溶融のための熱源の違いにより、燃料式と電気式に大別される。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。

■フードバンク

食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動のこと。

■ポリ塩化ビフェニル（PCB）

昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成 13 年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、15 年後の平成 28 年までに処理を終えることとされていたが、平成 24 年の法改正により令和 9 年まで処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、平成 26 年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成 13 年法律第 65 号。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

や行

■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

英数字

■SDGs（えすでいーじーず）：Sustainable Development Goals

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国連目標のこと。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

■4R

リフューズ（Refuse）：断る、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の 4 つの頭文字をとったものである。

- ① リフューズ (Refuse)
不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。
- ② リデュース (Reduce)
廃棄物の発生を抑制することである。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。
- ③ リユース (Reuse)
使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。
- ④ リサイクル (Recycle)
廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。
リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができますが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかります。

北谷町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）

令和5年3月

策定者 北谷町住民福祉部保健衛生課
〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号
TEL (098) 936-1234

作成委託 株式会社
沖縄環境地域コンサルタント
〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-22-3-2F
TEL (098) 871-1135
